

平成21年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成21年12月4日 開会

）

平成21年12月18日 閉会

吉田町議会

平成21年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告	13
○議案第77号～議案第82号の一括上程、説明	21
○議案第77号の質疑、討論、採決	32
○散会の宣告	40

第 2 号 (12月16日)

○開議の宣告	41
○一般質問	41
佐藤正司	41
藤田和寿	45
八木 栄	58
大塚邦子	70
○発言の訂正	82
○散会の宣告	82

第 3 号 (12月18日)

○開議の宣告	83
○議案第78号の質疑、討論、採決	83
○議案第79号の質疑、討論、採決	88
○議案第80号の質疑、討論、採決	88
○議案第81号の質疑、討論、採決	94
○議案第82号の質疑、討論、採決	94

○発議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 5
○議員派遣について……………	9 7
○議会閉会中の委員会継続調査について……………	9 8
○町長あいさつ……………	9 8
○議長あいさつ……………	1 0 0
○閉会の宣告……………	1 0 1

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 本日ここに平成21年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

昨日は議員の皆様には定例会の直前の貴重な時間を割いていただきまして本当に申しわけなく思っております。

さて、私は皆さんお持ちの議決権について言及することは、基本的には差し控えなければならないものでございますけれども、実は一般質問で藤田議員から危機管理について一般質問が出されておりますので、反対にこのあいさつの中で議会の危機について少しお話しし、皆さんにお考えいただきたいと思っております。

皆さんが議決権を行使するその判断基準というものは、常に国政とはいきさつが違うものがございましてけれども、町民の利益になるか、ある議案とかある案件というものが町民の利益になるかならないか、それが恐らく判断基準ではなかろうかと思っております。当然のことながら町民の利益という場合の特定少数の人間の利益になるか、不特定多数の人間の利益になるかというのが表に出るわけでございますけれども、町民の利益の中身というものをそれぞれ議決権をお持ちの議員の皆様は考えておられるのではないかと思いますけれども、議会の危機の訪れるのはどのような場合かと、私は現在の吉田町議会というのは、危機に入っていると思っております。すなわち先日の議会の報告会において、私もある会場でその話をいろいろお聞きしてございましたけれども、要は最終的にその議決というものが民意に離れる場合、当然のことながらそれは議会の危機を引き起こすとそう思っております。皆様の議決権の行使というものが結果として町民の利益に資するものであることをぜひとも考えていただきたいと思います。

そして、議決権の行使、議会全体として、また議員お一人お一人の議決権の行使というものが結果として、議会の危機の管理というものにつながってまいりたいと思っておりますので、ぜひともその大きなコンテンスの中でぜひとも議決権の行使というものをさせていただきたいと思っております。

また、きょう皆様に冒頭榛原病院の補正予算について議決をお願いするわけでございます

けれども、ある程度先が見えてまいりましたので、議会の皆様が吉田の町長として榛原病院の問題についてというさまざま質問があろうかと思っておりますので、でき得る限りお答えして、皆様の議決権の行使に資したいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は全員14名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、9番、大塚邦子君、10番、吉永満榮君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から12月18日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

9月18日金曜日、静岡県町村議会議長会総会並びに議長会議が静岡市の縣市町村センターで開催されました。

協議事項として、1、平成20年度静岡県町村議会議長会事業報告について、2、平成20年度静岡県町村議会議長会歳入歳出決算について、3、平成21年度定期総会開催日程（案）について、4、平成21年度自治功労表彰について、4議案について審議が行われ、いずれも承認されました。

9月29日火曜日、「富士山静岡空港と地域開発を進める会」主催の記念講演会が島田市地域交流センター「歩歩路」で開催されました。

講師は、株式会社ANA総合研究所地域活性化グループ総括、峯口秀喜氏でありまして、「国内外における空港を活用した地域活性化の効果的な事例に学ぶ」と題しての講演でありました。能登空港の広域交通機能中核施設としての位置づけ、空港需要の拡大を図るための各種イベントの開催などについての講演がありました。

10月14日水曜日、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会の全議員研修会が焼津市文化会館で開催されました。

この協議会は、本年度からの組織で、志太榛原地域の発展のため、共通課題を協議し、情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図ることを目的としております。当日は、講師に2人の方をお願いし、議員研修会が行われました。

10月19日月曜日、静岡市において「平成21年度静岡県町村議会議長会総会」が開催されました。

初めに、「議会議事功労者表彰」があり、県内の町議会から5名の方が表彰されました。当町議会からの表彰者はございませんでした。

続いて、審議事項に入り、平成21年度定期総会要望事項として、地方分権の推進を初めとする8項目の要望事項が承認されました。さらに、「定期総会決議」として、真の地方分権改革のさらなる推進を求め、8項目の要望事項の速やかなる実現を求める決議案を採択し、閉会いたしました。

10月24日土曜日、「第24回国民文化祭・しずおか2009開会式」がグランシップで開催されました。

小椋桂さんのプロデュースの県民ミュージカルには、オーディションにより選考された県民出演者、伝統芸能やオーケストラなどの文化関係団体を初め総勢500人が出演し、開幕を飾る盛大なオープニングになりました。

11月9日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会の主催による「第2回政策研修会」が静岡市内で開催されました。

当日は2名の方からの講演があり、初めに静岡県知事の川勝平太氏から「富国有徳の理想郷 ふじのくに」と題しての講演がありました。

続いて、株式会社浜松市民映画館代表取締役、榎本雅之氏から「映画館と町おこし」と題する講演がありました。映画館の復活により地域のにぎわいを取り戻したいという思いが感じられました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてであります。「議員派遣結果報告書」をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から「例月出納検査」並びに「財政的援助団体監査」の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

なお、定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名の一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第4回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等について、御報告申し上げます。

さて、国政におきましては、政権交代により民主党主体の連立新政権が誕生し、前政権が実施していた多くの政策は方向転換され、矢継ぎ早に打ち出される事業の中止や補正予算の削減・凍結などにより、国はもとより地方自治体におきましても混乱を余儀なくされております。

また、国の行政刷新会議により来年度予算の概算要求額を削減するための「事業仕分け」が行われ、事業の必要性や国、地方、民間との役割分担の見直しも指摘され、地方自治体はまさに政策転換の真ただ中に置かれている状況でございます。

こうした状況のもと、当町といたしましても、町民の皆様へのサービスが低下することがないように、国や県の動向をしっかりと見据えた上で、確かな情報収集を行うとともに、国や県に頼ることなく、町政を運営していけるよう、町民一人一人がみずからの力を高めていくことが行政に課された責務と考えております。

それでは、今年度における事業の進捗状況等について、御報告申し上げます。

まず、ことしの春以降依然として国内的に感染が拡大しております新型インフルエンザについて、御報告申し上げます。

本年5月に国内で新型インフルエンザ感染が確認されて以来、当町におきましても9月30日に新型インフルエンザ感染が確認され、その後保育園や小・中学校において学級閉鎖などの措置がとられておりますが、一段と厳しさを増す寒さとともに、流行するのではないかと懸念をしております。

新型インフルエンザは、例年の季節性インフルエンザと類似している点は多く、タミフルやリレンザといった治療薬が有効である反面、感染力が強いこと、軽症のまま回復するといった特徴があります。また、喘息や糖尿病等の基礎疾患のある方や、妊婦の方々は重症化する可能性があり、町民の皆様の大多数に免疫がないことから、感染拡大する危険性が高いのではないかと考えております。

新型インフルエンザのワクチン接種は、基礎疾患のある方などのさらなる重症化を防ぐことを目的に、国において緊急に導入されたものであります。

ワクチン接種は、11月9日から入院中の方を対象に始まっており、11月24日からは重症化の危険が高い妊婦の方、基礎疾患を有する方、1歳から小学校低学年のお子様を対象に実施されております。今後3月末までに1歳未満の乳児をお持ちの保護者、小学校高学年から高校生、65歳以上の高齢者で基礎疾患を有していない方の順に接種が行われますが、この要件に該当する方々の接種開始日につきましては、ワクチン接種回数やワクチン供給状況等を勘案し、県によって決定されることになっております。

また、ワクチン接種は、かかりつけ医療機関が基本となっておりますが、町内では県のホームページなどでお知らせしておりますように、11の診療所において受けることができます。

が、ワクチン接種に先立って予約が必要となります。接種費用は、原則として1回目が3,600円、2回目が2,550円、合計6,150円になります。

なお、ワクチン接種を受けやすい環境を整え、感染拡大の防止を目的に、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方の接種費用については、経済的負担軽減措置として接種費用が助成されます。

先ほども申しあげましたように、冬季を迎え、新型インフルエンザは感染拡大が懸念される状況でございますので、町民の皆様にはうつらない、うつさないを基本としていただき、みずからの体を守るための手段として、今まで以上に手洗い、うがい等を励行し、新型インフルエンザに感染しないように細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。

また、町では町民の皆さんへ必要な情報を適時に提供してまいりますので、引き続き落ち着いて行動していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、教育講演会について、御報告申し上げます。

10月30日午後7時から中央小学校体育館におきまして教育講演会を開催いたしました。この講演会は、小・中学校の保護者の皆様を対象に「大人の知る理科の楽しさ：童心に返って理科を学ぶことの意味を体験しましょう」と題しまして、静岡大学教育学部教授で吉田町「ちいさな理科館」建設委員会委員長であります丹沢哲郎氏をお招きして開催したものでございます。当日は、恐竜の骨を題材としてグループワークを交えた講演で、165の方が聴講され、理科教育の重要性について認識を深めていただきました。

次に、小・中学校における新型インフルエンザについて、御報告申し上げます。

町内小・中学校でも11月3日から学級閉鎖が発生し、吉田中学校、中央小学校、住吉小学校において学年閉鎖を行う事態となりました。学級閉鎖につきましては、既に感染が拡大した状況において効果が限定されることや、学級閉鎖の再発などにより学校教育活動に支障が生じてくるなどから、県において学級閉鎖基準が緩められました。しかし、学校における対策を緩めることなく、教職員による学校でのうがい、手洗いなどの指導と、家庭におけるうがい、手洗いなどの励行を保護者の皆様呼びかけ、感染防止に努めているところでございます。

次に、子どもをはぐくむ地域教育推進事業について、御報告申し上げます。

この事業は、町内各地区に地域教育推進協議会を結成し、各地区においてさまざまな事業を展開するものでございます。昨年度まで「かわしりっ子わんぱくサークル」「自彊わくわく教室」「片岡きらめき塾」という名称で、町内3地区で事業を展開していただいております。本年度から新たに住吉地区においても「住吉わっぱくらぶ」が結成され、町内4地区すべてに地域教育推進協議会が結成されまして事業を展開していただいております。

10月と11月には各地域内の宿泊可能な施設を利用いたしまして、親から離れ、異なる学年の子供たちや地域の方たちとともに食事の準備や掃除などの共同生活をしながら学校へ通う「通学合宿」を計画いたしました。川尻地区と片岡地区の両地区では、10月1日から3日までの2泊3日の合宿を実施していただき、川尻地区の23人、片岡地区14人の児童が参加しました。しかしながら、住吉地区と北区におきましては、町内で発生した新型インフルエンザの感染が急速に拡大したことを受けまして、感染予防のため残念ながらその合宿は中止となりました。

このように「通学合宿」を初め、子どもをはぐくむ地域教育推進事業の推進に当たりまし

ては、地域の皆様との連携、協力のもとに事業が実施されております。地域の皆様の温かい協力体制に対しましては、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、不特定多数の皆様が集まることが予想される事業につきましては、新型インフルエンザへの感染が懸念されますので、今後予定されている事業が延期または中止になる可能性がございますことをご案内させていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、高齢者介護予防事業について御報告申し上げます。

町では、介護保険の認定を受けるには至らない程度の虚弱な高齢者の方を把握するため、特定高齢者把握事業を実施しております。介護認定を受けておられない65歳以上の高齢者の方全員に基本チェックリストを郵送し、その回答から介護が必要になる可能性が高いと思われる特定高齢者候補者を抽出し、保健センターなどを会場に介護予防健診を行い、特定高齢者を決定しております。

基本チェックリストの回収は、4月に行い、介護予防健診は7月から実施し、12月までの間に19回を予定しております。今年度4月に行いました基本チェックリストの回収率は83.3%で、昨年80.6%と比べ2.7ポイント上がっております。

また、基本チェックリストの結果から特定高齢者候補者となられた方は、基本チェックリストの回答者の27.8%で、昨年28.2%と同程度となっております。

今年度の介護予防健診19回のうち11月末時点では、18回が終了しておりますが、この間の健診受診者は、受診券が発行された1,233人のうち483人となっております。残りの1回につきましては、12月下旬に保健センターで実施する予定であります。

また、介護予防健診の結果、特定高齢者となられた方は、昨年度は232人で、今年度は既に310の方が特定高齢者と診断されており、昨年232人を上回る数字となっております。

特定高齢者となられた方には、通所により「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの事業に参加していただいております。その結果、昨年度におきましては、特定高齢者となられた方のうち、これらの通所型介護予防事業に参加し、37.5%の方が特定高齢者から一般高齢者、つまり介護が必要になる可能性の低い高齢者に改善しております。

今年度は、新たに介護予防健診を実施した地区会場にて結果説明会を開催し、特定高齢者となられた方を対象に、通所型介護予防事業へより多くの方が参加していただけるよう呼びかけを行っているところでございます。

次に、窓口交付事務の本人確認について、御報告申し上げます。

昨年5月1日から戸籍法と住民基本台帳法の一部が改正され、個人情報保護の観点から要綱を制定するとともに、なりすましの防止を図るために、本人確認をより厳格に行い、運転免許証や旅券、健康保険証などで確認を実施しているところでございます。たのため本人確認書類をお持ちでない方や、運転免許証を返納された方には、写真付きの住民基本台帳カードの作成を御案内し、カードの普及も図っております。

また、戸籍法・住民基本台帳法により、直系親族以外の方が戸籍謄本、抄本の交付申請をするに当たりましては委任状が必要となり、同一世帯にいない方が住民票を交付請求する場合でも同様に委任状が必要となります。

このような改正を受けて、町ではこれまでに窓口で変更内容についてお知らせするとともに、町の広報紙やホームページに掲載し、町民の皆様にご迷惑をおかけしないよう対策を講じてまいりました。おかげをもちまして際立ったトラブルもなく、おおむね町民の皆様には

御理解していただけたものと受けとめております。

今後とも法律に基づいたよりよい住民サービスに努めてまいり所存でございます。

続きまして、交通安全対策について御報告申し上げます。

当町における本年1月から10月末までの交通事故発生件数であります。人身事故件数が221件で、前年と比べ9件の増加、そして、大変残念ながら死亡者が1人出てしまい、負傷者は286人で、前年と比べ26人の増加と依然として多くの交通事故が発生しております。

こうした中、今月の15日から31日までの17日間、「年末の交通安全県民運動」が展開されます。この運動は、夕暮れ時から夜間の交通事故防止や飲酒運転の根絶を運動の重点に実施するものであります。

町といたしましては、悲惨な交通事故を1件でも少なくするため、運動期間中のみならず、ふだんから「安全で安心なまちづくり」の実現に向けて、広く町民の皆様には交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただきますよう、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

また、今後も自治会、交通安全関係諸団体、交通指導員協議会や警察などの皆様と相互に連携を取りながら、交通安全意識の高揚を図り、交通安全運動での効果的な対策を進め、交通事故防止に努めてまいり所存でございます。

続きまして、土木事業発注状況について、御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路榛南幹線について、御報告申し上げます。

本年度も引き続き用地買収及び物件補償を進め、既に予定しておりました地権者の皆様全員から同意をいただきまして、契約の締結まで進んでおります。また、中央幹線、東名川尻幹線、大幡川幹線の3路線につきましては、それぞれ発注も済ませ、工事着手し、順調に進めております。

次に、空港関連事業の神戸地区のカネマン大井線道路改良工事でございますが、本年度の工事につきましては、既に発注を済ませ、年内には40%程度進捗する予定でございます。

なお、この事業では、1件の用地物件補償が残っておりますので、御同意いただけるよう引き続き交渉を続けてまいり所存でございます。

次に、町単独事業の道路改良事業について、おおむね計画どおり各工事が進捗し、民附2号線や日の出向原線など完成検査を完了している事業もございます。また、本年度用地物件補償を予定しておりました西の坪大浜5号線、東向2号線につきましては、該当地権者の方の同意をいただき、予定していた契約をすべて締結することができました。

次に、河川の改修工事でございますが、片岡地区の準用河川大窪川の改修工事と川尻地区の高畑山通り排水工事につきましては、農業用水の必要な時期も終わりましたので、11月に工事を発注し、予定どおり工期内の完成に向けて工事を進めているところでございます。

また、本年度発注を予定しております住吉地内樋門詳細設計業務委託でございますが、事業に関連する榛南幹線や二級河川坂口谷川について静岡県との調整も進み、発注できる段取りとなりました。この事業は住吉地区における大雨時の湛水被害を改善するための事業で、排水路の末端処理施設となる樋門の詳細設計を実施するものでございます。

次に、地震災害に伴う補修工事でございますが、去る8月11日の早朝に発生した地震により、住吉地区を中心とした町内各所の道路被害でございますが、9月議会において補修費の補正予算をお認めいただきましたので、緊急の道路補修工事を発注し、おかげをもちまして

既にこれらの工事につきましては、完了することができました。

このように本年度の各事業につきましては、予定どおり順調に進捗している状況でございます。

続きまして、ブロック塀撤去事業等の状況について御報告申し上げます。

先ほども申し上げましたように、8月の地震発生により、町内におきましてもブロック塀の倒壊や亀裂、傾き、かわらの損壊等多くの被害が確認されました。町では、ブロック塀の被害を受けられた方にブロック塀撤去にかかる補助制度活用のチラシを配布いたしました。また、7月発行の「広報よしだ」に引き続き、9月発行の「広報よしだ」においてもブロック塀の撤去事業を含む「TOUKA I-0」事業の制度について周知を図ってまいりました。その結果、前年度のブロック塀撤去の実績7件に対し、11月10日時点の受付件数が36件あり、そのうち28件が既に撤去を完了しております。

また、昭和56年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅を対象に、耐震性に不安のある木造住宅をお持ちの方が無料で専門家の診断を受けることができる「我が家の耐震診断」の申込み件数も前年度11件の実績に対し、34件の受付状況となっております。

このような結果からも、今回の地震で予想される東海地震に対する町民の皆様の意識がさらに高まったものと考察されます。

しかしながら一方で、住宅の耐震補強計画作成のための補助申請をされた方は9件、耐震補強工事にかかる補助申請では4件と前年度並みの申請件数でございます。引き続き各種補助制度を活用を周知していくとともに、町民の皆様が安心して暮らしていただけるよう事業を推進していく所存でございます。

続きまして、上水道事業について御報告申し上げます。

町では、安定した水の供給を推進するため、平成21年度におきましても施設の整備、老朽管の布設替え、他事業に伴う水道管の布設及び布設替え工事を実施しております。

まず、施設の整備でございますが、災害等の緊急時により迅速かつ安全な給水が行われるための事業として、各施設に非常用発電機を随時設置しておりますが、第1浄水場におきましては、既設発電機の改良、第4水源におきましては、新規に設置する工事を9月に発注し、計画どおり進捗しております。

次に、老朽管の布設替え事業として毎年度計画的に実施しております石綿管布設替え工事でございますが、吉田高校西側の塩谷上川原線配水管布設替え工事（第2工区）及び県道吉田港線から中臨港線までの東浜2号線ほか1路線配水管布設替え工事を11月に発注しております。その他石綿管布設替え工事以外の老朽管布設替え事業といたしまして、5本の工事を発注し、そのうち中原能満寺3号線ほか1路線配水管布設替え工事につきましては、完了しております。

また、水道管布設事業としまして、西の宮6号線ほか1路線配水管布設替え工事を発注しております。

一方、他事業に伴う水道管の布設及び布設替え工事でございますが、都市建設課の道路改良事業関連といたしまして、中央幹線ほか1路線配水管布設替え工事及び東名川尻幹線配水管布設替え工事を、また、公共下水道事業関連といたしまして3本の工事を既に発注しております。これらの他事業関連の工事につきましては、事業関係者と十分な協議、調整を図りながら進めているところでございます。

続きまして、公共下水道事業につきまして御報告申し上げます。

現在の整備事業につきましては、299ヘクタールの事業認可区域のうち、昨年度末までに209.71ヘクタールの整備を完了し、整備率は70.1%に達しております。また、本年10月末時点での下水道加入戸数は2,275戸で、1日当たり約1,842立方メートルの汚水を処理しております。

本年度の工事の進捗状況についてであります。住吉地区では吉田中学校と吉田郵便局の間を東西に走る「町道下吉田線」など上組と東村を中心に、川尻地区では西向地区を中心に面整備を進め、総延長にいたしますと約2.9キロメートルの工事をいずれも開削工法で進めております。

なお、下水道事業のように国の補助金を長期にわたり交付される事業につきましては、10年に一度事業再評価を行うこととされており、当町の下水道事業は、本年がその年に該当しておりました。そこで、公共下水道建設委員会の皆様に事業再評価監視委員会委員となっていただきまして、これまでの下水道事業につきまして事業の進捗状況や費用効果分析等の観点から御審議いただきました。その結果、「事業を継続することは妥当である」との答申をいただき、町といたしましても、事業継続を対応方針として決定したところでございます。

最後に、現時点における当町の財政の概況を申し上げます。

さて、改めて申し上げるまでもなく、今年度は世界的な経済不況の影響をまともに受ける厳しい財政運営を強いられておりますが、ただいまこの厳しい条件に加え、榛原総合病院の経営悪化という難問が当町財政運営に重くのしかかっている状況でございます。このため、今議会定例会におきまして約2億3,000万円もの額を財政調整基金から取り崩し、これを財源として榛原総合病院に対する追加の財政支援費を計上した補正予算案を上程させていただくことになりました。

当町の平成15年度当初予算編成までの財政運営を見ますと、基本的な部分における財政規律が明確化されていないところもございました。その結果、町の健全な経営とはほど遠い施策も実施されてまいりました。このため平成16年度の当初予算編成以降、財政運営の明確な基本ルールを定め、財政の立て直しに努めることといたしました。そのルールの1つ目は、町の新たな借り入れは、返済する借金の元金を超えない、つまりプライマリーバランスを保持すること、そして2つ目は、柔軟な財政運営を図れるようにするために財政調整基金残高の増額を図ることとございます。この基本的な2つの大きな目標を定め、その上で行財政改革を断行し、「持続可能なだれもが住みたくなる福祉社会の実現」のために努力をしてまいりました。

この一環として、実施した主なものが平成16年度の事務事業ゼロベース検証であり、入札制度改革であり、中山三星建材株式会社工場跡地の利活用方針の見直しであり、健康づくりと福祉と人づくり重視の施策展開でございます。

この取り組みの効果は、年度を重ねるごとに目に見えるようにならわれ始め、財政調整基金の残高につきましては、平成15年度末に5億431万1,000円であったものが平成20年度末には12億153万6,000円となり、実質公債費比率につきましても、中山三星建材株式会社工場跡地にかかわる状況を改善できない中であるにもかかわらず、21%台であった比率を平成20年度決算に基づく比率では、地方債の許可基準である18%も大幅に下回る15.1%まで引き下げることができました。

これまで着実に財政健全化を進めてまいりました当町でございますが、ここに至って大きな問題が生じております。それが榛原総合病院へのたび重なる財政支援でございます。指定管理者による運営への移行時期が遅延したことによって、追加の財政支援が必要となり、さらに追加の支援も余儀なくされる状況でございます。今回の補正後の財政調整基金残高は約8億円にまで低減いたしますが、今後の取り崩しにつきましても予断を許さず、大変頭の痛い状況に見舞われております。

目下、平成22年度当初予算編成に当たっておりますが、今回はこれまで以上に厳しい見直しを必要としておりますので、予定を2年ほど早めて今年度内の公表に向けて作業を進めております新地方公会計制度に基づく財務諸表のデータなども活用しながら、状況の進展に応じた柔軟な対応を検討してまいりたいと考えておす。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、行財政運営面におきましても大変厳しい時期でございます。今まで以上に確かな情報を収集し、町民の皆さんに不安を与えることなく将来にわたり幸せを実感できる町づくりを行わなければならないと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、知性と見識を兼ね備え、町政運営への御支援、御努力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田宏胤君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告を願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） それでは、総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について、御報告申し上げます。

9月29日、役場4階第2会議室におきまして、午前8時50分より出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し、中央小学校に移動し、「学校教育の振興について」視察を行いました。

教頭先生より日程説明を受け、6年C組の外国語活動の授業参観を行いました。授業は、C I Uのジェイソン先生と担任の先生とのT T（チームティーチング）による英語教育でした。「Can You～? Yes I Can、No I Can't」の児童と会話をしながら英語表示の絵カード(スポーツ)を使い、ゲーム感覚で楽しみながら外国語になれることを主体としました内容でした。

その後学校の会議室にて、松浦学校長ほか2名の先生の出席をいただき、新学習指導要領と外国語活動について協議を行いました。

委員、新学習指導要領で新たに加わった外国語活動授業について。

学校、移行に当たって本年度から15時間時数をとっている。C I Uの派遣回数が決まっております。C I UとのT T授業を通じ、外国語活動授業になれるように本実施に向け連携をしております。

委員、外国語活動は、どの程度までの英語習得を目指しているのか。

学校、外国語活動は、中学校の英語教育の前倒しではございません。文法ではなく、積極的なコミュニケーションになれることを重点に置いております。

委員、C I Uなどの外国語指導者以外の地域の人材の活用は。

学校、新指導要領の本実施になれば時数も増加してくるので、C I Uだけでなく、外国語に堪能な地域の方々の御協力をいただき、活用策を検討していきたい。

その他質疑内容は、C I Uなどの教員確保について、事前教材研究やT Tの打ち合わせなどについて、移行に伴う時数変化について、外国人児童への教育補助対応について、40人学級から35人学級への推進についてなどございました。

協議を終了し、役場会議室に戻り、委員会を終了いたしました。

閉会は11時5分でございます。

続きまして、10月1日でございます。役場4階第2会議室におきまして、午後1時30分より出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し、自彊小学校に移動し、「学校教育の振興について」視察を行いました。

全体会Ⅰで日程確認を行い、その後5年1組の外国語活動の授業参観を行いました。授業は、担任の先生とC I Uのジェイソン先生とのT Tによる英語教育でした。「Do You Have a ~」と友達にインタビューを通じて、色と服装のマイファッションカードを探すゲーム形式の授業でございました。教室内で英語が飛び交い、意欲的にコミュニケーションを図っておりました。

学校の会議室に戻り、浅井校長先生ほか3名の先生に出席をいただき、全体会Ⅱを行いました。

協議事項としまして、まず、自彊小学校の取り組み、外国語活動、I C Tの活用などについて説明を受けた後、質疑を行いました。

委員、外国語活動に対する児童の対応について。

学校、まだ始まったばかりですが、児童の日記等に外国語活動に対する期待が日々つづられております。授業を大変楽しみにしている様子をうかがえます。

委員、教室内の対面座席のレイアウトについて。

学校、児童が担任ばかりでなく、みんなの顔を見ながら発表することにより、親しんだ学級になる。各学年学級でそれぞれ工夫しながら行っております。

委員、外国語活動等の時数の増加による総合学習が減っているが、内容はどうか。

学校、我が校は昨年度も総合学習の時間内で外国語活動を行っておりますので、時数の変化はございません。

委員、T Tなど複数指導体制について。

学校、確かに複数での授業は児童に対しきめの細かい対応ができますが、今後のC I Uなどについて教育委員会や町の教務主任者研修会等で話し合いを行って検討していきます。

その他授業の事前準備について、教科担任制について、教員研修内容についてなどの質疑を行いました。

協議を終了し、役場会議室に戻り、引き続き委員会視察について協議を行いました。視察日、11月11日から13日、視察先は、秋田県由利本荘市・にかほ市・羽後町、視察内容は、新学習指導要領への移行について、外国語活動について、ファインイングリッシュ推進事業などとする。また、細部につきましては正副委員長に一任することをお諮りしたところ、全員

異議なく原案で相手先等など事務調整に入ることとしました。

協議を終了し、委員会を終了し、閉会は午後3時45分でございます。

10月15日、役場4階大会議室におきまして午前10時30分より出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し、吉田中学校に移動し、「学校教育の振興について」視察を行いました。

まず、2年生の授業参観を行いました。最初に7組の技術・家庭科教室をPC室にて参観いたしました。生徒が各自パソコンでインターネットから情報を検索し、パワーポイントソフトを使い、家族のための旅行企画書を作成していました。マウス操作も手なれたもので、写真や地図などの情報をコピーや張りつけ機能を使い、個性豊かなプレゼンをつくっていました。引き続き2組に移動し、英語の授業参観を行いました。「Like ~ing」を使い、～するのが好きだを英語科教師が指導をしていました。絵カードを活用し、ビンゴ形式ゲームで指導を行い、生徒の意欲を図る工夫された内容でした。

会議室に移動し、学校の取り組みについて西川学校長より、またCIUとICTはそれぞれの担当教諭から説明を受けました。

その後質疑を行いました。

委員、授業内容についていけない生徒への指導について。

学校、現状2年生から3年生で九九や分数が理解できない生徒がいます。今学習していることではなく、小学校の内容が理解できない生徒に対し、昨年までは少人数指導を行っていましたが、本年度から35人学習となり、8クラスから9クラスにふえました。その結果、少人数指導が難しくなっております。現在町のほうから特別に支援を必要とする生徒に対し、支援をいただき、できる限り必要としている生徒を指導しております。また、不登校の生徒に対し、小・中学校で連携して対応を行っております。

委員、総合的な学習が減り、英語・数学・理科など移行に伴い時数が3割増しとなるが。

学校、総合的な学習時間で行われている体験的な学習や問題解決的な学習は、今後とも重要でございます。各学科で身につけた知識、技能を活用する力を充実することが今度の指導要領でございます。習得する活用する事柄を各教科で時間をかけてじっくりやる、そしてさらに探求することを総合的な学習時間で役割分担し行うようになりました。

委員、教員確保は。

学校、教育委員会に対し、来年の指導方針とそれに必要とする教員の配置を明確にし、お願いしております。当然キャパもございますので、教科でふえるものと減るものがあります。時数の増加に伴い、教員の負担の軽減など条件整備が今後の課題です。

委員、ICT授業のための教員の研修は。

学校、榛原地区で技術科同好会があり、お互いの学校の情報交換を行っております。その中で、新しい教材や教具を開発し合い、協力して研修しております。また、インターネットを検索し、全国から情報収集し活用しております。教員に対しましては、あすなろでパソコン研修を行っており、パソコンを使い、事務ができるまでに持っていきたいと考えて指導しております。

委員、教員パソコンについて。

学校、教職員が成績管理ソフトのエディコムを使えるパソコンは、現在2台だけです。学校で使用するパソコンは、ハードやCPU容量が大変大きいものが必要です。教員が持って

いる普通のパソコンでは容量が足りなく、固まってしまうなど苦慮しております。各学年で2台合計6台あれば協力し合い利用し、仕事がより一層はかどると思います。

その他情報モラルについて、TT授業について、地域人材の授業への活用についてなど質疑を行いました。

協議を終了し、役場会議室に戻り、引き続き委員会視察について協議を行いました。

視察先との調整が終わり、11月11日午後、由利本荘市の学校教育について、12日にかほ市の学校教育と出前講座、施設見学としてフェライト科学館ほか、13日羽後町の学校教育と小学校授業参観を行う研修事項の説明を行いました。また、一身上の都合で視察を欠席される委員より申し出がございました。その後視察について協議を行い、再度今回の視察研修についてお話ししたところ、全員異議なく決定いたしました。

最後に視察先への質問事項と中学校と2小学校の視察レポートの提出をお願いし、協議を終了し、委員会を終了いたしました。

閉会は午後0時26分でございます。

11月2日、役場4階第1会議室におきまして、午前9時より出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し、協議を行いました。

まず、学校視察の報告を各委員からいただきました。

委員、九九など基礎的なものを小学校で覚えられなかった生徒に対する指導の課題を実感した。

委員、改めて小学校から専門教育の必要性を感じた。一番の成長期の時期に1人の先生がすべてを教えることの限界がある。また、基礎学力が伴わない生徒に対して落ちこぼれがないように指導していくこと。学校全体として理数にもっと力を入れてほしい。そのためには合唱の時間を減らしてもそれら時間を割く必要性を感じました。

委員、教職員が苦勞されている実態をかいま見ました。生徒配布資料のコピーのために早朝に登校し用意しているなどを伺うと、物的な支援、設備面の再検証を行い、限られた時間を有効に先生方に使ってもらうよう、必要性を感じました。

委員、専門教育を取り入れた授業を実践しているところを調査したいと思います。特にICTなど企業、大学などを含め専門分野の方を地域の外部講師として招いて行う、これからの時代に対応する教育の必要性を思いました。また、先生方の教材研究時間が取りにくい現実を見ますと、学習支援を含めた支援体制が必要と感じました。

委員、町内の先生同士の交流で情報交換の必要性を感じた。また、コミュニケーションを取るのが苦手な生徒に対し、時数がふえるなど教員の指導力が必要と考えます。パソコン授業の教材を親子の話題となるように工夫されている点や、情報社会マナー指導等を行われていると感じました。

委員、楽しく明るい雰囲気での学習されている点をまず感じました。中学校の不登校生徒が多いことに驚きました。CIUの先生が1人で全学校を回っている現状である、時数増加等で負担がますます増加することが予想され、地域でOBも含め、指導可能な方の協力を仰ぐ環境づくりの必要性を感じました。

委員、移行に伴う授業について、内容とレベルを中心に参観しました。小学校は楽しく学んでいたが、評価も必要と感じました。また、教育の現場を施策することにより、相互緊張による相乗効果が出ると思いました。今後も年に1回は行うべきと思いました。

委員、限られた物的、人的な中、移行に伴う現場を見学できてよかった、教育に対しては素人であるが、議員として取り組むべき事柄がわかった感じがする。地域の人材を発掘し、いかに取り入れて活用していくこと、また、先進事例をフィードバックできるように情報収集を行うことを感じました。

以上の意見を参考に学校視察レポートをまとめることにすることにしました。

引き続き委員会視察について、日程説明、質問事項の要旨の確認など協議を行いました。詳細については、全員異議がないことを確認し、協議を終了し、委員会を終了いたしました。

閉会は10時10分でした。

11月24日、4階第2会議室におきまして、午前10時30分より当局から企画課長、税務課長、町民課長、教育委員会事務局長に御出席をいただきました。定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、12月定例会に上程を予定されている議案と臨時会の議案についての概要を各担当課長より報告いただきました。その後、所管事務調査に入るため当局の皆様にご退席をいただきました。

引き続き委員会視察について、委員より意見をいただき、協議いたしました。

委員、教育関係の連携のよさを随所に感じました。

委員、私たちが忘れていた家庭と地域の関係や三世代家族など古きよき時代の関係が残り、素直に楽しく学習している様子を感じました。

委員、教育振興協議会や地域との連携や各学校や研究や分析など改善活動が行われ、成果を上げていること、特に県全体で教育に取り組んでいることを感じました。

委員、地域格差を感じましたが、自助努力によって地域の特色を生かすことにより改善している。フェライト科学館の施設運営など参考に、今後委員会として検討すべき事柄である。

委員、教育委員会・学校・地域・家庭の連携及びサポート体制を拝見した。小学校は30人学級、放課後の補習体制など力を入れているなど感じた。

委員、比較すると農村型である。都市化した我が町との違いがあらわれているなど感じました。地元の財産（大学・高校・企業・人材など）を有効的に利用しているなど参考にしていきたい。

委員、教育のビジョンに沿って活動が行われている。一例として地元から排出した逸材を尊び、功績を教え伝え、夢を与えている。空き教室を利用し、放課後クラブ・ALTのかわりの教科主任・ボランティアコーディネーターなど随所に工夫の跡を感じました。

その後委員からの意見と視察レポート、そして町内小・中学校の視察レポートを委員会として今後取りまとめ、報告すること、またインフルエンザで中止の住吉小学校については、再度調整をお願いすることなどを確認しました。

最後に、議会閉会中の調査案件について、引き続き「教育振興に関する調査」と「健康と福祉に関する調査」を総務文教常任委員会の継続調査とすることを委員にお諮りしたところ、全員異議なく引き続き継続調査とすることに決定しました。

閉会は11時40分でございます。

以上、御報告とします。

委員長、藤田和寿でございます。

○議長（増田宏胤君） 御報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議会改革特別委員会委員長、八木 栄君。

〔議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

議会改革特別委員会の活動報告を行います。

平成21年9月10日木曜日13時42分より役場4階第1会議室にて、第7回議会改革特別委員会を開催いたしました。出席委員は全員7名です。

本日の協議事項は、1、自治会連合会との懇談会の反省について、2、今後の予定について、3、その他です。

1、自治会連合会との懇談会の反省では、次のような意見が出ました。

厳しい意見が出された。今やっている議会改革をやっていくことが大事である。特に議員定数について協議していきたい。各地区での懇談会開催を実施したらいかがか。第一歩としてよい懇談会であった。改革についての民意を得たと思う。町民の方と意見交換をしてその都度話し合いを持っていきたい。問題提起に対する意見を求めたい。議員定数については、特別委員会を設置し、早急に対処したらいかがか。懇談会を実施したことはよかった。広く町民から意見を聞くことにより信頼関係もできてくる。議員定数については、人口と比べ考えていく。予定どおり進んでよかった。今回の意見は住民の意見として受けとめる。住吉地区のアンケートを他の3地区にもお願いしたらいかがか。出された御意見については、急ぐものから順序を決めて早速始めていく。1回目の目的を果たしたと思う。今後も自治会の協力を得ながら慎重に進めたい。

以上、委員からの意見でした。

町民の方との意見交換会ではいろいろと課題もあると思いますが、慎重にかつ積極的に進めていきたいと思えます。

2、今後の予定について。

町民への議会報告会について意見を求めたところ、次のような意見がありました。

11月ごろに4つの自治会単位で実施したらいかがか。議会報告会はやったほうがよい。一方通行になりがちである。報告は決算についてと議会の概要を報告し、その後意見交換をやったらどうか。意見を聞くことが大切であり、意見を聞くことを主にやったほうがよい。背伸びすることはやることはどうか。町内会単位ぐらいでよいのでは。

議会報告会についてまとめますと、1、町内4地区にて開催。2、30人から50人の参加をめどにする。3、目的を明確にする。4、議員全員参加で実施、7名ずつ2班に分けて2地区を受け持つ。5、時期としては11月中旬とする。

以上のことを全員協議会にて報告することに決定しました。

次回特別委員会の開催を9月29日とし、全員協議会を30日に開催していただくことを委員会からお願いすることに決定し、本日の委員会を終了しました。散会は15時37分でした。

平成21年9月29日火曜日13時30分より役場4階第1会議室において第8回議会改革特別委員会を開催しました。出席委員は全員7名です。

本日の協議事項は、1、キーワード項目の検討について、ア、各種委員会への委員就任について、イ、委員会への付託案件について、2、議会報告会についてです。

議長の公務の都合から初めに議会報告会についてから協議しました。

議会報告会を開くことについてもう少し細かいことについて意見をいただきました。自治会を通じて各町内会長さんや組長さんに参加をお願いしたらどうか。声をかけずにやってどれくらいの人に来てくれるか知りたい。最初だから1カ所での開催でよいと思うが、地区別としたなら1カ所25名くらいを目安にしたらどうか。1カ所だけでやるのはちょっと怖いので、4地区に分けてやったほうがよいと思う。特別委員会が引っ張っていかないと難しいと思う。班分けは特別委員会に任せてもらったらどうか。住吉自治会から出された議会改革への意見、要望の集約されたものと同様のものを他の3地区にアンケートとしてお願いしてはどうか。

委員から出された意見をまとめると、1、名称は議会報告会、2、対象者は町民全般、自治会役員の皆さんには改めて参加をお願いする。3、会場、各自治会館の4会場、各地区30から50名程度の参加を予定、4、担当、議員14名を7名ずつ2班に分けてそれぞれ2地区を受け持つ。班編成については、特別委員会に任せていただく。5、期日、11月17日から30日の間で開催、順序については今後検討、6、周知方法、各自治会をお願いするほか、よしだ議会だよりに掲載、回覧板にて案内、吉田町議会ホームページ記載、島田記者クラブへ連絡、7、報告内容、よしだ議会だよりに基づいた資料を作成し報告、特別委員会にて資料作成、10月20日まで、1、議会概要の報告、2、町政報告（議会としての）、3、議会改革について、4、意見交換会、8、その他議会改革に対する御意見、御要望（住吉地区に準じる）を他の3自治会へ10月中にお願いする。11月の自治会連合会にて議会報告会の資料を配布。

以上、委員からの意見をまとめ決定したものです。

続いて、キーワード項目の検討について協議しました。

まず、各種委員会の委員就任についてですが、島田市や牧之原市においては、平成18年から見直しが見直しが実施されているということなので、我が町でも見直しが必要とされることから、この項目の担当である佐藤、杉村両委員にこの件について次の協議までに煮詰めておくようお願いしました。

次に、付託案件（予算・決算）についてですが、近隣市町の状況では、川根本町では特別委員会にて審議、島田市では常任委員会へ分離して審議、牧之原市は連合審査、当町では本会議方式となっていることから、この件についても次の協議までに煮詰めておくよう、佐藤、杉村両委員をお願いをしました。

次回の議会改革特別委員会の開催は、10月5日10時30分からであることを決定し、また次回の協議事項は、議会報告会の資料作成についてとメンバーの班分けと担当地区の決定であること告げ、委員会を終了しました。

散会は15時19分でした。

平成21年10月5日月曜日10時30分より役場4階第1会議室において第9回議会改革特別委員会を開催しました。出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、議会報告会についてです。

まず、議員の班分けを行いました。抽せんにより14名の議員を7名ずつA班、B班に分けました。次に担当地区2地区を抽せんにより決定しました。

続いて、報告会の説明資料について協議しました。

財政報告については、広報より資料をいただく。起債残高の会計を入れる。吉田町議会概要より必要などところを使う。なぜ議会改革なのかの説明について。日程については、自治会の都合もあるので、今の段階では未定であり、これから調整し、決定していきます。

報告会におけるそれぞれの役割を挙げました。

1、司会者、2、議会概要の報告者、3、町政（財政）についての報告者、4、議会改革についての報告者、5、受付係、6、意見交換時のマイク係、7、開会・閉会のあいさつ、8、会場準備、9、アンケート係、10、記録係などの必要とする役割が出されました。これらの担当は、それぞれの班にて決定することとしました。

意見交換会の座長は、正副委員長がやることに決定しました。

班編成ですが、A班は枝村議員、杉村議員、片山議員、吉永議員、勝山議員、河原崎議員、八木 栄の7名で、住吉地区と北区を担当します。B班は佐藤議員、市川議員、藤田議員、永田議員、八木宣和議員、大塚議員、増田議長の7名で、川尻地区と片岡地区を担当します。

次回の特別委員会の開催は、10月16日であるため、報告会資料の案を13日ごろまでに考えておくよう委員にお願いしました。また、20日に全員協議会を開いていただき、報告会資料（案）検討していただく予定です。

以上で、本日の議会改革特別委員会を終了しました。

散会は12時8分でした。

平成21年10月16日金曜日9時より役場4階第1会議室において第10回議会改革特別委員会を開催しました。出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、議会報告会についてです。

まず、議会報告会の開催について（案）を委員みんなで協議し、自治会長や自治会長のあいさつや議員の紹介、だれでも参加できる報告会である等多少訂正を行いました。報告会の次回配分については、開会から3件の報告終了までが30分、意見交換会を60分、全体で90分間と決定しました。

日程については、住吉地区のみ決定していますが、他の3地区は委員会終了後に正副委員長にて自治会へ行って相談してくることにしました。アンケートについては、町内会長さんまでのアンケートと報告会当日のアンケートとの2種類あることを確認し、アンケートの内容、実施については、特別委員会に一任されるよう、全協にてお願いすることとしました。

次に、報告会の資料について1ページずつ見直して多少の訂正を決定しました。

次回の特別委員会開催は10月29日とし、アンケートの案を考えてくるように委員にお願いしました。

以上で、本日の議会改革特別委員会を終了しました。

散会は10時55分でした。

平成21年10月29日木曜日9時より役場4階第1会議室にて第11回議会改革特別委員会を開催しました。出席委員は7名全員です。番外の議長は公務出張のため欠席です。

本日の協議事項は、議会報告会についてです。

報告会でのアンケートについて協議しました。タイトルは議会報告会アンケート、お住まい、性別、年齢を初め報告会や議会に関することを5問丸つけ方式で、議会に対する御意見を書き込む欄を設けることに決定しました。

議会報告会の日程は、川尻地区11月27日金曜日19時から20時30分まで川尻会館にて、北区11月28日土曜日19時から20時30分まで自彊館にて、住吉地区11月29日日曜日19時から20時30分まで住吉会館にて、片岡地区11月29日日曜日19時から20時30分まで、片岡会館にて、以上です。

そのほか委員は17時50分会場に集合、18時には全員集合して会場の準備をする。かぎは特別委員会の委員が事前に借りておく。また、放送機器についても事前に確認するなどを決めました。

以上で、本日の議会改革特別委員会を終了しました。

散会は10時48分でした。

以上が議会改革特別委員会の活動報告です。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第77号～議案第82号の一括上程、説明

○議長（増田宏胤君） 日程第5、議案上程を行います。

第77号議案から第82号議案まで一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第4回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、補正予算について3件、規約の変更について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件の合計6件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第77号議案は、平成21年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,778万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ92億3,670万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第78号議案は、平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,341万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億2,513万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第79号議案は、平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億886万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第80号議案は、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてでございます。

本議案は、地方税に係る徴収困難な滞納事案の財産処分及び構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務並びに滞納整理に関する相談事務を実施している静岡地方税滞納整理機構に新たに徴収業務以外の税務研修事務、軽自動車税及び自動車取得税の申告書処理等事務を追加するため、その規約の一部を変更することについて、お認めいただくとするものでございます。

第81号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、公共事業及び開発行為に伴いまして、片岡、神戸地帯の3路線の道路区間が延長されることから、一旦この3路線を廃止することについてお認めいただくとするものでございます。

第82号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為等に伴い、築造、新設されました道路を生活道路として利用する必要から、川尻、片岡、神戸地内の5路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

なお、第77号議案の平成21年度吉田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。

以上が上程いたします6議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。第77号議案 平成21年度吉田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,778万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億3,670万7,000円とするものでございます。

また、この款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、補正内容を事項別予算書によって御説明させていただきます。

6ページからごらんいただきたいと思っております。

13款国庫支出金でございますが、1,310万2,000円の増額でございます。

1項1目の中の被用者児童手当負担金、特別給付負担金、被用者小学校修了前特別給付負担金及び非被用者小学校修了前特例給付負担金につきましては、民生費に充当されまして、児童手当の財源とするものでございます。

2項2目の保健衛生費補助金でございますが、衛生費に充当されるものでございまして、感染予防費における新型インフルエンザワクチン接種に伴う経費の財源とするものでございます。

3目の道路橋梁費補助金でございますが、土木費に充当されまして、橋梁費維持補修費において橋梁に対する長寿命化修繕計画策定事業の一環として実施する点検委託事業の財源とするものでございます。

7ページの14款県支出金でございますが、1,612万8,000円の増額でございます。

1項1目の中の中被用者児童手当負担金、非被用者小学校修了前特例給付負担金及び非被用者小学校修了前特例給付負担金につきましては、民生費に充当いたしまして、児童手当の財源とするものでございます。

2項1目の中の中緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費につきましては、県内の雇用実績が予定よりも低いということで、県が追加雇用を各自治体に要請したことを受けまして、追加で緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を実施するものでございまして、総務費に計上いたしました企画調査費と防犯対策推進費に充当いたすものでございます。

3目の保健衛生費補助金でございますが、衛生費に充当されるものでございまして、感染予防費における新型インフルエンザワクチン接種に伴う経費の財源とするものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

6目の消防費補助金は、消防費に充当されまして、全国瞬時警報システムいわゆるJ-ALARTでございますが、この整備の財源とするものでございます。

17款の繰入金でございますが、2億3,100万円の増額となります。これは財政調整基金を一部取り崩しまして、繰り入れをするものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

19款諸収入でございますけれども、755万9,000円の増額となりますが、これは後期高齢者の平成20年度診療報酬の実績が確定したことによる医療給付費負担金返還金のほかにふるさと教室、それにチャレンジ教室の参加料の増額を計上するものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

1款の議会費でございますが、23万5,000円の減額でございます。これにつきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

2款の総務費でございますが、569万4,000円の減額でございます。

1項1目総務管理費の一般管理費は262万7,000円の減額となります。これは職員人件費において時間外勤務手当を増額する一方、その額を超える人事院勧告に伴う職員人件費の減額によるものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

6目の企画費でございますが、33万9,000円の増額でございます。これは緊急雇用創出事業臨時特例対策事業として平成22年度に実施される国勢調査の準備作業補助などを行う臨時職員を雇用するための臨時職員賃金を計上させていただくものでございます。

8目の防犯対策費でございますが、108万2,000円の増額でございます。これにつきましては緊急雇用創出事業臨時特例対策事業として行うものでございまして、公共施設等の駐輪場における環境整備や防犯指導、町道に設置されているカーブミラーの設置点検などを行う臨

時職員を雇用するための臨時職員賃金を計上させていただくものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

10目の人事管理費でございますが、16万3,000円の増額でございます。これは6目の企画費、8目の防犯対策費において緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を実施するにつきまして、雇用する臨時職員の雇用保険料及び社会保険料を計上させていただくものでございます。

2項1目の税務総務費でございますが、184万8,000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

次は13ページをごらんいただきたいと思います。3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。262万8,000円の減額でございます。これにつきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

4項1目の選挙管理委員会費でございますが、17万5,000円の減額でございます。これにつきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

続きまして、14ページの3款民生費でございますが、38万8,000円の減額でございます。

1項の社会福祉費でございますが、286万2,000円の減額となります。

1目の社会福祉総務費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額と時間外勤務手当の増額によりまして、職員人件費が3万8,000円増額いたすものでございます。

また、2目の国民年金事務費、3目の国民健康保険費、7目の介護保険費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上してございます。

続きまして、15ページ、4目の老人福祉費につきましては、臨時職員賃金を増額するとともに、65歳以上のひとり暮らしの方や日中独居世帯となる方々の生命を守るため、新たな取り組みといたしまして対象となる希望世帯に救急医療情報キットを配布するその購入経費を計上するとともに、健康福祉センター清掃管理委託料の減額を計上させていただいたものでございます。

16ページと17ページをごらんいただきたいと思います。2項の児童福祉費でございますが、247万4,000円の増額となります。

1目の児童福祉総務費、3目の保育所費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上する一方、2目の児童措置費に対象児童数の増加に伴う児童手当費の増額を計上させていただきました。

続きまして、18ページの4款衛生費でございますが、2億8,073万3,000円の増額でございます。

1項1目の保健衛生総務費でございますが、2億5,013万6,000円の増額でございます。これは人事院勧告に伴い、職員人件費を減額する一方、その額を超える時間外勤務手当の増額を計上いたします。その結果、職員人件費につきましては、181万8,000円の増額という計上になっております。

また、保健衛生総務費でございますが、榛原総合病院への追加の財政支援費2億4,831万8,000円を計上させていただいております。榛原総合病院は、現状のまま推移いたしますと11月末をもちまして資金不足の状況となります。この状況からこのたび組合管理者の牧之原市長から医療法人徳洲会への指定管理移行時期につきまして、平成22年3月か4月という目安が示されたことから、さらなる追加支援を見込まなければならない状況でございます。しかし、現段階では指定管理移行時期すら明確になっておりませんので、余りにも不確定な要

素が多いということで、確定的な榛原総合病院の資金不足額を試算することはできない状況にありますので、今回は暫定的な措置となりますが、これまで目標としていた平成22年1月1日の指定管理移行時期を前提とした資金不足補てん額の吉田町負担分を当面の追加財政支援費として計上させていただくようにいたしました。今後指定管理に向けての諸条件や指定管理移行時期が決まりました折には、改めて追加支援必要額を積算し、議会でお認めいただかなければならない状況でございますが、当面の措置といたしまして議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2目の予防費でございますが、2,048万円の増額でございます。これは12月以降に実施する新型インフルエンザワクチン接種にかかる経費を新たに計上いたしましたことと、新型インフルエンザ感染症の影響を受け、接種希望者が増加した肺炎球菌予防接種委託料の増額によるものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

4目の公害対策費でございますが、235万6,000円の減額でございます。これは環境調査及び分析調査業務委託が確定し、精査したことに伴う委託料の減額でございます。

7目の老人保健事業費でございますが、1,247万3,000円の増額でございます。これは後期高齢者医療広域連合における市町負担金の修正による減額があるものの、平成19年度老人医療費の実績に基づく医療給付費がふえたことにより、結果として後期高齢者医療事業事務費が増額となったことによるものでございます。

続きまして、20ページの6款農林水産業費でございますが、162万1,000円の減額でございます。

1項の農業費につきましては、135万9,000円の減額でございます。

1目の農業委員会費と2目の農業総務費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上しております。

21ページをごらんいただきたいと思います。

3項の水産業費でございますが、26万2,000円の減額でございます。

1目の水産総務費、3目の漁港管理費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上しております。

続きまして、22ページの7款商工費でございますが、152万4,000円の減額でございます。

1項の商工費でございますが、152万4,000円の減額でございます。

1目の商工総務費につきましては人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上しております。

23ページの8款土木費でございますが、109万2,000円の減額でございます。

1項1目の土木総務費でございますが、212万3,000円の増額でございます。これは職員人件費で人事院勧告に伴い減額となったものの、その額を上回る額を追録代と島田吉田線改良事業に伴う県単道路整備事業負担金に追加計上するというものによるものでございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

2項の道路橋梁費でございますが、23万7,000円の減額となります。

1目の道路橋梁総務費、3目の道路新設改良費につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上するとともに、25ページ、4目の橋梁維持費につきましては、橋梁に対する長寿命化修繕計画策定事業の一環として、東名高速道路にかかる4つの橋を対象とした打音調査委託料を計上させていただきました。

3 項の河川費でございますが、3 万9,000円の減額でございます。

3 目の河川新設改良費につきまして、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上させていただいております。

26ページと27ページをごらんいただきたいと思います。

4 項の都市計画費でございますが、75万5,000円の減額でございます。

1 項の都市計画総務費、2 目の土地区画整理事業費、3 目の街路事業費につきまして、人事院勧告に伴う職員人件費の減額を計上しております。

そのほか4 目の公共下水道費では、ことし8 月11日に発生した地震により、吉田浄化センター施設一部に修繕が発生したことに伴いまして、公共下水道事業繰出金の増額を計上させていただいております。

続きまして、28ページの9 款消防費でございますが、742万1,000円の増額でございます。これは1 項5 目の災害対策費742万1,000円を増額するものでございますが、事業見直しによって地震対策費と国民保護対策費の一部を減額する一方、この額を上回る全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）設備工事費を新規に計上することによる増額でございます。

なお、この全国瞬時警報システムにつきましては、現在消防庁から借り受けている性能的に劣る機材一式を返還いたしまして、100%の充当率となる県補助金を受けまして、性能の高いシステムに入れかえるというものでございます。

29ページの10 款教育費でございますが、1,199万5,000円の減額でございます。

1 項2 目の事務局費でございますが、212万3,000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

2 項の小学校費でございますが、221万9,000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費のほか、自彊小学校施設整備工事完了に伴う差金の減額でございます。

30ページをごらんいただきたいと思います。

3 項の中学校費でございますが、381万6,000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費のほか、吉田中学校施設整備工事完了に伴う差金の減額でございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

4 項1 目の社会教育総務費でございますが、86万3,000円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

2 目の公民館費でございますが、67万4,000円の増額でございます。これは地域教育活動費において実施しておりますふるさと教室及びチャレンジ教室の参加者増に伴う経費の増額でございます。

32ページをごらんいただきたいと思います。

4 目の図書館費でございますが、328万8,000円の減額でございます。これは図書館パンフレットの増刷に伴う印刷製本費と除籍した本の買いかえを中心とした図書費の増額をする一方、その額を超える人事院勧告に伴う職員人件費、事業見直しによる図書館情報システムの借上料、評価替えに伴う土地借上料の減額を計上させていただいた結果でございます。

5 項1 目の保健体育総務費でございますが、69万円の減額でございます。これは人事院勧告に伴う職員人件費の減額でございます。

33ページをごらんいただきたいと思います。

3 目の体育館運営費でございますが、33万円の増額でございます。これは高窓を開閉する

ハンドルや階段タイル、トレーニングルーム等の修繕を行うための修繕料の増額でございます。

ただいま申し上げました内容によりまして、第2号補正予算案は、歳入歳出それぞれ2億6,778万9,000円の増額とさせていただいたものでございます。

以上が一般会計補正予算（第2号）の概要でございますが、このうち緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費、新型インフルエンザワクチン接種に伴う経費、榛原総合病院への財政支援費につきましては、事業進捗の必要性から早期に事業着手をしたいとかように考えておりますので、本日の議決をお願い申し上げたものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長、仲田京司君。

〔税務課長 仲田京司君登壇〕

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。第80号議案 静岡地方税滞納整理機構の規約の変更について、説明をいたします。

提出議案の4ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、静岡県と県下全市町により構成され、平成20年度から本格的な活動を初めております広域連合静岡地方税滞納整理機構の規約の変更につきまして、地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡県及び構成他市町と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回変更は、現在実施しております徴収業務に平成22年度から徴収以外の研修事務、軽自動車税等にかかる事務を業務に加えようとするものが主な内容でございます。

提出議案の5ページと参考資料ナンバー1をあわせてごらんいただきたいと思います。

参考資料の1ページをごらんください。

第4条の変更は、処理する事務に徴収以外の業務に関する研修事務、軽自動車税及び自動車取得税にかかる申告書などの受付、審査、保管及びこれらに関する事務を追加する変更でございます。

第5条の変更は、処理する事務の追加に伴い、関連する条文の表記を変更するものでございます。

第17条の変更は、処理する事務の追加に伴いまして、負担金について事務に沿った変更をするものでございます。

2ページをごらんください。

別表（第17条関係）でございますが、第4条第1号から第3号までの事務として今まで実施しておりました徴収業務と徴収業務にかかる研修事務に対する負担金として定めてあります基本負担額、処理件数割額及び徴収実績割額に第4条第3号の事務として、徴収以外の研

修にかかる負担金につきましては、基本負担額及び人口割額を加える変更、また第4条第4号の事務として軽自動車税等にかかる事務の負担金につきましては、基本負担額及び処理件数割額を加える変更でございます。

附則では、第1項で施行期日を定めたほか、第2項で新たに加わる事務につきまして、経過措置を講じております。

以上が静岡地方税滞納整理機構規約の変更内容でございます。

なお、今後の変更スケジュールにつきましては、県及び県内構成市町の議会議決後12月下旬までに関係書類を取りまとめ、平成22年1月上旬に静岡地方税滞納整理機構から総務省へ規約変更許可申請を行う予定となっております。申請後1月中旬以降下旬までに規約変更許可が総務省からおりてまいりましたら、2月上旬に開催を予定しております静岡地方税滞納整理機構議会定例会を経て4月から追加業務を開始する予定でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。町民課からは、第78号議案についてお認めをいただこうとするものでございます。

それでは、第78号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

別冊の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,341万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,513万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入の内訳を申し上げますので、4ページの事項別明細書、歳入をごらんください。

3款国庫支出金につきましては、国庫負担金の療養給付費等負担金で、制度改正に伴います前期高齢者交付金の創設によりまして算定方法が変更となりましたが、当初予算におきましては従来のままの算定方法で予算計上いたしましたことから、これを訂正させていただきました。1億658万円を減額するものでございます。

9款繰入金は、診療報酬支払準備基金からの繰入金で、国庫支出金の減額に伴う財源振りかえと歳出における医療給付費等の伸びに充てるためのものでございまして、1億2,999万9,000円の増額を行うものでございます。

以上が歳入であります。

次に、歳出の内訳を申し上げますので、5ページをごらんください。

2款保険給付費のうち1項療養諸費及び3項移送費は、歳入における国庫支出金の減額に伴う財源振りかえで、2項高額療養費は、医療費の伸びを勘案しまして2,311万円を増額するものでございます。

さらに6ページの11款諸支出金は償還金で、平成19年度分療養給付費負担金の返還金で30万9,000円を増額するものであります。

以上が第78号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

〔都市建設課長 大石悦正君登壇〕

○都市建設課長（大石悦正君） 都市建設課でございます。都市建設課関係の議案は、第81号議案 町道の路線廃止についてと第82号議案 町道の路線認定についての2議案でございます。この2議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせて御説明申し上げます。

議案書6ページ、7ページをごらんください。

初めに、第81号議案 町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、道路法第10条第2項の規定に基づきまして、町道の路線を廃止しようとするものでございます。今回廃止する路線は、3路線でございます。

愛宕前2号線は、延長が66.7メートル、幅員が9メートルから13.5メートルでございます。三軒屋6号線は、延長が40メートル、幅員6メートルから13.6メートルでございます。谷川東9号線は、延長が33.9メートル、幅員4メートルから6.5メートルでございます。

愛宕前2号線と谷川東9号線は、路線の延長認定をさせていただくため、三軒屋6号線は、路線を延長の上、新たな路線名で認定させていただくため、その手続としまして一旦この3路線について廃止をお願いするものでございます。

それでは、参考資料ナンバー2をごらんください。

参考資料表面に位置図を、裏面に公図写しを掲載してございます。

それでは、順次説明させていただきます。

愛宕前2号線でございますが、この路線は、平成2年片岡上川原地区の宅地分譲の開発に伴いまして新設された道路で、平成3年9月に町道認定を受けた路線でございます。今後町では当街路線を福祉ゾーンへのアクセス道路として中臨港3号線まで通進する計画でおりますので、道路線の延長手続としまして、現行の路線を一旦廃止するものでございます。

次ページをごらんください。

三軒谷6号線でございます。この路線は、平成13年片岡中河原地区の宅地分譲の開発により新設された道路で、平成14年3月に町道認定を受けた路線でございます。今回当該路線が東側隣接地の宅地分譲の開発に伴い、新設された道路と接続できたため、路線を延長し、新たな路線名で認定をさせていただく手続といたしまして、現行の路線を一旦廃止するものでございます。

次のページをごらんください。

谷川東9号線でございます。この路線は、昭和59年1月神戸谷川東地区の宅地分譲の開発により新設された道路で、昭和59年3月に路線名D122号線として町道認定されましたが、昭和60年12月にこの路線を分割し、その1路線として名称を谷川東9号線とし、町道認定を受けた路線でございます。この路線も隣接地の宅地分譲の開発に伴い新設された道路で、谷川東線まで接続できたため、道路線の延長手続として現行の路線を一旦廃止するものでございます。

以上が廃止する3路線の説明でございます。

続きまして、第82号議案 町道の路線認定について御説明いたします。

議案書8ページ、9ページをごらんください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、町道の認定をしようとするものでございます。

今回認定しようとする路線は5路線でございます。

大坪7号線は、延長が85.4メートル、幅員が6.5メートルから14.3メートルでございます。西の宮三軒屋線は、延長が349.2メートル、幅員6メートルから13.6メートルでございます。愛宕前2号線は、延長が177.8メートル、幅員6メートルから18メートルでございます。中川原1号線は、延長が153.6メートル、幅員6メートルから14.6メートルでございます。谷川東9号線は、延長が138.6メートル、幅員4メートルから10.2メートルでございます。

参考資料のナンバー3をごらんください。

大坪7号線でございますが、この路線は平成12年9月に当該路線の用地を含めた南側の敷地4,354平方メートルを駐車場として整備する土地利用の申請があり、町では大幡川幹線から大坪線及び大坪2号線を通り、大幡川沿いの大幡川尻2号線までの東西を結ぶ路線の必要性を申請者に説明し、道路後退の承諾を得ることができ、昨年度土地の買収が完了しましたので、新たに認定をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

西の宮三軒屋線と中川原1号線でございます。まず、西の宮三軒屋線でございますが、この路線は平成7年8月の開発面積2,808.54平方メートルと平成21年2月の開発面積7,647.57平方メートルの二度の宅地分譲の開発に伴い、新設された路線でございます。新設された路線が西の宮8号線から先ほど廃止路線で説明いたしました三軒屋6号線まで接続できましたので、路線を延長し、路線明を西の宮三軒屋線として新たに認定をお願いするものでございます。また、中川原1号線も平成21年2月の宅地分譲の開発で新設された道路であり、今回新たに認定をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

愛宕前2号線でございます。この路線は先ほど廃止する路線として説明した路線でございますが、今後福祉ゾーンへのアクセス道路として、また児童・生徒の通学路として町が整備する計画であります。このため日之出町片岡辻線から片岡福祉センターなどが接しております中臨港3号線まで路線を延長し、新たに認定をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

谷川東9号線でございます。この路線も先ほど廃止路線で説明いたしました路線でございますが、隣接地が平成17年12月の開発面積1,491.50平方メートルと平成21年1月の開発面積1,384.26平方メートルの二度の宅地分譲の開発により道路が新設されました。この新設された道路が谷川東線まで接続できましたので、谷川東9号線を延長し、新たに認定をお願いするものでございます。

以上が認定をお願いする路線の説明でございます。2議案の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。第79号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書（第2号）をごらんいただきたいと思います。

平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億886万3,000円とすることを

お認めいただくとするものでございます。この補正につきましては、歳入としまして繰入金と諸収入の雑入に平成20年度消費税申告を9月末日で申告し、消費税還付金が予算を上回るため、諸収入の増額をお願いするものでございます。

歳出としまして、現在ある予算の中から8月11日駿河湾を震源として発生した地震被災による建物から剥離傾斜した吉田浄化センター水処理棟そば階段の撤去修繕と汚泥処理槽シャッター修繕を先行したため、生じた不足額を補うための修繕費と今年度の給与改定に伴う人件費の減額をお願いしたいというものでございます。

3ページをごらんください。

歳入でございますが、4款繰入金、1目の一般会計繰入金54万1,000円の増額をお願いするものでございます。

6款諸収入154万7,000円の増額をお願いするもので、1目の雑入の消費税還付金等を154万7,000円増額させていただき、555万5,000円にするものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、5ページをごらんください。

歳出ですが、1款公共下水道事業費208万8,000円の増額をお願いするものでございます。内容としまして、1目の管渠建設費90万円減額させていただくもので、職員人件費、給料40万6,000円、職員手当76万6,000円の減額、共済費27万2,000円の増額をお願いするものでございます。

3目の浄化センター維持管理費298万8,000円増額させていただくもので、内容としましては職員人件費1万6,000円の減額をお願いするものでございます。給料2,000円、職員手当等が11万6,000円の減額、共済費10万2,000円の増額をお願いするものでございます。また、需用費300万4,000円増額させていただき、地震被災による吉田浄化センターの水処理棟そば階段の撤去修繕と汚泥処理水槽シャッター修繕の施設・設備修繕料をお願いするものでございます。

以上が平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議案でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第78号議案、第79号議案、第80号議案、第81号議案、第82号議案の5議案につきましては、全員協議会で内容確認を行い、議会最終日に御審議いただく予定でありますので、よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。この後本日の議決案件に対する全員協議会を開催しますので、第2会議室にお集まりください。

休憩 午前11時15分

再開 午後 零時00分

○議長（増田宏胤君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は14名です。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第6、第77号議案 平成21年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより第77号議案についての質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） それでは、全協でいろいろ出ましたけれども、私病院の負担金のところ、財政支援費のところちょっときのう西原市長から説明を受けましたけれども、きのう議員のほうからもいろいろ質問しましたけれども、指定管理者へ向けてのあれが3月か4月に延びるという報告でした。私、きのうもいろいろ出ましたけれども、議会報告会で町民の方の意見として榛原病院の問題すごく関心があって、そういう中で町民の方の意見としては、吉田町の町長の説明がどうも足りないのではないかと、不足しているというような御意見が多かったように私思います。それから、私もちょっと議会だより見てみたんですけども、3月では町長メッセージ出していました。それから、5月でも出しました。それから、7月でも出しました。そこで、指定管理者の方向というのは決まっていたわけけれども、それが9月が延び、1月がなんか延びそうだということで、その後の説明が町長の説明がどうも住民にちゃんと伝わってないのではないかと思うんです。言えない部分、決まってないから言えない部分というのは当然あったと思うんですけども、ただ新聞報道ではどんどん書かれるわけで、その中に町長の話として載っている文言があるわけです。これは西原市長が1月の意向を表明した以上、それ以降はあり得ない、責任問題だということに言ったように書かれているわけで、こういうのが一方では流れるわけで、非常に町民としては本当にどうなるのか、今心配というか、心配以上に町民困っているのが実情だと思うんです。救急医療が島田、藤枝、焼津へと行くということで、そういう面で私ぜひ町長の説明をやはり今まで書かれていたところと経過の説明と今後どうなるかということも含めて、町長の言葉で私はちゃんと住民に説明したほうがいいと思うんですけども、町長はそういう考えはありますか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 昨日も藤田議員から帰りがけにちょっと言われたことでございますけれども、町長は少し舌足らずではないかという御意見を承りました。確かにそういうふうには受け取られてもやむを得ないと思われる面があったと思います。町民の皆さんにしてみたら、また特に議員の皆さんでしようけれども、確かに榛原病院というものがどんなになっていくのか、町民の皆さんが非常にこの問題については関心が高いというのは当然だから、それが命の問題にかかわる、そういう問題があるからこそ町民の皆さんが関心を寄せているわけで、それに対して的確な経過説明をと言いますけれども、来春というのが大体一つの目安として徳洲会の側からも流れてきたと、そういうふうな状況だからこそ、当然のことながらこれまでの経過説明についても、一応12月号にもお書きしましたけれども、しなければならないとは思っております。

ただ、これまでの経過説明が足りないのではないかとと言われてもこれは非常に難しい問題でして、これは基本的な交渉に臨む場合も基本的なルールというものがございまして、交渉には実際に携わる人間は極めて数を限定するということがどういうことかといいますと、この交渉に参加する、指定管理者の移行に関して交渉に参加するのは管理者である西原市長、

それから病院の経営の当時者である茂庭院長、それから、あと徳洲会の側というふうな極めて限られた人間の中で交渉をすべきであると、ただ私も民意でございますので、当然のことながらその経過については大筋の報告は受けております。されば当然のことながらこれはほとんどそれが広がるわけで、私は大筋でよいと思っています。事務方については、当然企画課長のほうには向こうも財政のほうから当然細部にわたる財政のことについては来ております。

ただ、きのう藤田議員にもちょっとお話したんですけれども、経過についてお話した場合、例えば町民の皆さんでも結構です、議員の皆さんでも結構ですけれども、まだ何も決まってないというのを話したときに皆さんどう思われるでしょうか。決まってないことを話されてまた不安になるのではないですか。そういうふうな不安を増幅させるようなことよりも、やはりある場合においては当然執行者、直接私は指定管理者の交渉に参加する人間ではありませんけれども、その人間が吉田町にとって榛原病院の意義はどういうものであるかという思いは語ることはできますけれども、交渉の機微なところについてお話しすると、何も成果が出てないと、何も確定したものが無い時点でまだ決まっていません、全くこれは未定ですということは、やはりお話しするのを差し控えるのが基本的な私の姿勢ではないかと思っています。

と申しますのは、それは当然のことながら人々、また議員さんもそうでしょうけれども、それについて知りたい、しかし、全く先の見えないことを知って、それがいわば結果として先ほど申し上げたように不安というものを増幅されることは、やはり執行者として戒めなければならないと、だからある意味においては、ある程度確定的なものが出るまでは、そのつらさ、いわば説明してくれというその要求に対してじっと耐えるというのがやはり執行者の像であると思っております。だから、経過説明で非常に機微なものについてはお話しはできないと、これはぜひとも理解していただきたいと。

例えば私がもしそのような機微な問題について話をした場合、私の発言というものがこの交渉の片方である徳洲会の側に誤って伝わった場合どういうふうなリアクションが起きてくるかということを考えれば、やはりそれが非常に難しいと、だから私としては慎重にいかざるを得ないと、きのう申し上げたように、西原市長は本来は情報については話す、話さなければならない人間については、当然のことながら話されなければならないんですけれども、それ以外の人間について市長が経過説明等について話をしてしまうと、そういうふうなことは結果として全く別なリアクションを生んでまいりますので、そのものについては口を慎んでいただきたいと、情報は統制していただきたいと、指揮も統制していただきたいと、あることをやる場合、指揮官も当然指揮官が身につけなければならないそれが原則ですので、指揮統制、情報統制というものがそういう意味からやはり病院と指定管理者の交渉に関する一方の当事者である西原市長については、そういうふうな形で情報は統制をしていただきたいということは常々申し上げております。

だから確かに町民の皆さんから舌足らずだとかこう言いますけれども、本当はやはりそれ以外に榛原病院というものが吉田町にとってどういう意味があるのかというのをやはり町民の皆さんに語ることは大事なことであったと、その点について少し舌足らずであったことは私もあったと思っています。

12月号でも少し書きましたけれども、榛原病院というものは吉田町にとって二次救急のと

りででございます。いわば普通の外来とかそういうことよりも吉田町にとって最終的にどう
いうふうな意味づけなのかと申し上げますと、まさに命そのものの二次救急、このとりでは
榛原病院だけです。この機能というものをやはり確実に保持していただきたいとこれが私の
願いでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 管理者でないわけですから途中経過のことは言えないというのは私も
わかりますけれども、ちょっと西原市長のこの間のあれですと、1月1日を目指すというこ
とでずうっときたわけで、それが3月か4月に延びるということが私たちも新聞報道で知る
というような状況ですので、ちょっと西原さんは何をやっているのかと、本当に何をやって
いるのかと私も思うんですけれども、ただ一方、私最後に町長が言ったこと、やはり二次救
急のとりでというか、それ以上にこの榛南地区の医療、中核医療を担ってきたわけだし、こ
れからも担っていくというところをどうしてもあの病院をつぶせないということは再三町長
も言っているわけで、私はそここのところだけでも発信していただきたいと思います。今後ぜ
ひその辺はお願いします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほどの答弁で舌足らずな点がございました。私が交渉の中に当然西
原市長から徳洲会側に行ってもらいたいと言われれば同行したこともございますし、また鹿
児島へ行ったこともございます。これみんな徳洲会と関係で、鹿児島の場合は地盤整備で行
ったわけでございますけれども、そういうふうなことは常々しております。

それから、皆さんも御承知の定数条例でございますけれども、定数条例は私が申し入れて
やっていただいたものでございます。定数条例について西原市長はいつもとりつかれるよう
なことをしたものですから、それでは困ると、定数条例というのもちろんと上程して今後の
定数管理やるから、ある意味においては負担金の枠というものはっきり決めるような枠組
みを設定してもらおうよというようなことを私どもから申し上げて、定数条例の上程をして
いただいたものでございます。そういう意味においては、当然のことながら吉田町のいわば責
任者としてそういうふうな形での提案であるとか、それから情報統制については厳しく申し
渡しているところでございますし、一度路線を変更した場合には、本当に言葉を荒くして彼
にそのような路線の変更、方針の変更はしてはまずいとといったことはその旨申し上げてお
ります。

それにおいて別に何もやっていないわけでもなく、要所要所においては当然のことながら
私はそういうふうなところにいた人間でございますので、情報の怖さも骨の髄まで知ってお
ります。だからそれによって情報というものはどういうふうに統制しなければならないのか、
また交渉についてもその結果というのをだれに話せばいいのか、だれに話してはいけないか、
その辺も当然のことながらその責任を持てる人間にお話をすればいいわけで、それ以外の人
間に話すということは、いかに結果としてリアクションを起こすかということ常々申し上げ
て、できる限り交渉がうまくいく方向では考えています。

それから、1月1日の件でございますけれども、本当にこれは青天のへきれきでございま
す。ほとんど私も知りませんでした。これは実際に後ろにいる塚本課長もある意味において
は、牧之原とのいわばパートナーという一方の事務方の人間でございますけれども、本当に

1月1日になるものとずっとそう思っておりました。したがって、いつの時点かは申し上げませんが、実際にそのようなことになって、またそれが記事として出て、はっきり申し上げてびっくり仰天したというのが私の偽らざる気持ちでございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） ぜひその辺の必要なことを余り決まっていなくていいことを書けないというのは当然だと思うんですけども、7月以降新聞でしか、私は組合議会ですから議会のたびに西原さんの話は聞いてましたけれども、西原さんの話も今言ったように1月1日にもいくような話をしながら再度こういう形になったということでは、そこら辺表現はなかなか難しいと思うんですけども、とにかく榛原病院を守るんだ、つぶさないんだということとやはりある程度出さなければ町民本当に、これまた3月、4月になってまたこれだめになってしまうのではないかと、ここまで来ると西原さんの言っていることがどうも信用できないとかというような状況で一方ではあるもので、ぜひ吉田町民には今後運営委員であるわけで、その線はぜひバックアップしてやっていただきたいし、ぜひ町民に対して何らかの形で広報する必要が私はあると思うんですけども、その辺もう1回聞いて終わります。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほどもおっしゃられたように1月1日というものは当然そうなるものとそのように当然のことながら管理者からは聞いておりましたし、1月以降はないというふうにも思っておりました。しかし、結果として1月1日というものが非常に難しいというふうになったわけございまして、今度3月か4月、これだって交渉ごとというものは、最終的に何らかの文書になるというまでは基本的には本来は全部明かさないのでございませぬ。本当に3月か4月になるのと言った場合でもそう信じていくしか方法がないと、吉田の町民にしてみたら最終的ないわば願いというものは、病院の存続というふうなところにあるわけで、病院の存続のためにこれまでもそうございまして、なけなしのお金を吉田町は払ってきているわけです。何でこんなに払わなければならないのかと、町民の皆さんにしてみたら、むしろこういうふうな視点のほうが正しいと思うんです。病院に行っても診てもらえない、救急に行っても断られる、何でこんなに金を払わなければならないのかと、サービスが低下しているのに何でお金を払わなければならないのかというのが本来の偽らざる気持ちだと思うんですけども、それは今言ったようにさまざまな原因がそのようになっていまして、それもひとえにやはり町民にとって二次救急のとりである榛原病院、この吉田町にとっては必須ということでございまして、財政が許す限りぎりぎりのところまでやはり病院の存続について吉田側の責任者としてこれに協力していくと、かつ最終的には3月もしくは4月ごろいわばこの指定管理者の移行という部分が文書になるというまでは、じつと西原市長の後ろでやはりバックアップしながら、場合によってはこれぐらいのことはやめてもらいたいとか、これはやってもらいたいとか言いながら、やはり言ってもらいたいとこんなふうに思っております。

最終的には、指定管理者の移行というものが実現して文書になった時点で町民の皆さんにこれまでのことについては、お話し申し上げるとともに、今後吉田町にとっていわば二次救急のとりである榛原病院の存続というものが今後町民にとって必須のものであるならば、いかに榛原病院を育てていくか、守っていくかというふうなことを町民の皆さんと考えてみたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

先ほどの全協を受ける形で教育費についてお尋ねいたします。

先ほど同僚議員から時間外勤務手当で29ページでございますが、100万円の増額補正ということであったわけで、それに対します課長の答弁なんです、ちいさな理科館の建設にかかわるために時間がふえたといったことではあります、21年度4カ月ぐらいですか、12月入れて4カ月で100万ちいさな理科館のためにやるという少し説明不足ではないかと思しますので、補足をお願いしたいと思います。

それと31ページでございます。ふるさと学級とチャレンジ教室参加がふえていることに伴って、講師謝礼金が増額しているという説明でありました。参加者が増減しようが講師というものは変わらないと思うんですが、その点についてお願いいたします。

もう1点は、今出ました榛原病院負担金の金額についてでございます。2億4,831万8,000円という金額であります、これは私組合議員でありますので、組合のほうで賛成もしましたし、今日臨んでいるわけでございますが、組合議会に入る前に町当局の財政のほうにこの金額についてお話が多分不足金額、財政支援額について話が出ていると思うんですが、運営委員であります町長がゴーを出してさまざまところに挙がって初めて我々のところに目を通すわけではあります、その金額に対する確認というんですか、その妥当性があるのか、今こういった時点が出るのかというところのやり取りの経過というのが我々挙げたものはすべて正しいという形で審議いたしますので、そこについて一度くどくで申しわけないですが、説明をお願いしたいと思います。どのような形でチェックを行ったかということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長。

○総務課長兼消防監（中村久義君） 先ほどの100万円の時間外でございますけれども、ちいさな理科館の建設事業のためばかりの時間外ではございません。通常業務の時間外もあろうかと思っておりますけれども、主なものがそういうものだということで、当初計画していたより補正前の段階でほとんど消化したということで、今後まだ3月まで期間がありますので、その4カ月間の分を何かあろうかと思っておりますので、増額補正させてもらったということでございます。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋正旨君） 教育委員会でございます。チャレンジ教室と講師の謝礼金の関係でございますけれども、講師謝礼金として今回53万1,000円増額をお願いしてあるわけですが、その内訳といたしましては、ふるさと学級の講師が5万4,000円、それからチャレンジ教室が38万7,000円、それからあと講師がちょっと5人ばかりふえておりますものですから、その分が9万円と、締めて53万1,000円という形になるんですけれども、先ほど議員がおっしゃられた人数がふえても講師は変わらないではないかというような御質問があったわけですが、やはり人数がふえてきますと教室の数もそういうの要望があります。年間ですべてこういう教室を、それからそれを1部、2部に分けたり、同じ教室でも1班、2班に分けたり、そういう形で講師が若干ふえて、結果として講師だけで言いま

すと5人増になっております。この分につきましては、1人2,000円で5人分の9回分という形で9万円という数字を挙げさせてもらってあるわけですが、あとのふるさと学級の5万4,000円とチャレンジ教室の38万円につきましては、入のほうの受益者負担という形で入ってきて通していくと、そういう形になっておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 3点目の榛原病院負担金の件でございますが、町長の答弁の中にもございましたが、財政サイドについては財政サイドとして打ち合わせを行っているということでございましたけれども、実際にそのとおりでございますが、牧之原市もそうでございますが、当町として例外でなく、財政支援を行うために自分の財政状況等見比べながら判断をすると、かなり厳しい状態でございますので、財政サイドは表面で見ているよりはかなり綿密な打ち合わせを行っております。

それで、当初9月1日という指定管理への移行時期を定めて、管理者のほうで公募を行ったりしていたわけでございますが、9月1日の時点でのシミュレーションでいきますと、20年度から総額11億円の貸し付けを開始したわけでございますけれども、この貸し付けというのは、過去から受け継がれた資金不足額がそのまま金融機関から借り入れないということで構成市町で貸し付けを行うようになったわけでございますが、これは単なる貸し付けということではなくて、赤字から発生した資金不足の穴埋めなんですね。この穴埋めをずっと行っていくわけにはいかないと、それで最も財政的に大きなのは、指定管理に移行することになりまして営業収益が上がらなくなるわけですね。民営になるわけですので、収入がなくなると、そうした収入がなくなる状況で11億円の貸し付けが成り立つのかどうかというようなところまでも詰めて、それでどういう形で精算を行おうかというようなところまでも詰めております。

それで、きのう牧之原市長がちょっと今回の財政支援というのは、指定管理の移行時期がおくれたがためのものではないですのような発言をされたんですが、あれはちょっと認識が違いました、ことしの財政支援費というのは、6月までに1年分を支払ってあるんですね。通常であればその必要な時期に応じて資金を負担金を払っていくわけでございますが、ことしについてはもう6月までに全部払ったと、その払った中には3月に支払うべき償還金も入っているんですね。それを赤字が続いた状態で指定管理時にはどんどん伸びてきましたので、赤字がふえて3月までの必要額として支払ったものも先食いしちゃっているんですね。そういう状態が続きましたので、9月1日が動いたというのは、財政当局としては画期的な衝撃の状態だったわけです。それでも11月末までは何とか持ちこたえ、現金ベースでは何とか資金ショートを起こさずにいけそうだということで、11月1日の指定管理移行時期ということが次の目標となった時期がございまして、そこまでに何とかできればそれでも両市町負担できるめどはついているという状況だったものですから、その辺までのシミュレーションも1回行っております。それでそれができなくなるだろうということで、1月1日というのか出てまいりまして、その時点からかなり資金繰りが大変になりそうだなということで、今回補正予算を組ませていただいたのがそのときに検討した金額ということになるわけでございますが、この補正予算の財源を捻出するについても、両市町の財政担当は両市町の懐もお互いにさらけ出しながらやっております。

今後についても、いろいろな想定をしながら財政的に持ちこたえられるかどうかというところを見ながら、毎日綱渡りのような状態で両市町の担当で話し合いを行っております。こういう状況で詰めている数字でございますので、今回のものは過渡期という中では妥当な金額であるということで、上程をさせていただいております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） ただいま詳細なる説明いただきまして、病院の負担金の妥当性というのは確認できまして、安心いたしました。ただ、この財政支援を行うに当たりまして、吉田町としてどのような形で、我々は議員として組合議会こういう本会議の中で発言する場があるわけなんです、町として榛原病院の管理者に対して是正というんですか、改善策を要望されていると思うんですが、問題のない今交渉中でありまして、問題のない範囲で、実際にこういうことをやっているんだよということを、先ほど今町長のほうからは、定数に関しては早々にやれということは、本日初めてオープンになったわけで、やはり先ほど同僚議員からお話があったとおり、町民としては町がもう盲目のように病院に従っていると、言われるままだといったような印象で、貴重な税金が有効に使うために当局としてもしっかりと吟味して、切磋選別しながらやっている、ある程度要求も出して行っているということの情報というのも必要ではないかなと思います。先ほど町長のほうから二次救急を守る地域の医療の拠点であるという力強い御発言もいただきましたが、財政部門としてそれらのところもやはり町民に対して発信するべきだと思うんですが、その辺について再度お願いします、あるようでしたら。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問でございますけれども、当町としても黙って見ているわけではございませんで、水面下では本当に管理者とも打ち合わせを行いながらやっているわけですが、我々吉田町の打ち合わせの前提としているものは、先ほども町長何度も申し上げておりますが、二次救急の拠点である榛原総合病院をつぶしてはならない、存続をさせて地域医療を守るんだということが前提でございます。ですから、そのためにどうしていくかということで、牧之原市、管理者側にお任せをしているだけということではなくて、指定管理に移行するという段階でも一応の相談を受け、その確認はさせていただいておりますし、それを実行に移すのは牧之原市長である管理者と、管理者が自分の責任ということでやられているということでございますので、その意思決定過程においては、当町も何もしていないというわけではございません。それで、交渉を進める段階になりますとかなり本当に町長申し上げておるとおり、いろいろな情報がいろいろな形で使われてしまうということになります。

牧之原市長がちょっと院長と医師が意思疎通を図れないようなときがあったや聞いておりますけれども、牧之原市長とすればそれが本意であったとは思われません。それがただ解釈をした方々がそういう解釈してしまったということで、ですからそれが交渉の段階ではそういうふうにとられるということは非常にまずいことなんです。我々そういうことがないようできるだけ情報は決まったものしか出さないほうがいいということで、町長の指示どおりで通しているわけでございます。

本来財政サイドから見ますと、普通の経営からいきますと、これほどの状態になればリス

トラを図って、それでもだめであれば最後の手段ということになるわけですが、我々は前提としているのは地域医療を守るということですので、町長おっしゃるように、懐が許す限りぎりぎりのところまでは財政支援を行って、管理者の支援を行うという前提でおりますので、そのつもりでこれからもおりますし、今までやってきた中でその定数の問題でございますが、定数の問題でも財政的にもそのまま全く何もしないでリストラも図らないでそのまま推移させたのでは、町民の皆様方税金を投入する立場にある人間として全くこのまま見過ごすことはできないと、今できるリストラ策は何かというと、やはり定数削減をやってもらわなければいけないだろうということで、この時点では強力に財政サイドからも町長のお世辞的な面からもかなり強力に呼びかけをさせていただいておりますし、そういう点で節目節目では財政的な見地、それから政治的な見地から働きかけを行っていることは事実でございます。

余りそれが全面に出てしまうのはいかなものかということで、目的は榛原病院が本当に存続して地域医療が成り立つという状況まで持っていければいいわけですので、それを願って今のところはお金が用意できるだけは用意しようという状態でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） わかりました。最後です。

このというとなれなんです、今地域医療の二次医療を守るということで、全面的に指定管理者移行に向けてやっているわけですが、先ほど財政的な余力が許す限りという御発言もあったわけで、ある程度見通しをつけてだめな場合は違った選択肢も考えられるといったようなスタンスで、とにかく地域の二次救急を守るんだと、それが今予定しております存在しています榛原病院だけなのか、それ以外の選択肢もあるのかということは、今後考えていかなければならないということの決意で臨んでいるという御確認を最後にしたいと思います、よろしくをお願いします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは議員の皆様にもお話ししたことかと思うんですけども、榛原病院の存続に関して指定管理者以外は選択肢はありません。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

次回は、12月9日水曜日午前9時から産業建設常任委員会であります。よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 零時 41分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 佐藤正司君

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 佐藤です。

私は、さきに通告してあります中学校の教科書選定について一般質問をします。

11月3日付の日本経済新聞に、10月18日に牧之原市長選で無投票で再選された西原市長に今後の市政運営について聞いた記事が載っていました。そこでは、2年後の市立中学校の教科書採択では、新しい歴史教科書をつくる会の教科書の採択を目指したいと述べています。その記事を読んだ町民から心配する声が寄せられています。牧之原市と吉田町、川根本町の教科書採択区は同じ地区ですから、このつくる会の教科書が採択されれば、吉田町の子供たち全員同様の教科書で学ぶこととなります。牧之原市長が採用を目指しているこの新しい歴史教科書をつくる会編集の歴史教科書は、何度も問題を指摘され、2001年に初めて文部科学省の検定に合格はしましたが、この内容をめぐって雑誌などで批判の特集が組まれたり、問題を提起する書籍も多数出版されております。

新しい歴史教科書をつくる会とは、フリー百科事典によると、1996年に結成された日本の社会運動体である。従来の歴史教科書が自虐史観の影響を強く受けているとして、新たな歴史教科書をつくろうという運動を進める団体である。政界や地方議会の一部勢力からも支持、賛同され、二度にわたり中学生対象の教科書を出版し、採択しようとする運動を進めていた。その一方で、一部の歴史家や市民団体、左翼団体からは、歴史修正主義であるとの批判や特定アジア、中国、韓国、朝鮮の政府や民間人からは反動分子、もしくは、それに近いとみなされることがあると記されています。

つくる会の教科書をお子孫たちに渡せないと運動している市民団体の子どもと教科書全国ネット21という団体は、次のような声明を出しています。

扶桑社版歴史教科書は、私たちがこれまで繰り返し批判してきたように、歴史学の成果を

無視した特異な内容で、歴史事実に誤りの多い極めて問題のある教科書である。この教科書は、日本の歴史を天皇中心に描き、歴史を支え重要な役割を果たした民衆、この教科書で学ぶ子供たちの祖先である民衆がほとんど描かれていない。また、日本の植民地支配や侵略戦争を正当化、美化し、日本の戦争の加害や被害をほとんど書いていない。戦争そのものを正当化し、日本国憲法を敵視している。歪曲した歴史によってはぐくまれる愛国心は極めて危険なものであることは歴史の教訓である。戦争肯定など歪曲した歴史を子供たちに刷り込むことによって、子供たちを戦争する国の忠実な国民に育てることを習いとするものである。こうした内容は、扶桑社自身さえ各地の教育委員会の評価が低く右寄り過ぎると認めているものであると言っています。静岡県内には11の採択地区と三つの中高一貫校がありますが、現在どこの地区でもこの教科書は使われておりません。

私は、こうした経過を経たつくる会の教科書を子供たちに提供することに大いに懸念を持つものです。そこで、以下質問します。

教科書の選定は、どこでだれがどのように決めているのでしょうか。市民の声を反映する場はあるのでしょうか。次回の選定に向けてのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

以上、質問します。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 中学校の教科書選定についての1点目、教科書の選定は、どこでだれがどのように決めているのでしょうか、町民の声を反映する場はあるのでしょうかについてお答えします。

小・中学校の教科用図書は、学校教育法において、文部科学大臣の選定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されております。そして、これらの教科用図書を学校現場で使用するには、教科用図書の採択を行うわけでありますが、この採択を行う権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の第6号の規定により市町村教育委員会にあります。

しかし、実際には義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、都道府県の教育委員会が設定した教科用図書採択地区ごとに同一の教科用図書を採択し使用することとなっており、吉田町の場合は当町と牧之原市と川根本町で構成する榛原地区に所属しており、榛原地区で同一の教科用図書を採択することとなっております。このため、榛原地区では、同一の教科用図書の採択を行うための協議の場として榛原地区教科用図書採択連絡協議会を設置します。この連絡協議会の委員は、榛原地区内の教育長、各市町の校長代表に、住民の意向を反映する意味で保護者の代表も加わり組織されております。また、協議会の下部組織として、教科ごとに学校の教員代表で構成する教科書研究委員会を設置し、この教科書研究委員会の調査結果をもとに榛原地区で同一の教科用図書を決定し、各教育委員会において採択をする手続をとることとなっております。

さて、教科用図書の採択は、児童・生徒によりよい教科用図書を提供するという観点から、教科用図書の内容についての綿密な調査研究によって公正かつ適正に行われるべきものであります。このため、教科書研究委員会は、それぞれの市町村教育委員会から推薦された教科に関する専門性にすぐれ、かつ中立、公正な教員が委員となり、新しい教科用図書の内容に

ついて綿密な調査研究を行うわけですが、これらの委員は公正かつ適正な研究に専念できる環境整備に細心の注意を払っております。一方、適切な採択を確保するため、県教育委員会においても採択の対象となる教科用図書について調査研究し、県教育委員会の採択基準の設定や選定に必要な資料の作成などを行っておりますので、採択権者である市町村教育委員会は、必要に応じて指導助言を受けることができる体制にもなっております。よって、採択は一部の思想や勢力によって左右されるものではなく、多くの検定教科用図書の中から榛原地区の総意に基づき客観的に最も適当であると判断される教科用図書が採択される体制となっております。

次に、2点目の次回の選定に向けてのスケジュールはどのようになっているのでしょうかについてお答えします。

次回の選定に向けてのスケジュールですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行わなければならないと規定されており、中学校については平成23年8月31日までに採択を行い、平成24年度に新教科用図書の使用を開始する予定となっております。参考として、小学校の場合であります。中学校より1年前のスケジュールで、平成22年8月31日までに採択を行い、平成23年度に新教科用図書の使用開始予定で、小・中学校それぞれ採択後は4年間同じ教科用図書を使用することになっております。

以上であります。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 幾つか再質問させていただきます。

先ほども私言いましたけれども、なぜ隣の市の市長が言った発言について、今回この吉田町の議会で取り上げていいのかというのは、ちょっと筋が違うということもあるのかもしれませんが、ただ、私は先ほども言いましたように、牧之原市と吉田町と同じ教科書を使うということですから、吉田町の子供たちの教育にかかわることだということで質問をしております。

私、教育とか歴史のことについては本当に素人です。今回私も図書館で、今吉田町で使われている、中学校の社会科で使われている東京書籍という教科書と、今回2009年の4月に検定を合格した自由社という、同じ歴史教科書、ほとんど扶桑社と同じ、ほとんど同じ教科書なんですけれども、それとちょっと見比べて、読み比べてみました。

素人の私でさえ、この自由社の編集というのが非常に、編集の方法や中身についても首をかしげたくなるようなところが何カ所もあります。これ教育長はもうお読みになりましたかね。お読みになっておりますか。ぜひ、その辺、もしお読みになっていらっしゃると思うんで、まず感想をちょっとお聞かせいただきたいんですけども、この。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 同じ社会科の教科書であっても、発行者によって、その内容に違いのあるのは当然だと思いますけれども、それぞれ文部科学省の検定を通過したものでありますので、その一つ一つの教科書について、私がコメントを述べるということではできません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私の感想を述べさせていただきますけれども、この新しい歴史教科書

をつくる会発行の教科書を私が読んだ感想では、非常に東京書籍と比べて神話とかを多く使っていてあったり、それから天皇を中心に書かれているなという感じを受けまして、最後には2ページにわたって昭和天皇の文章を掲載してあるということで、本当にちょっと違和感のある教科書です。それから、太平洋戦争についても、明らかにちょっと表現が違うなど。あの教科書について、侵略戦争ではないような書き方になっているのかなという感想を受けました。

それで、私は、こういう教科書でいいのかなというのの一つ思いました。この間、吉田町で60周年の記念冊子を発行したときの表題が「先人に感謝、後人に夢を」というような表題になっていましたので、吉田町の子供たちが、当然町民みんながそういう気持ちで持つということは大切だと思うんですけども、私、教育というのはそういう夢をとか、そういう先人に感謝というような観点が必要なんではないかと私は思って、あれを読ませていただきましたけれども、今度のこの教科書については、ぜひ、これは子供たちに与える教科書ではないのではないかと思います。

調べてみると、全国的にもこの8月にあれを選んだ横浜市もありますけれども、全体で見ると約1学年130万人ぐらい子供がいるんですかね、中学1年生だとしたら、22年度が。そういう中で、今この夏に横浜市の8の地区が採択したようですので、約2万人の子供が、あの教科書を選んだということで、2%にも満たない本当にごく少数の地区しか選んでおりません。そういう意味では、まだまだ少ない、手元にしか渡らないのかなとは思いますが、それにしても、ああいう教科書が広がっていくことには危惧を覚えます。

それで、先ほどの選び方のところなんですけれども、この地区は1市2町ということなんですけれども、この地区教科書研究委員会というところの中で、特に社会科のところでお伺いしたいんですけども、各教科、3人から5人ぐらいで研究委員会をとということになっておりますけれども、現場の先生というのは何人ぐらいこの委員会にはお入りになっているんでしょうか、この地区の場合は。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋正旨君） 教育委員会でございます。

今の研究会の人数でございますけれども、うちのほうの榛原地区に限りましては教科書代表の校長が1人、各市町代表の教諭が3人ということで計4人で研究会のメンバーになっております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） この地区の場合は、牧之原に中学が三つですか、それから吉田町と川根本町とというところで選ぶわけなんですけれども、先ほど教育長のお答えの中で、この地区で決まるというのは法律で決まっておっしゃいましたけれども、別々なことを選ぶことはできないということですよ、別な教科書、そういうふうに。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） さっき申し上げましたように、一つの採択地区では同じ教科書を使用すると、そういうふうに定められております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） そういうことですから、今回牧之原市長がどういう意図でああいう

発言をされているのか私わかりませんが、これを決める、社会科の教科書を県内のを見ると東京書籍が多いようですけれども、これ今度平成22、23は同じ教科書を使って、23年度に採択をして、24年度から新しい教科書を使うということになると思うんですけれども、この決める段階で、西原市長がああいう発言をされておりますけれども、西原市長が多分決める権限はないと思うんですけれども、ああいうのに影響を受けないかとちょっと懸念するんですけれども、その辺はどういうふうに解釈したらいいですかね。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 先ほど申しあげましたように、教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあるというふうに法で定められております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 黒田教育長がそうはっきりおっしゃってくれますから、影響を受けることはないと思いますけれども、今回8月に横浜市が18のうちの8区が自由社のを選択したというふうに新聞にも載っていましたが、そこへ行くまでの裏話というか、採択させるために、極端なことを言うと教育委員を差しかえたり、教育委員長を差しかえたり、賛成する委員に教育委員をね、かえたりというようなことがされたように新聞には書かれていたけれども、今回、この地区の場合はそれぞれの自治体に教育委員はいらっしゃると思うんですけれども、教科書を採択するときの教育委員会のメンバーというのはどういう形になるんですかね。教科書を選択するのは、それぞれ持ち帰るということですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 別に教科書を採択するから、そのときに教育委員会のメンバーをかえるというようなことはありませんので、そのときの教育委員会で協議すると、そういうことになっております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） はい、わかりました。

私、あの新聞を読んでいろいろ書籍とか、いろいろ読ませていただきまして、ぜひ、この地域でああいう自由社と扶桑社の歴史教科書を、この地域の中学生に、あの教科書を使って学ばせるようなことにはしたくないなど、私自身は思いますので、今後も西原さんの発言には注意して、必要に応じては声を上げていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

一般質問通告書に上げた町の危機管理について、一般質問を行います。

8月11日の駿河湾沖地震による被災対応や、新型インフルエンザによる学校の学級閉鎖及び学年閉鎖、また、医師引き揚げによる地域医療の基幹病院、榛原総合病院の医療体制の縮

小など、日々さまざまなことが起きております。町民の安全と安心を第一に考え、トップとしての町の危機管理の最高の責務を担っている町長にお考えをお伺いいたします。

まず、町の危機管理の現状認識と今後の施策方針の考えをお尋ねいたします。

次に、その危機管理方針に基づき、以下の事項について具体的に伺います。

初めに、防災について伺います。

8月11日の駿河湾沖地震から4カ月が過ぎようとしております。今回の地震の経験を生かし、さらなる防災体制の強化を図ると、さきの定例会において同僚議員からの一般質問に対しまして御答弁を伺ったところでございます。

先般、12月の第1日曜日の6日には、被災後初めての吉田町地域防災訓練が行われました。日々の訓練の成果が本番に生かされますよう、各自主防災会においてそれぞれの通年計画に基づき、大勢の町民の皆様方の御参加のもと、有意義な訓練が実施されたところでございます。さきの地震は、実際に役場内の業務においてさまざまな課題が明らかになったのではないかと推測するところでございます。

そこで、町では今回の地震の対応に対してどのような検証を行ったのか。その結果、どんな評価を行ったのか。そして、ここで何を是正していくのかをお尋ねしたいと思います。町民に説明し、報告するべきだと考えるところであります。特に、初動活動のあり方や情報収集の大切さを再認識したと強調されております。具体的にはどのようなことかお尋ねするところです。

また、今回の地震でも、早朝から職員の皆様方が出勤し現場確認と復旧作業に当たりました。地震発生時は町民の生命、安全を守り、復旧を優先で行う応急対策が行われておるところでございます。しかしながら、時間の経過とともに、復旧が進み、速やかな通常業務の再開も大切なことと考えるところであります。厳しい話かもしれませんが、非常時こそ行政の真価が問われると考えます。そこで、町として日常業務に対して業務継続計画を策定し、運用を図っているかをお尋ねいたします。

次に、今定例会初日の4日に審議し可決いたしました平成21年度吉田町一般会計補正予算の中の消防費に、今回全国瞬時警報システムの設備工事が予定されておりました。最新型のJアラートに入れかえることとなったと報告を受けております。従来からの機器と違い、自動受信装置機能を備えたものとなり、受信と同時に同報無線で広報が行われるようになると報告を受けました。町では、現状の同報無線で発信する防災情報の補完としまして、二、三年前より防災行政ラジオを配布、各隣組組長まで配布し、情報伝達の充実を図られておりますが、防災行政ラジオだけではなく、広く普及しやすい防災情報メールサービスの検討をされているかお尋ねいたします。

次に、地域医療についてお尋ねいたします。

公設民営化と運営形態の移行や利子引き上げによる医師不足等により、榛原総合病院の患者受け入れが制限され、地域医療への影響が大きい現状下でございます。近隣病院や地域の医療者との連携、そして、町民の皆様方の御理解と御協力をいただき影響を最小限に抑えなければならないと考えているところでございます。町としての地域医療の考えと、また、どのような方策を講じているのかお尋ねいたします。

最後でございますが、新型インフルエンザが小・中学校で蔓延し、学年閉鎖や学級閉鎖報告が連日吉田町ホームページから発信されております。また、今後、季節型インフルエンザ

も流行が心配されるところでございます。11月20日には、榛原総合病院からの報告で、12月1日からの緊急患者受け入れ縮小や、さらに年末の25日以降は夜間休日の緊急患者全面中止などと伺っているところであります。最新版は12月3日に榛原病院だよりで情報が伝達されたわけでございますが、毎年、救急患者が増加いたします年末年始を控え、大変心配されるところでございます。町民に対し、地域医療の救急体制や救急時対応策などについて、どのように周知しているかお尋ねいたします。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問は、まず町の危機管理の現状と今後の施策方針について、次いで防災と地域医療についてですが、議員は質問の要旨に8月11日の駿河湾沖地震による被災対応や新型インフルエンザによる学校の学級学年閉鎖、榛原総合病院の医療体制縮小など、さまざまなことが起きていると述べられておりますので、町として災害対応の危機管理について立たされているものと受けとめた次第でございます。

また、日本語の「危機」に対応する言葉には、リスクとクライシスがございますので、危機管理にもリスクマネジメントとクライシスマネジメントがございます。それぞれ危機管理でございますけれども、リスクマネジメントは危機を発生させないような立場から取り組む未然防止の危機管理、そして、クライシスマネジメントは、不幸にして発生した場合の発生時対応の危機管理を指すと言われております。

以上のことから、議員の御質問に対して、災害、とりわけ発生時対応の危機管理に焦点を合わせてお答えしたいと思います。

また、これは大事なことですが、発生時対応の危機管理は、ダメージコントロール、すなわち災害が発生した場合におけるダメージを極限することを目的とする行動でございますので、クライシスマネジメントとダメージコントロールの相関関係の文脈でお答えしたいと思います。

さて、議員が質問要旨で触れている駿河湾沖地震による被災対応、新型インフルエンザによる学校の学級・学年閉鎖、榛原総合病院の医療体制の縮小などについてのクライシスマネジメントの現状認識と今後の施策方針ですが、自治体の危機管理の観点から考えれば、答えはクライシスコミュニケーションになるものと思います。クライシスコミュニケーションは、危機が発生した場合の意思疎通の問題になります。

「人は起こしたことで非難されるのではなく、起こしたことにどのように対応したかによって非難される」という言葉がございますけれども、この言葉こそ、これから説明するクライシスコミュニケーションについて端的に表現しているものであると思います。危機管理の失敗というものは、まさにこのクライシスコミュニケーションの失敗であることに気づかなければならないと私は考えております。

従来リスクマネジメントは、未然防止のための危機管理に目を向け、発生時対応の危機管理に対する配慮が不足しておりますので、質問の要旨で触れられたような事態が発生した場合には、その問題に対する組織としての対応の適否が評価対象となり、その組織に対する信頼感を損ねる可能性が指摘されるところであります。起きてしまったことは仕方がないと

いう現実的な立場に立って、組織に対する社会からの信頼感やそのほかのダメージを最小限にとどめるには、どういようにすべきであるかという視点からの対応行動に焦点が当たることとなります。

クライシスコミュニケーションとは、不測の事態が発生した場合に、その影響やダメージを最小限にとどめるための情報開示を初歩にして、内外の必要と考えられるさまざまな対象に対して行う迅速、適切なコミュニケーション活動を指しております。自治体にとってのクライシス、すなわち危機とは、行政と住民の関係の問題であり、両者の間に問題をめぐって非難や批判、さらには不信感や対立関係が生じた局面ということになります。すべての物事には原因と結果がありますが、行政と住民のコミュニケーションギャップ、あつれきが生じるのは、おおむね行政側の対応の悪さが原因であると言っても言い過ぎではないと思います。

それでは、クライシスコミュニケーションが備えるべき三つの要件について述べてみたいと思います。三つの要件とは、まず迅速な意思決定と対応行動、次いで疑惑を生まない徹底した情報開示、最後に社会的視点に立った判断でございます。

まず、迅速な意思決定と対応行動ですが、起きてしまったことは「覆水盆に返らず」ですが、すぐおわびやお見舞いに行く、すぐ現場に足を向ける、すぐ現状を説明するなど、すぐやることによって、少なくとも行政は何をしているのだ、行政はまるで対応が遅いといった非難を免れることができます。このスピード感がないと証文の出しおくれとなり、社会やマスコミから批判を招くこととなります。ただし、注意しなければならない点は、行政の意思決定における手続論ですが、外から見れば単なる組織内部の論理のために不必要な時間のロスを生み、不必要な行政への批判の種をみずからまくこととなります。

次いで、疑惑を生まない徹底した情報開示でございますが、情報開示が組織の透明性を示すための最大の武器であることを考えれば、これは明らかなことでございます。それは、相手から求められる前に、むしろ、こちらから提示することが戦略的にプラスになるからです。起こしてしまったことは仕方がないという共認識のもとに、かくかくしかじかですという説明、そして、今後の再発防止策と、申しわけありませんというおわびの三つぞろいの情報を開示することで社会やマスコミからの許容度というものはかなり変わることは間違いのないと思われま。

最後に、社会的視点に立った判断ですが、危機が発生した場合、役所で見受けられがちなのが責任回避に走る上司、組織防衛に固まる身内意識、役所の論理、役所の立場からの物差しの三つです。このような危機対応行動はお役所仕事と軽蔑され、社会からは絶対に受け入れられるものではございません。

我々が見失いがちな事実、地域住民の日常生活の99%は民対民の中で暮らしていることです。普通の地域住民の日常生活において、官との接点は極めて少ないのです。顔が見えない相手とはコミュニケーションが成り立ちにくいし、親近感もわかないわけですが、これが広報活動の原点であることに注意をする必要がございます。地域住民の日常生活の99%が民対民であれば、地域住民の接触する人々の99%は、まさに民間人にほかならないのです。したがって、地域住民の目に役所内の仕事が多い職員が役所の立場や役所の視点から住民サービス対応を考えたとしたら、よほど気をつけない限りコミュニケーションギャップを生むことは避けることができないと考えるべきだと思われま。さらに言うなれば、住民が役所に outward ケースの大半は書類の手続上のことであって、生活上のサービスを求めて来るのでは

ないことに思いをいたすこと肝心ではなかろうかと思えます。つまり、住民にとって、特に喜ばれるサービスではないのです。このように、両者の間には構造的にコミュニケーションギャップが横たわっていることに認識をいたすべき必要がございます。

それゆえ、何か住民の日常生活に直接かかわるような不測の事態が発生した場合には、役所対応行動がストレートに地域住民から評価されることになりがちなのです。役所の論理や立場からの物差しに気をつけなければならないのは、実はこのためでございます。それゆえ、住民の立場を第一に考えて対応行動を決めるという基本方針さえ持っていれば、いつどんな不測の事態に遭遇しても迷いがなく、マスコミからどのような質問が出されても、この基本方針に沿っている限りアカウンタビリティー（説明責任）を果たすことができるので、非難されることはないと言えます。

むしろ問題になるのは、先例主義と過度の法令遵守主義かもしれません。クライシスコミュニケーションが機能しない組織というものは、一たん不測の危機が発生した場合には対応の失敗を重ねて、問題の長期化と深刻化を招く結果に陥りやすいことが指摘できるものと思います。これまで、クライシスコミュニケーションについてお話ししましたが、議員御理解いただけましたか。

さて、議員御質問の町の危機管理の現状認識と今後の施策方針でございますが、まず、現状認識について申し上げます。課長等には、不測の事態が発生した場合には、すべての職階を飛び越してトップである私に連絡し指示を仰ぐよう部下職員に徹底するよう指示してございます。ただし、時の経過とともに危機管理の意識も薄れてまいりますので、交通安全の運動と同じようにうまずたゆまず繰り返し、職員のDNAに刷り込むよう努めたいと思えます。

次いで今後の施策方針について申し上げます。危機管理がまさに行政の信頼を担保するものである以上、危機管理は状況認識に基づいて判断力と決断力を要求される管理職の仕事であることは容易に理解されます。この点を踏まえ、危機管理の知識と意識はすべての職員に必要なではありますが、とりわけ管理職にある職員を重点に絞り、教育を施してまいりたいと思っております。

「行政とは広報なり」という言葉がございますけれども、行政の仕事は常に施策について、地域住民に理解を求めていかなければならない宿命を持っていることに思いをはせる必要がございます。行政には、パブリックアクセプタンス、つまり地域住民からの受容がなければ円滑に計画が進まないという側面がございます。したがって、行政広報はパブリックアクセプタンスそのものであり、ここが民間の広報活動と一線を画すゆえんであることを職員に理解させるよう努めてまいりたいと思っております。

さて、次に防災についてお答えします。

最初に、地震から4カ月が過ぎようとしている。今回の地震の経験を生かし、さらなる防災体制の強化を図ると伺った。どのような検証を行い、今後何を是正していくのか。特に初動活動のあり方や情報収集の大切さを再認識したと伺ったが、どのようにするのかについてでございますが、8月11日午前5時7分に発生した地震につきましては、駿河湾の深さ23キロメートルで、マグニチュード6.5、最大震度は6弱でありました。この地震により死者1名、負傷者319名の人的被害が生じております。その後の地震活動等の状況でございますが、先月の地震防災対策強化地域判定委員打ち合わせ会での気象庁のコメントによりますと、この地震に伴う余震は次第に減少しておりおさまりつつあるということであり、平成9年10月以

降の今回の震源地付近の地震活動は、時々マグニチュード2から3の地震が発生する程度であり、周辺の地震活動に比べて比較的低調であるということでございます。

また、いつ発生してもおかしくない状態にある東海地震を予知すべく、東海地域の地震活動や地殻変動等の状況を監視している気象庁によりますと、最近の静岡県中西部の地殻内の地震活動は、東海地域全体と比較した場合、平成17年中ごろからやや活発な活動が見られるものの、浜名湖付近のフィリピン海プレート内での地震発生頻度はやや少ない状態が続き、その他の流域ではおおむね平常レベルで、地殻変動につきましては全般的に注目すべき特別変化は観測されていないということでございます。

今回の地震では、ブロック塀の転倒、屋根がわらの損壊や落下などの地域内の危険や、家具の固定や落下物対策の不備によるけが、住宅の耐震化への不安から地震に驚いて慌てて行動をした結果のけがなど、家庭内における危険が鮮明になりました。また、人的被害のうち高齢者の占める割合が約4割だったことから、高齢者等の災害時要援護者に対する支援体制強化の必要性や自主防災組織と町との情報連絡体制の脆弱性も明らかになり、その対策を講ずることが喫緊の課題と受けとめております。これらのことから、12月6日の地域防災訓練では、今回の教訓を踏まえて各地域内で被害を想定した危険箇所の再確認や家具の固定等による家庭内の安全確保対策はもとより、地震発生時に地域住民に求められる一連の行動について再確認するとともに、災害時要援護者の避難支援訓練や自主防災組織と町の連絡体制の再確認などを重点に掲げ訓練を実施したところでございます。地震発生時における最も重要なことは、まず第一に自分自身の身の安全を確保することであります。自分が無事でないと家族や近所の住民を助けることもできません。みずからの身は自分で守るという自助、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという共助の実践が大切であると言えます。

阪神・淡路大震災において、死者の84%は家屋の倒壊や家具の転倒などによる圧死であったことや、地域住民が率先して救出活動に取り組んだこと、また、今回の地震において、人的被害の約74%が家具固定や落下物対策の不備、自宅の耐震化の不完等が原因であったことなどを勘案しますと、住宅の耐震化や家具の固定などの家庭内対策の一層の促進と自主防災組織を中心とした地域防災活動の充実、強化を図ることが重要であることは言うまでもありません。今後も、家具の固定などの家庭内対策の必要性を訴えるとともに、県に協力を仰ぎながら初動体制の確保に必要な本部運営訓練の実施、地域の実情に合わせた各種訓練の実施、自主防災組織を対象とした防災研修会等を実施してまいりたいと考えております。また、確実な情報収集、伝達を確保するため、老朽化した防災行政無線の更新を行うとともに、防災行政無線以外の情報伝達手段として各自主防災会、各地区本部へ配備しているMCA無線機については、配備先の関係者等に対し操作手法の習得等の訓練を実施し、無線機器の機能が十分に発揮されるよう万全を期してまいります。自助、共助、公助、それぞれの役割を認識し、互いに連携し、協働すること。すなわち町民と行政が一体となることが地域防災力を高める上で欠くことのできないことと受けとめております。

次に、地震発生時は、町民の生命、安全を守り、復旧を優先で行う応急対策が行われますが、時間の経過とともにそれぞれの業務を再開と、通常、非常時にも行政の真価が問われ、業務継続計画はいかにかについてであります。業務継続計画とは、被災して業務遂行能力が低下した状況下で、非常時優先業務を継続再開開始するための計画で、業務継続が的確に行われない場合には、住民生活等に支障が生じる可能性があるため、被災により通常業務の

遂行能力が低下した状況下でも、最低限の、まず優先順位の高い住民サービスを継続することが必要であると認識しております。

一般的に、想定されている東海地震などの大規模災害では、発生後3日間は人命救助、4日目から食料支援、1週間後から復旧活動が開始されると言われております。発災後、災害対策本部を設置し、本部長の指示のもと、各部の任務に従って情報収集活動や応急復旧対策に全力を挙げて取り組むわけではありますが、同時に、行政サービスの低下による住民生活への影響を最少限にするためにも、通常業務の再開時期等についての的確な判断が必要となっております。いずれにしましても、災害対策本部が設置されれば、その都度災害対策本部の中で各種行政サービスを対象に継続業務の優先度等について判断することとなります。

次に、全国瞬時警報システムJアラートの入れかえ予定と聞く。現状の同報無線で発信する防災情報の補完として、防災行政ラジオだけではなく、広く普及しやすい防災情報メールサービスの検討はについてであります。まず、全国瞬時警報システムJアラートの整備について若干説明をさせていただきます。

国は、平成21年度補正予算において、経済危機対策の一環として防災情報通信設備整備事業交付金を新設し、全国瞬時警報システムJアラートを全額国費負担により全国一斉整備することといたしました。これに伴い、消防庁では従来の受信装置よりも有効に活用できる改良型の受信装置を開発中であります。当町におきましては、平成18年近くの当該システムの実証実験のときから、消防庁から機器の譲与を受け現在に至っておりますが、今回の防災情報通信設備整備事業により改良型の機器を新設するとともに、同報系防災行政無線の改修を実施するものであります。このシステムは、地震や津波、弾道ミサイル攻撃などといった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を受信し、同報系防災行政無線を自動起動することにより町民に緊急情報を瞬時に伝達するもので、国による事態の告知から町民への伝達まで時間的なロスを最少限にし、予防対策の確立や被害の軽減に役立つものであると受けとめております。

さて、当町における防災情報の発信についてであります。風水害や地震などの緊急災害情報につきましては、同報系防災行政無線及び防災行政ラジオを通じ町民の皆様に対し情報を発信しておりますが、通常の防災情報につきましては、町のホームページや広報紙などでお知らせをしているところであります。静岡県が静岡県土木総合防災情報、通称サイボスレーダーをシステム化したことによりまして、地震津波情報、気象情報、台風情報、雨量推移情報などをインターネットや携帯電話でリアルタイムで見ることが可能となりました。また、町のホームページからも見ることができますので、町民の皆様にも広く啓発をさせていただき、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。したがって、必要な情報を正確、かつ迅速に町民の皆様には伝達することは行政の使命でありますから、今までどおりの手法をさらに強化していくことで十分対応可能と考えておりますので、現在のところ、町からの防災情報メールサービスの導入は考えておりません。

2点目の地域医療についてお答えします。

地域医療とは、地域社会の住民の健康状態の向上と回復を図るための対策を講ずるとともに、各種の医療サービスを提供することにありますから、そのためには地域医療体制の整備と充実は必要不可欠なものと考えております。地域医療体制につきましては、みずから地域で健康管理や日常的な相談ができる場、いわゆるかかりつけの医療機関を持つことや医療機

関それぞれの役割分担のもと連携を促進し、地域全体で医療水準の向上と医療サービスの充実を図ることが大切であります。

当町には、平成21年11月末現在で医療機関は外科、内科、産婦人科、小児科、整形外科合わせて13カ所の診療所がございます。また、当町は牧之原市との組合立病院である榛原総合病院を初め近隣3市に公立病院があるため受診しやすい環境にあり、多くの町民はこれらの医療機関を利用しております。中でも、榛原総合病院は榛南地域の住民のために各種の医療サービスの提供をし続け、榛南地域の基幹病院として重要な役割を果たしてきております。しかし、榛原総合病院は医師不足等さまざまな問題が複雑に絡み合い、結果として経営の悪化により病院の存立基盤が急速に弱体化しているのが現状でございます。

さらに、当町が属している志太榛原医療圏の島田、藤枝、焼津市の公立3病院につきましても、榛原総合病院と同様に地域の2次医療を担う基幹病院として機能してまいりましたが、医師不足による診療科の休廃止が生じておりまして、内科系の医師不足は病院経営に深刻な状況をもたらしております。特に、榛原総合病院は救急医療体制の縮小、脳神経外科の入院診療及び救急患者の受け入れ中止など大幅な診療体制の縮小を余儀なくされています。このため県は、県の保健医療計画の見直し作業の中で榛原総合病院が急性期医療に対応できない状況になることを踏まえ、志太榛原医療圏の公立4病院の役割分担を見直し、急性期医療につきましても島田、藤枝、焼津の公立3病院が担い、榛原総合病院は急性期を脱した患者の後方支援に機能転換し、志太榛原医療圏全体で地域医療を支える体制を再構築することを検討しております。

それでは、1点目の医師不足等による榛原総合病院の患者受け入れが制限され、地域医療への影響が大きい現状下、近隣病院や地域医療者との連携、そして住民の皆様のご協力をいただき影響を最少限に抑えなければならないと考える。町としての地域医療の考えと、どのような方策を講じているのかについてお答えします。

榛原総合病院の診療科の休廃止、救急医療体制の縮小によって地域の医療機関で受診される患者が増加し、医療機関の負担が増大している状況であります。さらに、冬季に入り風邪やインフルエンザ等によってますます患者数が増加し、地域の医療機関は多忙をきわめっていると聞いております。町としましては、医療機関の連携を深め、町民の皆様が受診を必要とするときに受診できる医療体制を整える必要があると考えております。そのため、町では、県や静岡こども救急電話相談といった相談窓口に関する情報の周知を図るとともに、健康づくり課の職員による休日、夜間の電話相談に対する受け入れ態勢を整えていることを10月、11月に各戸配布のチラシなどでお知らせしております。また、乳幼児の健康診断の際に、コンビニ受診といった自己都合による不適切な受診は医療従事者の疲弊の原因となることから、乳幼児の症状をよく観察した上で受診すべきか否かを判断していただくよう保護者向けに中部保健所が作成したパンフレット「私たちの病院を守るために・乳幼児編」を配布して適切な受診を促しております。

そのほかに、町では去る11月16日、保健センターにおいて町内各医療機関の医師9名と行政の関係5課、局との間で会議を開催し、地域の医療機関の現状を伺うとともに、インフルエンザ流行の兆しが見られる現状を踏まえて、季節性及び新型インフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種の時期、また各市に依頼している事業の見直しなど、具体的な内容が検討され、今まで以上に効率的かつ効果的な事業の実施に向けた意見交換を行いました。このよう

な医療機関と行政との会議は、両者の連携を深めるとともに現状に促した事業展開を構築する上で有意義なものであり、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の新型インフルエンザが小・中学校で蔓延し、学年閉鎖や学級閉鎖報告が連日、吉田町ホームページから発信されている。また、季節型インフルエンザも今後流行が心配されている。11月20日の榛原総合病院からの報告では、12月1日から救急患者受け入れ縮小、さらに年末の25日以降は夜間、休日の救急患者全面中止などと聞く。毎年救急患者が増加する年末年始時期を迎え大変心配される場所である。町民に対し地域医療の救急体制や救急時対応策などの周知はについてお答えします。

県教育委員会からの「新型インフルエンザに関する対応の学級閉鎖の基準について」では、クラスの10%の児童・生徒が新型インフルエンザで休んだ場合は学級閉鎖と定めていることから、町内各小・中学校の学級閉鎖等の情報を町のホームページで発信してまいりました。こうした中で、志太榛原地域の医師会は、学校医への負担増を重く受けとめ、県教育委員会に対し中部保健所を通して学級閉鎖の基準の見直しを要望しました。その結果、県教育委員会は、学校における閉鎖等の基準を10%から20%に11月30日から変更することに決定し、各市町教育委員会に文書で通知してまいりました。このことにつきましても、町の新型インフルエンザ対策本部から11月30日付で町のホームページに掲載し、町民の皆様にもお知らせしたところでございます。

そのほかに、町では12月11日に各戸配布した「広報よしだ」の1月の健康広場に、年末年始の休診日における当番医、当番歯科医や榛原総合病院等の年末年始診療体制について掲載し、町民の皆様へ地域医療の救急体制や救急時対応策の周知を図っております。また、健康づくり課の職員による休日夜間を含めた24時間体制での電話相談も引き続き実施していきます。さらに、榛原総合病院におきましても、榛原総合病院だよりを12月3日に新聞折り込みし、年末年始診療体制について周知したところであります。今後も町の広報やホームページにおいて継続して休日当番医などの地域医療の救急体制や救急時対応策について町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今回の一般質問を、この危機管理の項目についてやるきっかけでございます。

というのは、さきの9月の定例会におきまして、同僚議員のほうから防災について2名の方が質問したわけでございます。その中の答弁を聞いていて、今回、被災が瓦等実際にあったわけなんです、地震に対して町が問題なく行ったよという御報告は受けているわけですが、やはり、先ほど町長から言われたように、迅速、情報開示、社会的判断ということで、三つのフレーズが述べられたわけですが、やはり、原点に戻りまして問題がなかったかといったような、実際いろんな声が住民の方々から入っているわけで、それに対してどうのこうのということではございませんが、そういった情報を集積して的確な改善を、やはりやらなきゃならないということで思うわけなんです、今の冒頭の御答弁をお伺いしても、そういった内容が、具体的に見えてこない。対応すると、行うというような御発言はあるわけなんです、実際にそれが見えてこないというのが実情であります。

さまざまな要求に対して説明責任を果たさなきゃならない。町民のためといったことは確かにわかるわけですが、具体的に、じゃどのような動きをしたのかということをお

願いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問がよくわからないですけれどもね。議員に入ってきた問題というのは何なのか、まずそれを説明していただきたい。それに対しては、当然のことながらどのように対応したかお話しします。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） そのスタイルが問題だと、私は思うんです。

全く問題がないと、私が言わなければ問題がないということの認識である。やはり内部で問題を把握して、問題という言葉が誤解を与えるようであれば、課題、課題があるかどうかを吟味して、自ら改善するのが筋ではないのでしょうか。私が細かく、ブルーシートのことを、これがこうだから、これはどうなっているんだということに対してこの場で御答弁いただいても何も進まないですよ。このスタイルと体制というものが、中のチェックして、それぞれのところが課題が必ずあったと思うんもんですから、こういう課題に対してはこういうふうにやったよと、ですから問題ないですよということを発言していただければ、しっかりと対応をされているなど思うわけでございますが、細かい問題を言わない限り、それに対して答えようがないというのは少しおかしいのではないかなと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が、そのように答弁したのは非常に私はおかしいと思うんですよ。さまざまな問題があったと。このような問題がありました、このような問題がありました、私のところにこのような問題が住民からありましたといった場合に、それについて、まず議員が開示をしていただいて、それについて、当然のことながら町のほうでこのような対応をいたしましたというふうなことを言えばよろしいわけで、議員がもし質問をされるんだったら、どのようなことがありましたかというふうなことを、まず最初に質問するべきじゃないですか。質問順序が狂っているんじゃないですか。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） どうも御理解していただけないような形で、今回私が質問したきっかけも、先般の、同僚議員から、今回の地震を教訓にして、町としてさまざまな対応を図るべきだといったことで、その中に町長の答弁で、議員からのさまざまな御指摘を参考に鋭意努力するようなことが発言されていますので、その流れというものを、やはり町民に対してオープンにすることが、やはり行政しっかり一生懸命やっただいているなどといったことで安心の情報発信になると思うんですが、その点についてはなかなか細かいことを申し述べても問題がありますが、そうしますと、御答弁の中で町民課、総務課、総務課長補佐3名による新しい防災体制の構築に向けて、来年度からさまざまな自主防の訓練、県の訓練について行うということを今策定中であるといったことであります。

確かに、来年からということで御答弁いただいたわけなんですけれども、4カ月たっているわけで、今回の自主防の地域防災訓練の中に、少しでもさまざまな課題に対する、こういうことがあったよ、ああいうことがあったよという情報収集をされたのか、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、いわゆる総務課に対して指示したのは、議員の発言とは全く違

います。

これまで、いわゆるさまざまな防災訓練が幾つか個別にございました、セパレートで。そういうことではなくて、一つにして一つの流れの中でどういうふうになって動いていくのか、それについて今後大きく検討して、来年以降は統一的な防災訓練に持っていこうと、そういうことで言っているわけで、議員の発言とは全く違いますので修正をしていただきたい。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 行政というものは動いているものですから、実際今回の8月11日の地震が起きて、こんなにいいチャンスはないわけで、それは、全所員が感じたものが絶対あると思うんですよ。早朝に起きたからよかった、平日だからよかった、これ夜起きたらどうなっていたんだろうとか、さまざまなものがわき出るように役場内から起きて、それに対して対応策を、今回の12月6日の防災訓練に生かしたかと。生かしましたという発言を期待しているんですが。これは一々私どもに、私に言わなくても、当然のことだからやっているといったことを確認したいんですが、いかがですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私が言っている総務課に指示した防災訓練というものは、いわゆるいついかなるところでどんな地震が起きようが、夜間であろうが早朝であろうが、震度がさまざまなありますけれども、そういうものすべて網羅して、それを包括するような訓練というものでどういうふうな流れでいくのか、それについて初めから終わりまで考えてみようと、そういうふうなことを統一的な防災訓練の中で考えてみようと指示したわけで、議員が言っているように教訓があったから、それについてどうのこうのというわけではございません。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） どうも議論がかみ合わないものですから、それはわかりますが、ある程度幅を持ってやっていただきたいなと考える次第でございます。

また、さきの安否確認ですね、等さまざまな災害弱者に対する対応ということで、議員のほうに心配をかけることはなく、つつがなくやっていると、力強い発言があったわけで、実際、安否確認等行われましたし、保育園で地震が起きた場合は、先ほどの御答弁があったように、自分自身の身の安全を感じた場合は、地域のさまざまなところへ住民の方々が助けに行くといったのは当たり前のことだというような御発言もあったわけで安心しているわけなんです。先日、静岡新聞のほうに、消防庁からの記事が載っておりました。

それによりますと、12日の土曜日の静岡新聞朝刊でございます。「災害弱者の避難支援計画策定未着手は全国で17市町村、本県は3市町」との見出しでありました。総務省では、災害時に援護が必要な高齢者や障害者らの避難支援計画について、11月1日現在で全1,795市区町村の策定状況を公表したわけでございますが、未着手が0.9%、我が町は未着手との報道でございます。新聞報道ではございますが、各課の連携に時間がかかるといったところで我が町は未着手であるといったことであるんですが、問題がないから未着手なのか、それとも連携がとり切れてないのか、この辺のところは今私の質問に対する町長の御答弁で、我が町は計画がなくても、おのずとそういったものは問題なく行っているから問題ないということで、たくさんある仕事の中で優先順位的に、この策定計画はなくても自然とうまくいっているから問題ないよというような感覚なのか、それとも、広くさまざまな調整をして、住民との協働でやるためには、役場だけでは対応し切れない問題があるので、今後住民の皆様方

との協働でこの辺の問題についてはやるつもりであるからおくれているのか、その辺のところが新聞紙上から流れてこないものですから、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 実は、その新聞記事が出たとき、私も目を疑ったわけでございます。私が、それについて報告を受けていなかったというのが実情でございまして、厳しく叱責したわけでございますけれども、実情は、こうでございます。

消防庁が災害弱者の避難訓練ですか、避難救済等ありますね。そういう関連のことでございますけれども、策定済みのところはまずほとんどございませぬ。着手していると、うちも着手はしているんですけれども、それは未着手という形で返答してしまったものですから、そういうような結果になったというわけで、例えば社会福祉課であるとか、高齢者支援課に関しては、災害弱者についてほとんどの情報は掌握しております。ただ、それを具体的に、例えばちょっと内容を申し上げますと、それについてオープンにしてもいいよという方と、いや、自分がいわゆるそういう弱者であることはオープンにしてもらいたくないという人があります。オープンにされている方については、当然のことながら、それはオープンにしてありますけれども、オープンにしない方の場合には、これは全然もう公表はできません。したがって、そのいわゆる二つに区分される災害弱者の方々の対応については、災害が起きたときに実質的にはオープンにするわけですけれども、後は最終的には自主防災会のほうでお願いをするような形になるかと思っています。

これは、一つの事実でございますけれども、阪神・淡路大震災が起きたとき、倒壊家屋に閉じ込められた方々、大体3万数千人といわれます。その大半は1日以内に、付近の方々によって助けられました。これはもう全然基本的には計画とか何とかでなくて、実際にそういうことが起きれば、近所の方々が力を合わせてやるというようなことになっておりますので、ポイントは、要は、どこに災害弱者がおるかということをよく確認しておく。それを、いわば一つの情報として持っている、それがあれば、具体的には災害が起きたときに災害の救助活動が始まるというわけでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 報告の間違いということで安心したわけでございます。できれば、このような打ち合わせ会が毎年防災訓練の前に行われるわけで、そういった項目も中に入れ込んで、せっかくの機会でございますので、広く地域の方々との連携をとった訓練を期待するところであります。

病院について、地域医療についてでございます。

町長の発言の中で、急性期医療は、現在は志太4病院の中の3病院に任せて、後期医療を担う病院としてということでございました。確かに、さまざまな、地域医療に関しましては健康づくり課のほうから情報発信されているわけで、地域の方々も、コンビニ受診、かかりつけ医、医師への感謝の気持ち等、その辺のところは十分啓蒙されていると思うんですが、私、今回12月の「広報よしだ」で、町長からのメッセージを拝見いたしまして、やはりトップから、確かに担当課のほうはさまざまなことを発信しているわけでございますが、財政面の負担については多くを語られているわけなんですけど、2次救急のとりでという言葉は確かにあるわけなんですけれども、じゃ、とりでを守るためには住民の方々と一緒にあって、ど

のような形で啓蒙をして地域医療を守っていく。

今、榛原病院の関係でいきますと、大体救急車で運ばれる52%の方が帰りは歩いて帰るといような形で、これはここの地区だけではございませんが、全国的な動向であるわけで、本来必要とする方々に対する医療というものが守られてないということで、そういったものがやはり行政がリーダーとなって、確かに今運営形態に関しましては微妙な時期でございますので、町長ははっきりしたときに内容をオープンにするということで、その点については十分私もわかりますが、でも、地域医療を守る行政の危機管理の責任者として、住民の皆様方に不安を与えないように、やはりここで臨時号を出すぐらいの形で、さまざまなものに対して町民に訴えなきゃならない。行政として万全を尽くしているんですけども、これは医療という大きな壁の中の問題である。ただし、住民の方々の医療を守るといことは、住民の皆様方が真剣に考えなきゃならないということで、ここは町長、これは島田市の今回の「広報しまだ」ですけれども、冒頭、非常に、よその市でありますので、また見ていただきたいと思うんですが、詳しく書かれております。町として市として考えている方向性といものが出ているといったところでありますが、我が町の場合は、その方向性がまだ町民に伝わっていないから町民の皆さんが今不安になっていると思うんですが、時間がありませんが、すみません1分しかないんですが、町長のお考えを最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 島田、藤枝、焼津、牧之原のもありますね。それぞれの病院の管理者でございます。私は基本的に管理者じゃないもんですから、なかなか難しいところがございます。しかしながら、この榛原総合病院の問題が一段落すれば、当然のことながら、榛原総合病院というものが地域住民にとって、いわば2次救急のとりででございますので、これを今後どのような形で育てていくのかについて、当然のことながら地域住民の方々とそういう話し合う場を持ってまいりたいと思っています。

それから、ここで言うのも何ですけれども、医療に従事するお医者さんとの会合では、私が常々申し上げているのは、医療に従事する方々も前面に出て、実際の医療について、コンビニ受診とかいう問題もございますので、そういうふうな方々についてそういうことがないように、医療従事者の方々が自分の専門的知識を持って、地域住民にわかりやすく医療について説明をしてもらいたいといようなことは重ね重ねお願いしてございます。だから、そういう意味において、地域住民、それから医療従事者、行政と三角関係でトライアングルの中で、当然のことながら榛原病院の問題が一段落すれば、今後地域医療というものをどういような形で守っていけばいいのか、そういうような場といものをつくりながら、皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っています。

○5番（藤田和寿君） 終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

◇ 八 木 栄 君

○議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄でございます。

私は、平成21年12月の吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、新しくなったさゆり保育園についてお尋ねをいたします。

今年3月に開園いたしました町立さゆり保育園、約3億9,000万円の建設費をかけた施設であります。この施設ですが、園長先生のお話によると、建物の平面的な配置が大変よいので、中で生活している子供たちが明るく元気に毎日を過ごしていますとのことでした。このように、この保育園は、園児を初め皆さんに大変喜ばれているようです。しかしながら、建物自体については残念な思いになります。多額の工事費をかけた割には、考えられない問題が発生したことです。それは、平成21年3月に落成式を行い、2カ月後の5月にはもう建物の外壁、杉板張りの部分には仕上げ塗装の変化があらわれたことです。私が確認したのは6月になってからですが、保育園の近所ではかなりの評判になっていると町民の方から聞かされました。現在、吉田町においては障害者自立支援施設と「ちいさな理科館」それぞれの建設工事が始まっています。これらの建物においては、さゆり保育園のようにならないなという思いから次の点についてお伺いします。

現在、外壁の杉板部分の改修工事を実施し終了したようですが、この不良化した外壁仕上げ材と同じ仕上げをした建物の例がどこかにあるのでしょうか。あるとしたなら、その建物は問題は起こらなかったのでしょうか。また、その仕上げ材料の仕様は同じ仕様であるのかお伺いします。

2、この建設工事の管理には問題はなかったのでしょうか。

工事管理業務委託料として834万7,500円が支払われているわけですが、現場管理者の管理状況と当局の管理状況についてお伺いします。

3、外部の仕上げ材料に木材を使うことは耐久性の点で難しいと思います。ましてや、公共施設となると、さらにこの点を考えなければならないと思いますが、いかがなものでしょうか。外部の仕上げ材料に木材を使用したことが、今回のこのような問題が発生した原因であると考えられるのでしょうか。

4、木材に注入してある不燃性となるための薬剤が結晶となって表面に吹き出ていますが、これについては子供たちに悪影響はないと9月議会で答えられましたが、子供たちが壁に寄りかかるとさらさらとした結晶が舞うこととなります。細かい粉なので吸い込むこととなりますが、本当に無害であるのか、その根拠をお伺いします。また、次々とその結晶が表面に出てきたならば、最終的には不燃の性能が落ちたり全く不燃性がなくなってしまうのではと心配するわけでございますが、これについてはいかがでしょうか。

5、屋上のプールへ上がる階段ですが、踊り場の上側にさくが設けてあります。この踊り場の高さは2メートルほどあると思います。しかし、階段の上がり口にさくがないため危険

だと判断した保育士の方がホームセンターで材料を仕入れてつくったのか、自作のさくが上がり口に設けられ安全について対処してありましたが、なぜ最初から危険を予知し上がり口にさくを設けなかったのでしょうか。

また、階段の段板、踏み板ですが、1段が1枚の板ではなく2枚の板を並べて1段として使っております。簡単に説明しますと、階段の段差の板が1段1段がこういう板で、1段1段があると、普通の住宅なんかはそういう形ではありますが、ここの保育園は1段の板がこうやって2枚の板を並べてあります。合わせ目がちょっとすき間があいております。こういうのを1段として2枚を並べて1段として使っております。そのため、この2枚の板を並べているものですからすき間ができて、これは外の外部階段だということで水はけを考えてあるかもしれませんが、そのため階段の上からおりて来るときに、見た感じで、階段の段鼻、段鼻というのは階段の板の上っていくところの一番端っこになって、滑りどめがよく張ってあるところですが、そこのところがわかりづらくて園児が足を踏み外すことがあるということを知りました。これに対しては、どのように対処するのでしょうか。

6、開園後、使用状況について、使い勝手の悪いところや多少の改良を必要とするところの確認に使用者に聞くという事は行っているのでしょうか。

以上、私の質問であります。明確な答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新しくなったさゆり保育園についてお答えします。

1点目の現在外壁杉板部分の改修工事を実施していますが、この不良化した外壁仕上げ材と同じ仕上げをした建物の前例はあるのでしょうか、また、それについては問題は起こらなかったのでしょうか、仕様は同じ仕様でしょうかについてですが、まず今回の修繕工事の経緯を申し上げますと、さゆり保育園の外壁仕上げ材が白くなる現象、いわゆる白化現象が工事完成後の5月下旬に確認されましたので、その原因等についての現場の調査を、工事管理者、工事施工者に依頼をしました。調査の結果、この白化現象は、外壁仕上げ材に用いられている準不燃処理木材特有の燃えにくくするための薬品が湿度等の影響を受け、表面の保護塗装面の下で結晶化し、その塗装塗膜を押し上げ表面塗装が剥離することにより生じた現象であるとの報告を受けております。

また、外壁仕上げ材のような準不燃処理木材における薬品の結晶化は一般的に起こり得る現象ではありますが、外壁仕上げ材の表面塗装の剥離により生じた白化現象は、景観上好ましいとは言えず、改修工事を実施する必要性があることから、最善の改修方法を見出すために6月から現場において塗装を基本に施工方法のテストを実施いたしました。その結果を踏まえ、町、工事管理者、工事施工者、材料メーカーで協議し、平成21年11月4日から全面的な修繕工事を実施しているところでございます。

今回のさゆり保育園の建設工事の設計に当たり、御質問の外壁仕上げ材の参考にしました建築物は、東京都目黒区にある集合住宅でございます。町が設計監理業務を委託しました建築士が現地に足を運び建物の仕上がりぐあいを確認しております。この建物は、平成18年から平成19年にかけて施工された建築物であります。その外壁仕上げ材については、さゆり保育園と同じ材料で、同じメーカー製造のものを使用しております。表面の塗装の色は黒で、

無垢材の木の味わいを生かしたさゆり保育園とは異なる景観となっております。この現地の確認では、さゆり保育園に見られるような塗装の剥離による白化現象は見られなかったという報告を受けております。したがって、さゆり保育園の外壁仕上げ材と集合住宅の外壁仕上げ材は同じ材料で、表面の塗装材料については木の自然の風合いを生かすため、別な塗料を使用したということでございます。さゆり保育園の施工に際し、外壁の施工に際し、この表面の塗料材料の選定に当たりましては、外壁仕上げ材のメーカー、工事管理者と工事施工者で事前に協議し決定を行いました。

2点目の工事の管理状況には問題はなかったのでしょうか、現場管理者の管理状況と当局の管理状況をお伺いしますについてですが、平成20年6月10日付でVAN・アーキメディア一建築士事務所と町立さゆり保育園改築工事管理業務の委託契約を締結しております。業務委託の仕様書は、県の社会福祉施設等整備事業の手引きによる仕様書に準じて作成しておりますが、管理業務の内容として、管理者は業務代理人及び主任技術者を定め、書面により町に通知することとしています。業務代理人及び主任技術者は、対象工事の工事請負契約書、設計書、図面及び仕様書に示された設計意図を実現させ、かつ工事の施工を設計図書に合致させるために、工事監督業務として次に掲げる業務を行うこととしております。

一つ目は対象工事の請負者、または現場代理人等に対する必要な指示、承諾または協議の処理、その報告、助言をすること。二つ目は工事施工のための設計図書に基づく詳細図書の作成及び請負者への交付、または請負者が作成したこれらの図書を承諾すること。三つ目は設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験、または検査の実施の処理、公金管理検査の立ち会いをすること。四つ目は工事の内容の変更、一時中止、または打ち切りの必要性があると認められる場合は速やかに当該措置を必要とする理由及びこの他必要と認める事項を町に含め報告すること。五つ目は関連する2以上の工事における設計内容及び工程等を調整すること、または調整不能のときは変更処理すること。六つ目は工事に関連する関係所管等との折衝及び調整の内容を町へ知らせることというものでございます。

これらに基づき、工事管理を実施しております。具体的には定例工程会議を22回開催をするとともに随時必要に応じて関係者に対し必要な指示、承諾、協議、報告、助言を行っております。各種検査の工事実施状況につきましては、平成20年5月5日に御前崎土木事務所による開発行為の建築制限解除検査を、11月7日に吉田町の建設工事執行規則第38条に規定する検査員による鉄骨材料検査を、平成21年1月13日には当町の検査員による中間検査を、3月9日には当町の会計管理者による備品検査を、3月10日には消防署による消防施設検査を、3月11日には静岡県建築住宅まちづくりセンターによる建築確認完成検査を、同じく3月11日に御前崎土木事務所による開発行為完成検査を、3月24日に当町の検査員による建設工事完成検査を受け、すべての検査において合格をしております。今回の外壁仕上げ材の白化現象につきましては、建設工事完成検査では確認できず、また予見しがたい現象であることから、建設工事完成検査は適正に実施されたものと受けとめております。

3点目の外部の仕上げ材に木材を使用することは耐久性、耐光性の点で難しいと思います、公共施設となると、さらにこの点を考えなければと思いますがいかがでしょうか、仕上げ材料に木材を使用したことが、今回このようなことになった原因であると考えられるのでしょうかについてですが、このさゆり保育園の外壁を木材仕上げにしてある部分の断面的な構造

は、構造用合板の上にガルバリウム鋼板張り、防水シート張り、木横胴縁打ちとし、それに杉板縦張り、さらに浸透性保護塗装塗りを複合的に組み合わせた構造でありますので、その耐久性、耐光性は十分に確保されております。

園舎の西側にアプローチ及び正面玄関を配置したことにより、園児たちを迎え入れる空間としての玄関や遊戯室、給食室、屋上ケーブルのプールの目隠しとしての役割を持ち、また園舎西側の景観が楽しく温か味のある木箱をイメージさせるものとしては木材材料、木質材料が最良のものと考え使用したものであります。なお、平成15年の建築基準法の改正は、木質材料や木質構造を取り巻く状況をさま変わりさせ、木質材料の不燃化や木質系材料を用いた耐火構造の開発を可能にしたため、木材の需要拡大につながり、国内の森林保全や林業の振興に寄与していると言われております。今回の木材の使用は、こうした建築材料を取り巻く環境の変化と現下の状況を踏まえてのものであると言えます。

4点目の木材に注入してある薬剤が結晶となって表面に出てきていますが、これが子供たちに悪影響はないと言われましたが、本当に無害なのか、その根拠をお伺いします、また次々この結晶が表面に出てくるならば、最終的には不燃の性能が落ちたり、なくなってしまうのではと心配するわけではありますが、この点につきましてはいかがでしょうかについてですが、さゆり保育園の外壁仕上げ材は、木質材料に防火性能を付与する手法として、ホウ酸塩系の不燃化を図る薬剤を木材に含浸させ不燃化を実現した国土交通省認定の建築材でございます。さきにお答えしましたように、表面が白くなる白化現象は、木材が持っている、周辺環境に順応するための調湿作用、すなわち木材が呼吸することにより木材が吸収した水分に内部の不燃材が溶出し、表面に流出し、乾燥して結晶化することで起こるものと考えられております。この薬剤及び薬液注入処理木材の安全性につきましては、メーカーから国土交通省が定めているホルムアルデヒド放散量試験、揮発性有機化合物測定試験、安全性試験等の結果が公表をされております。薬液注入処理木材のホルムアルデヒド放散量試験では、ホースタ基準値以内、揮発性有機化合物測定試験では、アセトアルデヒド、トルエン、シレン、パナチクロベンゼン等の測定値は厚生労働省の室内濃度指針値をクリアしております。薬液の安全性試験につきましては、細菌を用いる復帰突然変異試験、ラットを用いた急性経口毒試験、ウサギを用いた皮膚刺激性試験を実施し、問題のないことが確認をされているところでございます。

不燃性能の劣化についての御質問でございますが、木材の表面に薬剤が溶出しても耐久性試験をクリアし、国土交通省の認定を受けていることから、直ちに不燃性能が劣化するというものではありませんが、長期にわたる不燃性能を維持するためには表面に保護塗装を実施することも必要なこととございます。

5点目の屋上プールへ上がる階段ですが、踊り場の上側にさくが設けてありますが、踊り場の高さは2メートルほどあるので危険を感じた保育士の方がみずから一番下の上がり口に私製のさくをつくって対処してありますが、なぜ最初から危険を予知し、上がり口にさくをつくらなかったのでしょうか、また、段板も二つなりの板を並べて1段として使っているため、段鼻がわかりづらく、園児が足を踏み外すことがあると聞きましたが、どのように対処するのでしょうかについてですが、屋上へ上がる階段には議員御存じのとおり階段踊り場の部分に管理扉を設置してありますが、これは当初階段部分が子供たちの遊ぶ空間となることを想定していなかったため、階段部分の安全性は階段両側に高さ1メートルの手すりを取り

つけることにより確保できると判断し、上がり口に管理扉は設置しませんでした。安全性をより一層高めるために階段踊り場に管理扉を設置したものであります。

この建物の設計には保育士の意見も取り入れられ、建設工事を進めるに当たり開催される工程会議にも園長を含めた2名の保育士が参加しております。今回4月の人事異動で新たに赴任した職員で園内各所を点検する中で、子供たちの意識が階段部分に向かないようにするための措置としてさくを設けたほうがよいとの判断があり、簡易なさくを設置したと聞いております。また、議員の御質問に、園児が足を踏み外すことがあると聞きましたがとありますが、ここで議員に一つお願いがございます。議員は、今、私が申し上げたように園児が足を踏み外すことがあると聞きましたと発言しておりますけれども、社会福祉課の聴取では、そのような事実はなかったと報告を受けています。議員の発言の趣旨について教えていただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

これ、議員は、過日開かれました住吉での簡易報告会の議会報告会の席上、1人の住民の方から津波の質問がございました。議員はその質問に対して、津波は2分から3分で到達し、津波が防潮堤を越えることもありますと答弁をされておりましたけれども、防潮堤の高さは6メートル20センチ、立溝の高さは6メートル、そして閉め切りに要する時間は3分以内であることに加えて、平成13年5月に公表されました第3次被害想定では、津波の高さは2.4メートルから4メートル、津波の到達時間は第1波が早く7分とされていますので、議員は誤った情報を提供したことになります。

議員によく考えてもらいたいことがございます。議員は、副議長の要職にあります。普通の住民の方と違って、議員の誤った情報の提供というものは結果として住民を不安に陥れることになります。また、もし、議員が虚偽の情報を意図的に流して行政の信用を失墜を凶っているとすれば、藤田議員が以前口にした言葉でございますけれども、町政の根幹を揺るがす事態となりますので、我々は座しているわけにはいかなくなります。議員にお願いがございます。議員の身分を重く受けとめ、慎重なる上にも慎重なる行動であるとか、発言をされますよう重ねてお願い申し上げる次第です。よろしく申し上げます。

6点目の開園後、使用状況について、使い勝手の悪いところ、多少の改良をしようとするところの確認を使用者に聞くということは行っているのでしょうかについてですが、保育園の園長及び園長補佐は、ほぼ毎日担当課へ文書決裁などの事務処理のため立ち寄っております。その際、保育園の施設等に不具合等があれば報告がありますので、必要に応じて現場確認を行い、建築工事に関する対応を要する場合には工事管理者、工事施工者と協議、検討し実施することとなります。

さゆり保育園開園以来の主な不具合は、建具の調整や水洗トイレの漏水、雨漏りなどで、その都度工事施工者が対応しております。保育士が古い従前の施設と使い勝手が異なるといった観点から、新しい施設の使い勝手を判断すると使いづらいという声もございますけれども、施設の持つ本来の機能を生かすためには保育士自身が一日も早く新しい施設の使い方がなれることが肝要であると考えております。なお、保育士の現場に身を置く保育士等から新しい施設のふぐあいについての指摘があれば、その改善の必要性を精査し適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

先ほど町長が、園児が足を踏み外すことがあるということで、ちゃんと事を、きちんとはつきりした根拠のないことを、根拠のないことを言うなという感じだと思うんですけども、これは、自分が外壁が結構浮いていて、それを直接自分が保育園へ行って、どうなっているかねということで調べてきました。そのとき、保母さんがね、2階へ上がるものですから、階段の、台所のなべをかけたやつのようなこういう5センチのます目が、格子の50センチの1メートルくらいの格子のそういう金物を2枚、電気を配線のときに使うタイラップというビニールのひものような、それをとめて、真ん中にチェーンと南京錠、しんちゅうのかぎがあって、それをあけてくれて、何でここにこういう扉があるですかと言ったら、子供が上がりちゃって危ないもので、私たちが自分ちでつけましたよということで、それで自分が上がりました。上にさくがあるじゃんという、踊り場が、2メートルくらい上がって折り返しのところにさくがあって、ここにあるぞと言ったら、そこにあるけれども、そこまで上がると危ないもので下へつけましたって、こういうふうに答えてくれました。その保母さん、私がちょっと名前を控えておきやええけどですかね、それでいろいろ話して、何か都合悪いことありますかねと言ったとき、上からおりてくるときに、この階段がね、ちょっと、今、先ほど説明したとおり、よく階段の段鼻の端っこが見えにくいもので、園児がちょっと足を踏み外すことがありましたよということをお話してくれたもので、だけど、その保母さんは、あつ変なこと言っちゃったわというような感じでね、言ったもので、自分もね、何かここでお話をしているのかなというような感じだったけれども、やっぱり子供がね、けがをすると困るもので、早目にその対応をしなくちゃいけないかなと思って、あえてここで質問の中でさせていただきます。

〔「議長」の声あり〕

○13番（八木 栄君） ということ、一応、まだしゃべって……。

一応そういうことで、保母さんから直接聞いたお話です。

それで、再質問になりますが、今回、修繕をしたですけども、工事代金も幾らかかったと思います。そういうお金の支払いというものはどうなっているのかということと、当然、1年間くらいは瑕疵担保というものがあると思いますが、この修繕のお金というのは、私が町民の方なんかにも、やっぱり役場じゃ払わないだよねという話も聞いているものですからね。その辺のことで、だれがこれを払うのかなということでお伺いします。工事の修繕の工事代金ですけども。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員に重ねてお願いします。

議員が一般質問でされる場合は、具体的にそれは議事録に残ります。そうした場合には当然のことながら、踏み外すことがあるといった場合には、現実にそういうことがあるということになりますので、じゃ、その発言がうちのほうの社会福祉課が現実に保育士の方に聞いております。ありませんと、そういうことを聞いておりますので、もし議員が本当にその、いわゆる発言を正しいと言うんだったら、その保育士の名前を聞いていただきたい。そうでないと、うわさをもってやられる場合が幾らでもあります。この議会では今までにもそんなことが多々ありましたんでね、うわさでもってやられるというのは、本当にあるのかね、自分が頭の中ででっち上げたのかわかりませんので、それは本当に行政に対するね、非常に信用の失墜の問題になりますので、議員の発言には重ね重ね慎重を期していただきたい。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 修繕の負担の関係でお答えをいたしますが、今回の工事施工者から修繕の提起をされておりました、この内容は当建築工事、請負契約書にあります吉田町建設工事請負契約約款の第41条に規定をされております瑕疵担保の部分の「発注者は工事目的物に瑕疵があるときには、請負者に対して相当な期間を定めて、その瑕疵の修復を請求する」という定めに基づきまして修繕を依頼し実施をしているというものでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） さきに町長がね、言ったことですけれども、自分が直接聞いたので、私もね、こういうところでそんなうそとか、でっち上げとか、いいかげんなことは全く言うつもりは……言うこと自体がおかしいもんで、聞いたことをそのままここで今お話をただけでありますのでね。とにかく聞いております。

それから、今の請負者ということで、工事の施工業者だと思いますが、私が思うに、いろいろな協議というか、工程会議もやっているということだし、その材料の承認もちゃんと設計事務所が立ち会いのもとで、これでいいですよと認めてくれて、それを役場のほうで、また担当課のほうでそれでいいですよということで判こを押して、それで、そういうものがちゃんと確認されてから業者が仕事をするわけであって、だもんで、私としたでは、設計者にも責任があるんじゃないかなと思うんですけれども、この辺についてどうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 今回の修繕の原因につきましては、設計段階の中で、先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、設計者のほうで、この外部仕上げ材の材料の確認を現地で行っておるということで、それについて問題がないというふうな前提で発注しております。それによって完成検査まで、そうしたことが工事管理上も予見ができなかったという面がありますので、これにつきましては、実際に塗装の面でこの外壁材を長期に維持することが担保できないという意味の瑕疵があるという判断をしまして、これについては修繕を施工業者にお願いするという考えを持ったということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

先ほど、この外壁の杉板を使った建物の例がどこかにあるですかと言ったとき、東京に集合住宅でありますよということで、平成18年から19年につくりましたということで伺ったですけれども、その塗装色というのが黒ということで、ということは、保育園のほうは杉の板の生地というですか、板自体をうまく引き出すように、透明ですよ、クリアな仕上げ材、塗装がしてあると思うんですけれども、ここは黒でしてあるということで、やっぱりそうなると、その材料へ不燃の薬品を注入した場合、先ほど浸透性のある塗料という話をしましたが、黒というのは結局色をつけるためにしみ込むものを塗らないと黒く色がつかないわけですよ。今回、さゆり保育園のほうは透明だもんで、クリアというのはしみ込まなくても、被膜を、塗膜を張ればいいということで、そういうことで塗料の材料自体が、東京のものが、黒く塗ったらもしかしたらその上に仕上げがしてあるかもしれないし、するもんですから、塗料自体の材質が違うんじゃないかなと、そう思うんですけれども、一体どういう材質の塗料

を塗ったのですかね。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 先ほど町長の答弁の中でも説明をさせていただきましたが、塗装の材料につきましては、その東京ものと、今回さゆり保育園で実際に塗った塗装材料は異なるものであります。違うもので。ただ、今回さゆり保育園で採用しました塗装材料につきましては、仕上げ材のメーカーとも協議をした上で実施をしたということで、不具合が起きないというような前提で採用したということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） そうした協議で、確かなものだということで使って、実際ふぐあいが生じたということはどういうことでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） その塗装とのふぐあいが予見できなかったということでございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 設計屋さんは、ある程度自分の実績に基づいて、あそこでこういうのを使ったら大変よかったというような、そういうことでやってくれりゃいいと思うですけども、未知のものをを使うと、やっぱり結果的にどう出るかわからないというものがあるもんですから、そういうもので、この東京の集合住宅は塗装が、色をつけてあるということで、全く同じような形で、それじゃ色をつけてやってくれば問題はなかったではないかなというふうにも感じますけれども、そういうことで、やっぱり、この設計事務所は当初は工事の変更を上げたとき、とにかく確認申請出すときに、防火ダンパーを忘れていたということで、実際私が直接お話ししたら、それはミスということですねというような話を、また町長はそんなこと言ってないと言うかもしれないですけども、確かに電話でミスを認めますよということをやったですよ。それは以前にもここで話したことあるですけども、そういうこともあるもんですから、やっぱりそういう設計事務所が悪いというわけではないですけども、材料というものをちゃんと吟味して使わないと結果的にこうなっちゃうということで、それが今度のまた二つ今建物建っているもんで、そういう面にも影響しても困るもんですから、しっかりした、そういう管理というんですかね、そういうものをしてもらいたいなということで、今回こういう質問をさせてもらっているもんですから、本当に原因がはっきりわからないなということではありますが、とにかく塗装の材料を間違えたんじゃないかなというような形で、さっきしみ込む、浸透性のあるというのはしみ込む塗料ならいいけれどもという話があったけれども、実際使ったのはしみ込む塗料ですかね、それともしみ込まない塗料ですかね。その辺を伺いたいですけれども。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 当初使いました材料は、ユーロオイルワックスという商品名の認定塗装でございます。この塗装につきましては、本来のものの良さが出るというようなことで採用したということ聞いております。この塗料の特質としましては、植物油、みつろう、ベンガラがベースということで、子供の玩具にも塗れる安全性、粘度が低いので塗りやすい、屋内屋外を問わず塗装可能というようなことで、そうした特徴のある認定塗料であ

るというような資料をいただいております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 私が聞いているのは、だれでも使えて特徴がある認定された材料かと聞いているんじゃないかと、しみ込む材料か、それともしみ込まない材料ですかと、それだけ聞いているですけれども。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 撥水成分を配合しておりますので、しみ込まないというような……

○13番（八木 栄君） しみ込まない……

○社会福祉課長（水野辰明君） はい。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 先ほど、塗装はしみ込むものを使わなければならないということをさっき答弁にありましたけれども、実際使ったものはしみ込まないじゃね、これはね、当然ね、ああいうふうになる結果はわかるんじゃないかなと、そう思いますけれどもね。だもんで、結局は、私は材料を決定した設計事務所にも責任が多少あるんじゃないかなと、こういうふうに思うですよ。

それで、過去においては、住吉小学校の体育館が玄関ホールの床がでこぼこになったまま検査を合格して、それで引き渡しが行われたということで、私が一般質問やってね、したら、町長が工事業者に言ってちゃんときれいに修繕をさせて、使い始めてからですけれども、修繕させてきれいに直すということがありました。今回の問題は、使ってから2カ月ぐらいたって発生したことであって、検査のときはちゃんときれいになっていたということで、別に検査というものには問題はないと思います。

やっぱり、何でもかんでも悪くなったら直しゃいいでしょうというようなことじゃないと思うんですよ。だもんで、今回はこういう問題をちゃんと明らかにして、それで今後の公共工事へつなげていっていただきたいなと、そういう思いでいますけれどもね。当局としてはどのように考えておりますか。もしあれなら、このときの契約管理課の課長さんであった塚本課長どうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 御指名ですのでお答えさせていただきます。

先ほどの中で、議員からの御質問で、しみ込むものを使わなければならないというふうに当局が答弁したということがございましたが、当局はそのようなことは答弁してないというふうに私は聞いて判断しております。議員が御自分でしみ込むものが適当だというふうに言ったというふうに私は聞きましたけれども。まず、その点のところ、当局が言ったのかどうか、もう一度確認をしていただきたいと思います。それと、公共工事の施工でございますけれども、今回の白化現象だけをとらえて、いいか悪いかと、そのような議論というのは余り意味がないのではないかとこのように思います。

まず、今回の工事につきましては、さゆり保育園として良好に運営されるかどうかと。子供たち、町民の方々、そうした方々にとって本当に有用な施設であるということで存続できるものであるということに、まず第1の視点があるのではないかとこのように思います。そ

のコンセプトをつくる中で、木製のものを重視して、それを採用するというふうにした経過を踏まえれば、この白化現象だけをとらえて、それが不適當であるということとはとても言えないのではないかというふうに思います。

それと、この白化現象でございますが、余り、設計段階では実証実験をした中のデータが多分あると思うんですが、そうした中で、この採用が決まっております、いろんな気象条件等もあった中で、こうした現象が不測のこととしてあらわれてきたということでございますので、これを予見するという事は、予見できるものしか使うなというようなことだと、従前のコンセプトを達成できるかどうかということとは難しいときもあるというふうに思いますので、そうしたところを総合的に判断して、使う材料等は決められるはずですので、この1点だけをとらえて御判断いただきたくないというふうに思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 浸透性の塗料ということで、今塚本課長からお話ありましたけれども、先ほど3番目の質問のところ、町長がこの外壁のところの断面を言うと、杉板が張ってあって、その下に合板があって、ガルバリウム鋼板があってという、その答弁の中で、浸透性の塗料を仕上げでやりますよということをお自分が伺ったもので、ここに書いた、メモしたですけども、それは私の聞き間違いだったのでしょうか。聞き間違いであったなら私も訂正しますが、私はそのように伺ったもので、そういうふうに質問しましたけれども。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 材質の説明のところ、申し上げたのは、無垢の板ではないという中で、ガルバリウム鋼板等も組み合わせた何層かの層になっているもので、その中に浸透性の保護塗装も含まれたものであるというふうに説明をしたというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それじゃ、その浸透性のある塗料というのは、どこへ塗ったんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 当時の設計書、手元にございませぬし、直接工事材料に携わったわけでもございませぬので、当時の契約管理課長という立場で答弁をさせていただきますと、今までの答弁の内容を聞いておりますと、合板を組み合わせる際に、粘着性のあるものと同時に浸透性のあるものをもって、より強固に複合的に組み合わせた合板をつくり上げたという説明ではないかなというふうに判断いたしました。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 合板をつくるには接着剤を使うわけで、塗料では合板はできませんね、くっつかないと思います。それは接着剤だと思います。だもんで、そのことで塚本課長はそのことはよくわからないというのは、ちゃんとした会議へ出ていて、その話を聞いていて、こういう仕上げですよということを聞いていたとしたら、ちゃんと聞いていなかったんじゃないかなというふうにも感じとれますけれども、水野課長さん、どうでしょうか、

この浸透性塗装というのは、どこへ塗るようになっていたのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 先ほど断面の説明をいたしました。私の認識では、この木材自体に長期の耐光性がないというようなことでありますので、それについて、やはり表面に塗る塗装というような認識をしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 担当課の課長さんは、表面へ塗るもんだというようなお答えがありましたけれども、私もそういうふうに、この設計書を、自分見てないのでわからないですけども、大体工事の中でのそういう話の中では表面へ塗るもんだと、そういうふうに私も思います。それが実際浸透性があるものが、浸透性のない膜を張るものに変ったもんですから、その間に木材の中の木材から不燃用のものが抽出してきてあって、間が白化したと、そういうふうに受け取っているわけですけども。

ですから、材料を選定したというか、決めた設計事務所さんにも責任はあるじゃないかなと、このように私は思いますが、そんなこと言っても仕方ないもんですから、ですから、塗装の選定がちょっと間違っただというような、原因はそこだというような解釈でよろしいんでしょうかね、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 今回の修繕に至る経緯がありますので、そうした意味で、無垢材と塗装とのふぐあいによりこうした現象が起こったということは事実でありますので、その塗装に、選定に問題があったというように考えております。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 新しく今工事、改修したのを見ましたけれども、今度はしみ込む塗料でやってあるなど自分思いました。初めからそれを使つときゃ別に問題なかったのかとも思いますけれども、何カ月だかしか、2カ月だかしか、2カ月でしたっけ、また下手なこと言っちゃってあれですけども、ある程度の期間を置いて実験して、これがいいよというような形で、今度やったよというようなことでしたけれども、それがほいじゃ5年後、10年後というと実際わからないわけですよ、先のはね。だもんで、それは本当に一番いい、正しい方法かどうかわからなかったけれども、今見た感じ大変きれいになっているなど。色は本当の杉板の白いところとか、赤みというですかね、黒っぽいところとかというものはある程度隠れちゃって、黄色っぽい色が塗装で塗ってあるもんで、最初から、あれも防腐剤を兼ねた塗装だと思いますけれども、材料の名前はちょっとわかりませんが、そういうことで今度はよい結果になるじゃないかなと自分思いますが、いかがでしょうか。

結局、先ほど請負業者が一応一切の責任を負うというような話をしたですけども、やっぱり設計事務所の方にもある程度責任を感じていただきたいなど、私はそう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 結果としまして、このようなことになっているということですが、工事管理者も今回の修繕に当たっては、施工業者と知恵を出して当たっていただくという状況であります。ただ、完成検査までにおきましては、そうした管理上の、工

事管理者としての管理につきましては適正に行われたというような判断をしております。
以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 工事管理業務委託だって834万7,500円というのを払うという結構大きなお金だもんで、やっぱり、それであの外壁がああなっちゃったというじゃ、ちょっと管理が、いかに、ちゃんと管理してくれたと今課長言ってくれましたけれども、その中でも、やっぱり、先ほどの話し合いの中で、話をしている中では塗料の、これを塗るよという選定というですか、そこにちょっとミスがあったんじゃないかなと自分は感じますけれども、最終的にはいじゃ何が原因だと言われたときに、課長として何が原因だったということがあったら一言お願いしたいですけれども、一番の原因ですね。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 今回、実際に白化した現場をごらんいただいた状況でわかると思いますが、白化したところと白化しない場所があるというようなことで、これは本来が持つそれぞれの材質の構成というもの、それから、その日当たりのぐあいですとか、そうしたさまざまな気象条件とか湿度、そうしたものが関連をしまして白化をしたところと白化しなかったところがあるというような状況でございます。そういう状況でありますので、単に当初選んだ材質が明らかに間違ったという認識ではないんですが、実際にかかなりの部分がそうした状況でなっておりましたので、これについては全面的な修繕を要するというような判断をさせていただきましたので、その塗装の予見しなかった不具合によって、このような白化という現象が起きたというように担当としては考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 担当課の、役場の方というのですか、職員の方は、そういう専門家じゃないもんですから、これがどうなるとよくわからないと思いますよね。それで、結局は設計事務所に監理を委託しているというかお願いしているもんで、責任はといたら、やっぱり役場の方よりも、どっちかというやっぱり設計事務所という形になると思います。だもんですから、はっきり原因が特定できないというのが今のお話の中のことだと思いますけれども、やっぱりそういうことばかりあると、今後もそういうことも続くということがあるもんで、ある程度自分としては、こういうものがあつたらある程度その原因を特定して、今後は二度とこういうことのないように。もし、こういう前例がないものをつくるときは、本当によそを調べてやるのか、全く同じものをやるとかと言って、考えないと、また、やってしばらくしてからおかしくなったとかということがあるもんですから、要望でありますけれども、ある程度やっぱり公共工事に使うものというのはやっぱり実績のあるものというですかね、確かなものを使っていたきたいということで要望したいと思います。

あと、時間がないですけれども、一つ、調整池ですけれども、調整池、ゲリラ的な豪雨とかとあって、結構たまると思うですけれども、私が保育園を設計する、まだつくる前ですけれども、調整池に水がたまって、水がはけた後、周りの地面の上のほこり砂が集まってくるもんで、それが乾いたとき細かい粉になって、舞い上がって、それを吸って、健康上に問題がないかねと子供たちが言ったら、県のほうが認めておられるもんで、そういうこともないと思いますよというふうな話を聞いたですけれども。状況として、そういうようなことはな

いでしょうか。最後に聞きますが、そういう、乾いた後のほこりが舞って、子供たちが吸って、調子が悪くなったよということが、そういうことはないでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） それは、外部の木材……。

○13番（八木 栄君） じゃない、調整池のことです、調整池。

○社会福祉課長（水野辰明君） 調整池のほこり。

○13番（八木 栄君） 調整池の……。

○社会福祉課長（水野辰明君） ちょっと御質問の意味がちょっとよく理解できません。

○13番（八木 栄君） 調整池に水がたまって、水がはけて乾燥した後に多少の土とか砂ぼこりが残るわけですね。そこを運動場として使っているという話があるんで、それが細かいものが舞ったとき、子供たちに害がないかやということなんです。そういう今現状はどうですかということでも伺ったですけども。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 園庭の土が集まったという認識では、そういうことはないと思いますが、よくまた現状を確認をしまして安全性についての、その辺の確認はしたいというふうに考えます。

以上です。

○13番（八木 栄君） 以上で私の一般質問を終了します。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

◇ 大塚邦子君

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成21年第4回吉田町議会定例会一般質問におきまして、事前に通告をしてありますとおり、我が町の農業ビジョンと政策は並びに観光資源の発掘と活用はについて町長にお伺いをいたします。

まず、1点目の我が町の農業ビジョンと政策についてお伺いいたします。

我が町における農業関係の予算を見てみますと、平成15年度から平成21年度の7年間の平均で約1億円であります。同じく平成15年度から平成21年度の7年間の一般会計総予算平均の1.2%となっています。農業を初め第1次産業における就業人口は減少の一途にあり、食

の安全安心や健康志向、食料自給率の向上、また地球規模的な人口増加と深刻な食料不足、あるいは地球温暖化などの気候変動などといった時代の潮流を踏まえた今日、我が町の農業の位置づけを問い直すときと考えます。さらに、もう一つ、日本の農業を北欧の先進国に見る農業の脱1次産業化に学び、成長産業と見る議論もあり、なお一層農業の位置づけの問い直しとビジョンの明確化が求められているのではないかと思います。以上のことから、我が町でも新たなビジネスモデルとしての農業と、そのための政策予算の構築を早々になすべきではないかと考えております。

町の第4次総合計画では、地域産業の育成支援策として生産性の向上やブランド化の研究、後継者の育成や新規就農者支援などを農業経営振興会や農業委員会、農協などとともに行っていくとあるものの、農家の現状や現場の声を見聞きいたしますと、高齢化、後継者不足、労働環境条件や採算性など多くの問題を抱えており、疲弊している様子が深刻であることがわかりました。こうした中、町長は、本年9月議会本会議の平成20年度一般会計農業費の決算に関する私の質疑への答弁で、農業はもうかるからおもしろいと述べられ、農業が産業として成り立つ要件として「もうかる」「おもしろい」を挙げ、また我が町において、農業はやる気のある人が一つの産業としてやっていくものとの位置づけを示されました。そこで、我が町の地理的条件を生かし、農業を町の産業としての位置づけを可能にしていくためのビジョンと、その具体的な取り組みについて町長にお伺いをいたします。

次に、2点目の観光資源の発掘と活用はについてお伺いたします。

平成15年より政府が地域経済の活性化、雇用の創出、国際相互理解の増進の観点から21世紀の国づくりの柱として進めているビジット・ジャパン・キャンペーンを初め、地域の活性化策として、全国の都道府県、市町村でも観光客を呼ぼう、増やそうとした取り組みが現在行われております。私は、全国各地の町おこしの成功事例を見たり聞いたりして、あるいは実際市民の方々とイベントに取り組んだ経験を通して、これからの観光というものは、これまでの全国共通画一的なものから、市町村の文化や伝統などをアピールした独自性の高く、個性的なものや時代の要請にこたえるものへと変わってきていることを実感しています。

5日ほど前、静岡市議会で市長が「B級グルメも観光資源」と答弁されたことが新聞に載っておりました。静岡市では、シティーセールスと観光、イベント推進事業本部を統合した新しい組織を設置し取り組みを強化するとのことでした。同市で開催される大道芸ワールドカップin静岡は世界じゅうから芸術家が訪れ、また大勢の見物客が訪れにぎわう大変有名なイベントになり、世界にその名を上げています。また、きのうのテレビでは、岡山県美咲町が特産を使った卵かけ御飯で環境庁の賞を受賞されたことが取り上げられていました。人口1万5,000人の町に名物卵かけ御飯を食べに年間14万人のお客様が訪れるとのことでした。仕掛け人は同町役場産業観光課の職員で、既に第2弾として次の企画もでき上がっていると頼もしい発言がありました。

では、我が町ではどうでしょう。

町内の観光資源を活用して毎年大勢の人々にぎわう吉田港まつり花火大会や小山城まつりはイベントとしての成功例と言えると思いますが、今後、このほかにも住民の知恵と工夫といった住民パワーで我が町への観光客の増加を見込める事業展開ができるのではないかと考えます。一例を挙げますと、我が町にある花と緑のいやしの公園、県営吉田公園の入園者数はチューリップまつりや秋の七草まつりなどのイベントが功を奏し、特にチューリップま

つりが行われた4月には10万人余も来園者がありました。本年度11月末現在の来園者数は約16万人を数え、その数は年々増加傾向にあります。県外や町外から訪れた人々には公園内に置かれている吉田町マップが大変好評で人気があります。これは、我が町にとって一つのチャンスであると考えますが、いかがでしょうか。公園を訪れる人々に、町内に足を延ばしてもらうよう町内観光スポットや地場産品をPRすれば、町内への経済効果も期待できるのではないのでしょうか。そこで、今後の我が町の観光事業の展開について、町長に考えをお伺いいたします。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の我が町の農業ビジョンと政策についてお答えします。

農業の現状といたしましては、農用地は吉田田んぼを中心に水田が南北に断続し、また、牧之原台地の東の端丘陵地帯は小規模ながら茶園があります。農業の経営規模は、全般に零細ではありますが、温暖で水資源に恵まれた立地条件により、町の主要作物として水稻、レタス、茶等を主体に農業生産を展開してきております。特にレタスは野菜指定産地として全国的に定着しております。また、一部農家では温室メロン、花卉等の季節園芸も導入し、農業生産の収れん化と経営の安定化を図っているところでもあります。

農業構造といたしましては、大企業の進出等による都市化に伴い農地の減少が進行し、その結果農業離れや兼業農家が増加する一方、農地の資産的保有化の進展等による担い手不足が進み、全国的見れば農業経営に関する課題は山積しております。当町の場合は、工業の発展に伴い第2次産業従事者が著しく増加したことにより、農業人口の減少と兼業化が進み、専業農家数は大幅な減少となっております。また、農業を含む第1次産業従事者は、全就業人口の1割に満たない状況であります。農業従事者の減少及び周辺農地の宅地化は、今後さらに進行するものと考えられますので、これまでは農地の流動化につきましては顕著な進展を見ないまま推移してまいりましたが、今後、農業従事者の高齢化、経済負担を伴う農機具の更新、担い手不足から農地の流動化が進展する可能性は大きなものになることが予想されます。このような中、当町の農業ビジョンにつきましては、農業を取り巻く環境を整備するとともに、米、レタス、茶などの重点作物の生産振興を図ることに尽きると考えております。したがって、吉田町の総合計画に示す農業に関する諸施策を実現するために、毎年度策定する実施計画や予算に事業費を計上しております。

また、昭和55年に施行されました農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を平成7年に策定し、平成12年、平成18年に改定して現在に至っております。この構想は、県の定めた基本方針に即しながら、吉田町における今後の農業の基本的な方向を明確にしたもので、農家の代表者や農協、農業委員会、農林事務所などの関係者の下で策定されたものでありますが、その主なものは認定農業者等の担い手育成及び支援、農業経営改善計画の認定審査、農用地の利用集積及び遊休農地対策、女性農業者の育成、新規農業者の確保及び育成、持続的農業の推進などであります。

認定農業者等の担い手につきましては、農業経営者に対し農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業累計ごとの農業経営の指標、農業経営を営む者に対する農用地の集積に関す

る目標などを示し、効率的かつ安定的な農業経営者、いわゆる認定農業者を育成しようとするものであります。認定農業者数の確保につきましては、平成22年度の基本構想目標、38経営体に対しまして現在の数は42経営体で、既に達成をしているところであります。

町では、吉田町農業経営振興会を農業経営の主力組織と位置づけ支援をしております。この会は、認定農業者等が会員となっておりまして、企業的な感覚を持って意欲的な経営を行う農家や組織の育成と会員相互の研さん、連携を図り、農業経営者にふさわしい地位の向上と地域農業の振興に寄与することを目的として設立され、現在会員は100名で、野菜部会、温室部会、茶業部会、根菜部会、畜産部会、特作部会、認定農業者部会、女性部会、経営者部会の9部会があり、重複して部会に所属している方もございますが、それぞれ部会ごとの専門的知識、技術や地域的な研究活動を活発に行っております。

活動の一端を申し上げますと、農業経営振興会では、全体研究視察として7月に大分県日田市の大山町農協が行っている、農家とともに農家所得を上げるための農協経営の方針や事業内容の研修と、農家レストランや地産地消の販売所などを会員34名が視察をいたしました。また、11月17日、18日に第12回全国農業担い手サミットが埼玉県で開催され、振興会役員5名が参加いたしました。ここでは、全国の担い手が一堂に会し、農業経営の状況や課題についての認識を深めるとともに、総合研鑽、交流を行い、自らの経営改善と地域農業の発展に資するものであります。また、女性部会では、7月に片岡会館で大豆の普及をねらった食事会と食育の拡大を推進したレシピの展示や、8月の米消費拡大と普及を勉強するため愛知県大治町の米粉パン研究会の視察研修、11月の小山城まつりでの手づくりみその無料配布、12月14日には社会福祉協議会への手づくりみその寄附など女性部も活発に活動されております。

後継者の育成につきましても、農業経営振興会の中に後継者部会がございまして、現在11名が所属し家業の農業に従事しております。先般も、10月の伊豆の国市で開催されました全国ニューファーマーの集いに3名の会員が参加し、情報交換や交流会、研修会に参加いただいております。

新規就農者支援につきましては、平成21年度新規就農者の実態調査結果について申し上げますと、平成10年以降20年までに新規就農された方は18名となっております。本年度に入り数件新規就農について問い合わせがあり、農地の貸し付けや就農相談等の情報を提供しているところであります。

農業委員会の活動としましては、法令業務だけではなく、農政対策や農地の流動化、担い手の育成等の業務を行っておりますが、平成20年度に調査したところ30.1ヘクタールの遊休農地があることを確認いたしました。遊休農地解消対策について、関係機関との検討を重ねた結果、農業委員会内に遊休農地解消対策実行委員会を設置し、神戸の日の出地区において町内初となる市民農園日の出農園を開設し、町の農政対策の一翼を担っております。また一方、榛南農協の取り組みといたしまして、水稻では、秋の収穫時に農協のライスセンターを利用し、乾燥からもみすり、包装までの作業を一貫して行うことにより、収穫作業の効率化と受託作業面積の拡大を図っております。また、米の収穫後の裏作レタス栽培では、農協が生産農家に対しまして榛南のレタスとして秋冬出荷のための栽培講習を実施し、育苗センターを利用することにより農作業の軽減及び効率化が図られ、定植作業に集中でき、定植圃場の拡大も図られております。集荷されたレタスは京浜市場へ出荷する体制も確立されている現状でございます。

さきにも申し上げましたように、吉田町の農業を展望しますと、レタスを中心とした産地の育成と農業経営振興会や農協、農業委員会、農林事務所と協力して将来担い手となる後継者の確保や農業従事者の支援、優良農地である吉田田んぼの保全と環境を整えていくのが我が町の農業ビジョンであると考えております。なお、さきの9月議会におきまして、農業が産業として成り立つ要件としまして「もうかる」「おもしろい」「やる気のある人」との答弁につきましては、農業振興会が掲げている目的をより具体的に述べたものでありますので御理解いただきたいと思います。

2点目の観光資源の発掘と活用はについてお答えします。

我が国では、平成18年12月の観光立国推進基本法の成立、平成19年6月の観光立国推進基本計画の閣議決定と観光立国の実現が経済社会の発展のために不可欠な国家的課題とされております。また、平成20年10月1日に国土交通省の外郭として観光庁が発足し、訪日外国人旅行者、日本人海外旅行者双方向の国際観光交流の促進や国際会議の誘致促進、宿泊を伴う滞在型観光のため観光圏の整備の促進等に取り組み、観光立国の実現を目指しています。

観光庁では、観光立国の実現に向けた取り組みが効果的に進められるよう、当面の目標や具体的な施策及びスケジュールを示した観光庁アクションプランを策定し、観光立国推進基本計画では、観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針や訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にする。日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にする。国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にする。日本人の国内旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年までに年間4泊にする。我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすなどの目標を掲げるとともに、その達成のために必要な施策等を進めております。

県では、国内外の観光交流客が持続的に拡大する富国徳魅力ある地域を創造することを目的に、静岡県ならではの観光魅力づくり、静岡おもてなしの実践、誘客戦略、観光魅力の発信等の事業を実施し、観光立地県静岡を掲げております。当町では、観光資源や宿泊施設が少なく、観光施策としてたこ揚げ大会、吉田町港まつり花火大会、小山城まつり等を観光協会に委託し、町3大イベントとして実施をしております。今年度の各種イベントにつきましては、町制施行60周年記念事業として事業を実施し、吉田町たこ揚げ大会1,100人、吉田町港まつり花火大会3万3,000人、吉田町小山城まつり2万3,000人と天候にも恵まれた昨年と比較して、町内外から多くの方々の参加をいただき盛大に実施でき成功したと感じております。

吉田町の観光交流客数は、各施設利用者数、イベント公表人数、観光レクリエーション客数、宿泊客数の合計でございますけれども、平成18年度は15万4,550人、平成19年度は21万8,381人、平成20年度は19万9,989人でした。ただし、宿泊されるお客様につきましては、平成18年度は1万1,789人、平成19年度は1万1,814人、平成20年度は8,328人となっており、ほとんどが平日宿泊で仕事での利用が大半であります。今後このような交流人口を観光に結びつけ、休日を利用した楽しめる、休息できる観光につなげるよう観光協会関係団体を支援し、各イベント、各施設の充実を進め、協会主催以外のイベントでも協力できる範囲で支援してまいりたいと考えております。

本年6月4日に静岡空港が開港し、交流人口の変化が出ているため、空港ターミナルビル内においても吉田町PRブースで小山城、吉田公園、特産物のシラス、ウナギ、レタス等の

情報発信を行い、知名度アップに努めているところであります。その中でも、吉田うなぎなどのパンフレットはたくさん出るようになったり、問い合わせが増えております。このようなことも観光資源の再発見につながっていけばと考えております。

観光協会会員の観光会社、宿泊施設、飲食業といった異業種が連携し、観光商品の開発を進めたり、宅配便で商品を送るときに「欲張りマップ ようこそ吉田町」等のパンフレットを入れることで吉田町をPRするなど、個々の会員がそれぞれの事業と観光事業のかかわりを御理解していただき、吉田町の観光振興を推進していただいているものと受けとめております。

町単独事業ではキャンペーンを開催できないため、県観光協会主催の北海道キャンペーン、ふじの国しずおかフェアに参加し、札幌市イオンで11月13日から15日の3日間、吉田町のPRを実施いたしました。来年2月には福岡キャンペーンが計画をされております。富士山静岡空港開港に向け、3年前から静岡空港周辺地域観光振興研究会に参加をしております。この研究会は、空港周辺市町7市2町の行政で構成をされ、空港開港をきっかけに観光振興でどのように事業展開するかを研究する目的で発足し、空港利用者等に利用時間の前後で周辺を観光できる簡単なコースや半日を周辺で過ごすコース、周辺全体を観光できるコースなどを提案したり、関係パンフレットを観光協会と一緒に発行をしております。観光会社とも連携をとり観光商品の開発にも生かすような提案を現在も進めております。吉田町単独では、なかなか情報発信も大変であるため、静岡空港周辺圏域の観光資源である静岡空港、SL、大井川、お茶とあわせ吉田町の情報発信しております。

各市町単独で観光資源を紹介するだけではなく、連携することで線をつなげた観光コースの提案もできるため、観光県としてのとらえ方が必要になってまいります。例えば、花をキーワードにした花鳥園、吉田バラ園、島田バラ園、吉田公園などのコースであったり、城をキーワードに掛川城、田中城、勝間田城、小山城、高天神城といったように広域で連携することにより観光資源になる新たな可能性が出てくると考えます。このようなことにより、単独の観光資源だけではなく広域での観光資源の利活用、発掘を考えていくことが有効であると考えております。県では、そのような観光圏を支援する事業も実施しております。本年度の観光県事業で、仁川世界都市祝典へ富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会として吉田町も参加し情報発信をしたところであります。吉田町の観光資源の価値を評価するものは、外部の不特定多数の観光客でありますので、観光客が観光資源に興味を示さなければ実際的な価値は創出できません。外部の人間をアドバイザーとして招くなどの活動、食に注目し地元の食材を利用した特産品、観光協会の新規事業展開など民間と連携をとり検討してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長から御答弁をいただきまして、何点か再質問のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、農業のビジョンと、それから政策についてお伺いをしたわけでございますけれども、初めに、農業費が大体7年間の平均で大体1億円というふうになっておりますが、その農業費の内訳について、産業課長のほうからちょっと御説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

20年度の農業費の中で御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、予算の執行の内訳でございますけれども、主なものにつきましては負担金、補助金となります。これが全体の51%を占めております。この主なものとしましては、県の農林事務所で工事を実施しております榛南広域農道であります。これにつきましては、補助率が国費50%、県40%、町が10%で、3,245万3,000円の負担をしております。

また、大井川用水でありますけれども、これにつきましては昭和20年代から40年代に国営かんがい排水事業により整備されました、その用水路を保全事業の負担金として217万1,000円を負担しております。その他としましては、大井川土地改良区への負担金として773万円、農業経営振興会と部農会にあわせまして300万円余の補助金を出しております。

20年度の委託料でございますけれども、農業振興地域整備計画の5年に一度の定期変更に伴いまして基礎資料の見直しと計画書の見直しということで、作成費としまして462万円の委託費を実施したところであります。あと、工事の費用等につきましては、都市建設課のほうで230万円ほど農地のほう予算持っておりますので、それらについて執行しているような状況で、主なものとしましては以上のようなものでございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大事なものが抜けておまして、中にやっぱり人件費というものがございすね、職員の人件費です。職員の人件費が予算の中の34%、これが職員の人件費になっております。

それから、今課長から説明をいただきましたように、あと大きなものは負担金、補助金がございます、それらを引いていきますと1億円の予算のうち、農業の振興費に使うお金というのが21%ということに計算上なります。これで本当に農業振興ができるのかということをお私に思うわけでございますが、その21%の振興費の、残りの21%の中には農業委員会の委員報酬を初め農業経営振興会の補助金等が入っておるわけでございますので、やはり今町長から答弁をいただきましたように、これから本当に農業が大変になっていく中で、吉田町の農業をどういうふうにしていくのかということをお考えたときに、農業費の使い方の中身を考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それで、1点お伺いをしたいんですけれども、今吉田町の農業ビジョンについて説明がありました。今の職員体制の中、あるいは1億円の予算の中で、これから行政が求められていることとはとても大きくなっていると思っておりますが、担当課長といたしまして、今後の農業振興で行政が担う部分について、どのように取り組んでいくのかということについて、ちょっとお伺いをしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

今の質問でございますけれども、吉田町は平坦地ということで、最終的に残る農地としましては吉田田んぼが残るのではないかと感じております。吉田田んぼにつきましても、国道150号から上のまとまった88ヘクタールほどを、あの農地を将来的にもわたって残していくのがこれからの町の仕事だと思っております。それにつきましては、あの優良農地に20年代から過去に圃場整備をやりまして現在あるわけですが、大分時間たちまして用水路等の傷みもありますので、それらにつきましては今国営の工事で、今後21年度以降

用水路の整備、また真ん中を走っております排水路につきましても、本年度から3年間かけて、県と2分の1ずつの調査をしているような状況でございますので、吉田田んぼを守るといのがこれからの必要な施策だと考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 課長から、今御答弁をいただいたわけですがけれども、予算の中の30%が職員の人件費に充てられているということを考えますと、そうした農業の関係者の方々は行政に大変やっぱり期待というか、仕事をしっかりしてもらいたいよと、問題を解決するために仕事をしてもらいたいよということだというふうに思うんです。そういう今の農業が抱えている課題を解決するために、十分にそれにこたえられる職員であってほしいわけでございます。そういう意味で、今から質問をしていきますけれども、そういう時代の今の求められていることに対して、役場の職員はちゃんとそれにこたえた仕事ってできるような体制、それから専門知識等を持っているんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課の農政部門につきましては、私も含めまして4名の方が配属されておりまして、それぞれ林業の部分に携わっている者もおりますし、鳥獣保護の関係も入っているわけですがけれども、それぞれ農政の農業委員会の事務に携わっている者もおるといの中で、複合的に仕事をしているわけですがけれども、それぞれ県主催なりの、そういう研修等へ出ておりますので、能力があるかないかということとは別に、皆さんが、職員頑張っておりますので、これからも勉強して農政について健闘して頑張っていっていただけるように思っておりますけれども。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） それから、次にいきたいと思います。

なかなか新しいデータというのが入手ができないことではございましたけれども、農地が大分減ってきているということでありました。農地が1年間でどのぐらい減っているかということをお聞きしたいと思います。課長の答弁を求めます。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 農業委員会の年度別の事務処理件数でございますけれども、過去3カ年、18年度から20年度の年度別の農地転用の件数及び面積でございますけれども、平成18年度の農地転用に係る法第4条と第5条の申請でございますけれども、これにつきましては79件で、4.57ヘクタールが農地転用をされました。平成19年度におきましては76件で、3.43ヘクタール、また平成20年度、昨年ですけれども、おきましては91件で、4.64ヘクタールが転用されました。3カ年の合計で申しますと、件数としましては246件、面積としては12.64ヘクタールが農地から宅地に転用されたという状況であります。面積がちょっとわかりづらいかもしれないんですけれども、よく東京ドーム何個分とかという表現がございますけれども、東京ドームの建築面積が4万6,755平方メートル、約4.7ヘクタールでございますので、3カ年で東京ドーム2.7個分が農地から宅地に転用されたという状況でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

大変農家の方は、やはり高齢化が進んでいて、担い手が不足をしている状況で、農家も減

ってきているのではないかというふうに思いますが、まだ調査が、5年に一度の調査ということが国のほうで行われている関係で、次の調査が来年の2月の調査ということなので、今実際の、本当に今の数字というのがわからないので、もう一度出たところで質問をする必要があるのかなというふうに思いますが、古いデータでちょっと話を進めていきたいというふうに思います。

町長に伺いたいと思うんですけれども、町長が農家というものについて、後継者がなぜいないのかということにつながるとは思いますけれども、やはりもうからないと、実際所得が100万円ないんですね。農業生産所得というのがとうとう平成17年度に、私が調べた数字ですけれども、1世帯当たり100万円を切ってしまいました。そういう状況の中で農業を続けていこうということも実際難しい問題だと思います。そういうことで農家の数も減っているし、農地も転用されていて、今の状況になっているのかなというふうに思うんですけれども、町長が、もうかる、もうからないと農業はやれないという、そういうことだと思いますが、先ほどの答弁を聞きますと、何か農業振興会の受け売りなんですか、受け売りと言葉悪いですが、農業振興経営会の議論として、農業というのはもうかるからおもしろい、そういうことで農業をやって、そういうことでないと農業は続けられないという、そういうことが経営振興会の中であったわけですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 別に農業振興会の方々の、いわゆるアンケート調査であるとか、データを収集したわけではありませんけれども、基本的に職業、またその職業でもって生計を立てると考えた場合、その職業に従事するか否かといったら、まずやっぱりもうからないと人間やらないと思うんですよね。それは、後ろにいる塚本課長も、20坪ぐらいの自分で楽しみながら農業をやっているようなんですけれども、これ別に趣味の農業でございまして、趣味の農業じゃ飯食えんですよね。したがって、やっぱりもうかるといいますのは、やっぱり基本的に農業を産業としてやっていく方の必須の条件ではないかと、そう思うんですよね。もうかれば、人間というのはおもしろいもので、やる気が出てくると、おもしろいと。そういうふうになっていくんじゃないでしょうかね。だから、やはりもうかるというのは農業が産業として成立するための必要条件だと私は思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

町長から、もうかるということが必須条件だという言葉聞いた上で次の質問にいきいたいと思うんですけれども、今までずっと農家の方は、今までのやり方でいくと、結果今のように農業が衰退していく状況になってしまったわけですね。それで、町長がその農業を続けていくためには、そのところで採算がとれていかなければならないということでお気づきになられたということでもありますので、私は、そのために町として何ができますかと、何をしていかなければならないですかということをお聞きをしたいわけでございます。それが農業のビジョンということで私はとらえたんですが、町長が考える、じゃ農業がもうかるためには、それはどうしたらいいのかということについてお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に、一つの産業が成立するかどうかというのは、やはり現在の

ような近代国家の体系が崩れて現代国家の体系になっていくと、単純にもはや国境等でいろんなものをとめることはできないと。また、市場というものは開放していくというのが一つの流れでございますので、そういう中で考えた場合は、やはり大きな枠組みとしては基本的には国の農業政策であると思っています。そういうふうな中で物事を考えた場合、やはり利用集積を図って大きな専業農家をやっぱり育てていくというのが農業が一つの産業として成立していく条件であると思っておりますので、そういうふうな条件がやはり国内的にもないと、なかなか農業が、いわば産業として成立することはなかなか難しいと私は思っております。

あとは、そういうふうなことが一つの、整備されていくなれば、その中において農業というものを自分の職業としてやっていく方というものは、やはり一つの淘汰されてくると私は思っておりますけれども、それについて吉田町が町の行政として、その淘汰にどうのこうのということではできませんけれども、ただ言えることは、農業経営振興会という認定農業者の会がございますので、そのような方々がやっぱり農業というのはおもしろいんだ、農業をやりたいと言うためには、常に情報収集にかかわらなきゃなりませんので、例えば答弁の中でありましたように、農業のサミット等に行ってもらおうとか、いろんなところに私のほうから知っている限りで情報を提供するとか、当然産業課も提供するわけでございますけれども、そういう形でやはり情報を提供して、やはり農家の方々がさまざまな形で、その情報をもとにさまざまな経営というものを革新していくというふうなところに、やはり吉田町の農業というものが将来的に産業として成立していく基盤があるのではないかと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 将来の形として、経営的に成り立つ産業としては大型化をしていく、大型化の専門化をしていくということだと私はちょっと受けとめたんですが、何か首を振られているのでそうではないのかなと思っておりますが、ちょっと続けさせていただきますけれども、じゃ先にお伺いします、どういうことか、もう一度お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） もうかる、どなたがというのは私申し上げるわけにはまいらないんですけども、やはり農業をやっていて、もうかるという発言をされる方、吉田町ですけれども、基本的にはやっぱりリピーターであると思っておりますね。現実にある特定の、いわゆるところが、その方のいわゆる申し出の価格でもってある一定の面積を全部その方に提供するところがありますね。そういうふうなところがありますので、基本的には、やはりその農業者の方が生産するものに、やはりリピーターとして多くの方々がつく。また、その方のいわゆる、提供する農業のさまざまな作物というものに対して、いろんな例えばレストランであるとか、有名なレストランであるとか、そういうようなところが現実に食指を伸ばしてくると、そういうようなことが現実にあるわけで、その方がどのくらいの、いわゆる農業の面積をやっているかというのはわかりませんが、それは、やっぱりある一定以上の面積は当然のことながら必要ではあると思っておりますけれども、それだけでもって必ずしも農業というものがおもしろい産業として成立するかどうかは、また別な問題であると思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 農地法が改正をされると、改正されたということで、施行が今年中にもされるかされないかということになっていると聞いています。今回の農地法の改正によっ

て、何がどうなるのかということと思うわけですが、それは課長に手短にちょっと御説明をしていただきたいんですが、農地の流動化をとめるということと、それから担い手がない、後継者がいない、耕作放棄地が増える、農地が減るといふことに歯どめをかけるように、参入がしやすいようにもなるということの方向で改正をされるんじゃないかと思いますが、そこ1点、課長にお伺いしたいのと、それから、もう一つ質問したいのは、これは新聞で、県議会が閉会をされたみたいなんですけれども、県知事が、今度の農地法の改正によって、希望する市町には知事の権限を移譲するということが出ておりました。確かに、地域主権で地域が自分たちの町の土地の活用を考えるということは、趣旨は大賛成なんです、吉田町として、そういうことになっていきますと、吉田町の農地はどうなっていくのかと、農家はどうなっていくのかという不安があります。その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、農業委員会のほうも、農協のほうも、今回の農地法の改正で大分農業に焦点が当たっているというふうに見ましたが、県の農業の農業会議、それから吉田町の農業委員会、それから全国の農業会議から要望書が届いているかと思えます。それは、農業委員会の守備範囲が広くもなるので、きちんと事務局体制の人を育ててくれというような趣旨だったかと思えますが、そういう状況が変わっていく中で、吉田町に任されている部分とはどんどん大きくなると思うんですが、その点、町長がこれから吉田町の農業をどうしていくのかというところで、私は専門性をもっときちんとつけた農政をきちんとやっていくべきだというふうに思いますので、総括の答弁でよろしくお願ひしたいと思えます。

まず農地法のことです。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 細かいことは産業課長が後ほどお答えしますが、基本的に農地法の改正は、確かに議員がお話したようなことが確かに表面的には並べられておりますけれども、基本的なところは私は違っていると思えます。日本の、いわゆる一番最大のがんは、結局土地資本主義、土地を持つということにいわば物すごい執着心を日本人は持つわけです。土地というものが、いわば生産材として流通しないというところに、いわば農業の限界性があるとされているわけで、その農地の流動性を増やすというところに私は基本的なところがあると思っています。

例えば、零細農家でも、土地を手放さないのはなぜかという、基本的なそれがいわゆる財産だからです。日本人は土地というものを財産と考えているというところに、いわば農業の最大の問題があるわけで、いわば資本財は動かないと、いわば財産として考えるから、いわゆる資本財として動かないところにあるわけで、農業をやる場合の資本財は土地ですから、基本的に、その土地が動いていくというようなところに恐らく農地法の改正の本当のところがあるんじゃないかと思っています。

それと同時に、基本的に日本の農業と農産物は、議員御承知のとおり、非常に安全であるというところが着目されているわけで、やはりそれ相応の規模があつて、本当にやる気のある人間がやれば、私は農業というものは非常におもしろい、もうかる産業として定着していくんじゃないかと思っています。今後、農地法が改正されて、現実に土地の流動性というものが増した場合、どんなふうになっていくかということですが、それについては、さまざまな今後の取り組みがあると思うんですけれども、中央であるとか、その辺の情

報を収集しながら、いわば産業課における農業のいわゆる事業に専従する人間がどんなに育っていくかということは今後考えてまいりたいと思っています。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

主な農地法の改正を簡単に言いますと、今まで保有していたものを今度利用するだよと、そういうような方向に法を変えたいということです。農地の減少を食い止めるために農地を確保するとともに、農地を貸しやすく、借りやすくしまして、農地を最大限に活用することを目指すということでございます。それらにつきまして、農地法等、農業経営基盤強化法、四つの法があるですけれども、それらの改正ということが主なあれになります。

あと、県知事からの委任されたというやつにつきましては、面積のやつが今まで3反以上というやつが決まっておったわけですけれども、それが市町村へおりてきまして、3反なり4反という農家資格の関係ですよね、その辺のやつがおりてきたということで、当町としましては農業委員会へ諮りまして、今までどおり30アール、3反という形でお示しをして、農業会議のほうへ報告したという状況でございます。

よろしいですか。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

ぜひ、専門性の高い役場の体制で農政をやっていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

最後に、農業のことをもう1点、遊休農地を市民農園にされたということでしたけれども、それ町民に募集をして、町民で借りたい人がいたら借りるということの手続きをしっかりとやっていただきたいというのと、どういうふうにするのかということと、今後展開をするときには貸し手と借り手がきちんと情報が出て、借りやすくするように、そこをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 遊休農地につきましては、今言われたことを農業委員会が実行委員会をつくりまして、貸し手と借り手のほうの話の中でやっておりました。つきましては、今ある日の出農園につきましては、初めに付近の方たちに駐車場用地がないものですから路上駐車等をして交通違反を起こしても困りますので、近隣の宅造された宅地のところへ計画をしました中で範囲を広げていって情報発信をしたわけですけれども、現在あと2区画残っている状況でございますけれども、一応埋まらない場合どんどんエリア広げて、一応募集をかけた経緯がございますので、今後の第2弾につきましても、その辺のことも踏まえまして広報活動をやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） あと、観光のことについて、最後にお伺いをしていきたいと思っております。

いろいろと言いますか、今後の観光について広域圏でやっていくという話は十分理解をできました。そういう中で、そうですね、交流人口を観光につなげていくため施設の充実を図る、それから団体を支援していくということでお答えをいただきましたけれども、こうした、できる限りの支援をしていくということによって交流人口を観光につなげていくという取り組みは、どういうふうに、どこがやるのですかということの質問と、それから、今回質問の

中で、私はイベント観光という、そういう言葉が出てきたということで、企画次第かなというふうに思いますが、そうした役場のアイデアというものをどこでやっていくのかということと、ところをちょっと御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 答弁の中でも申し上げましたように、当町につきましては観光資源が乏しいということで、イベント観光的なものが3大まつり等がメインになっておりまして、観光協会が主体として今まで運営をしておられるような状況で、今後も、町としましては観光協会を支援していきたいと思っております。それら観光協会以外の当町におきましての各団体のイベント等が開催されているような状況がございますけれども、そういう情報を事務局である産業課のほうへ申し出ただけですれば、協力できるものについては観光協会を通じてまた支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

また、ぜひ吉田町の活性化のためによりしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

◎発言の訂正

○議長（増田宏胤君） ここで、5番、藤田和寿君から12月4日の本会議における発言について、会議規則第61条の規定によって発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

さきの定例会12月4日に審議されました第77号議案につきまして、私、5番、藤田の質疑の中で、4款衛生費榛原病院負担金財政支援について質問を行った際、大変不適切な表現がありましたので、その言葉を訂正を議長に申し出ましたので、よろしくお願ひします。

訂正したい発言は「盲目的」を「無条件」に訂正をお願いいたします。会議規則第61条の規定により申し出ます。

○議長（増田宏胤君） 発言の訂正です。よろしくお願ひします。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は18日金曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時01分

開議 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 改めておはようございます。

本日は定例会15日目、最終日でございます。

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 本日の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第1、第78号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

補正予算書の4ページ、5ページでございますが、今回のこの補正については、国庫金の減額ということで基金を崩して財源振替ということで、それとあと高額療養費の増額補正ということになっているわけですが、基金が大分、国庫補助の減額によって、基金を取り崩すということになるわけですが、ある程度の基金の積み立てをということで、今までやってきたわけでありまして、この基金が大幅に減額になるということは、今後また来期に向けて、税率というか、その見通しがまた、今年度は税率を減額したわけですが、下げたわけですが、来年度の見通しというか、これは研究費の関係で、その辺の関係で多分難しいとは思いますが、見通しがまずどうなるのかということと、2点目は、2,300万ほど高額療養費が増額補正されておるわけですが、この高額療養費の増額ということは、一般の料金も増額ということになるかとは思いますが、その医療費の動向というのですか、前年度と比べてどんな推移になるのか、これが2点目。

それで、3点目は、やはり医療費が増額ということに、医療費の抑制ということで保健事業というか、その辺はどんな施策を講じているか。メタボもそれだとは思いますが、その辺の推移、何ですか、状況を教えてください。

以上3点お願いします。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

ただいまの御質問でございますが、まず医療費というのは御存じのように、あっせんによる偶然の要因ということもございますので、今回、税率改正に伴って医療費が大幅に伸びておるということではございますけれども、これは今後の医療費の動向を見ていきませんと、まだこれが継続して行くものかどうかという、ちょっと判断できかねますので、この辺はちょっと動向を見きわめたいと思っております。

それに伴っての、税率改正ということでお話あったわけでございますが、医療費の発生がこういう状態でございますので、今直ちに税率の改正ということは現時点では考えておりません。

それから、2つ目の高額療養費の関係でございますが、これちょっとうちのほうで調べたもので、20年の1年間と、それから21年の3月分から8月分までの高額療養費の平均をちょっと比べたものがありますので申し上げますと、月平均でしますと被保険者数が200人増えています。それから、件数では22人増えています。それから、医療費については172万8,000円が増えています。それから、1人当たりの件数の医療費、1件当たりの医療費では822円増えるという状況でございます。また、全体としまして、今申し上げたのは平均でございますので、これらが全体的に伸びているという状況にあります。

それから、3つ目の保健事業の関係でございますが、これ議員御指摘のように、昨年度から特定健診というのが始まりまして、20年度につきましては30%も増えてありまして36.1%ということではございました。本年も、まだ最終が終わってませんので、はっきりしたことは申し上げることはできませんけれども、目標が40ということになっておりますので、それに向かって今頑張っているという状況でございます。

以上です。

○2番（枝村和秋君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿です。

今、同僚議員から質問されたことに関連するわけでございますが、今回、国庫支出金の減額補正ということになっているわけで、このものは来年度、予算においても、もちろん同じような格好でなされたものですが、保険税の見直しを本年度3月にやられたわけでありまして、

その概算となるものが、そのときに参考資料としていただいたものの予算計画案というのが、21年度から24年度までなされているわけで、その見直しをやられているのかという点の確認をしたいと思っております。どのような見直しで現状こうなるかということも、あわせて確認したいと思っております。

それと療養給付費の補正ということで、増額補正ということで、今、同僚議員からもお話があったんですが、加入者の動向等を、その辺のところを、どのような試算をされているかといった点を確認したいと思っております。

それと、今年度当初において税の一部改正を行ったばかりでありますけれども、試算等やられて、今後の動向について一度確認であります。今どこでも見直しというのは、現状に合わせた見直しを行われているわけで、その見直しについて、再度であります。どの

ように考えているか確認したいと思いますのでお願いします。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 1点目の昨年、税率改正を行ったときの計画税の見直しというところでございますが、これは23年度あるいは24年度ぐらいを目標にということで今つくったものでございます。

それで、このときにつきましては、23年度ないし24年度ということですので、それまでの間の若干流用財源ということでございます。しかも、このとき策定したのは、大綱分の予算的なもので行っていたということで、若干とおきまして流用財源はありますので、仮に、仮と言っておかしいんですが、医療費の伸びが当初計画した1.5%、これは16年から19年の平均を出したものでございますが、このあたりで、これ一般療養給付費のことでございますが、伸びでいくなれば、おおむねその繰入金を納める必要ないということでは考えておりました。

ただ、国庫の関係ございましたので、若干の変動はありますけれども、大きなぶれと申しますか、それはないというように思っておりましたが、今回10%を超えるような、前年比10%を超えるような大きな伸びという現状になっておまして、基金のほうから繰り入れをしたということで、その24年度までにつきましては大分、細かな計算というのはちょっと申し上げることできませんけれども、基金のほうに変動していくのではないかと。

しかしながら、この医療費の伸び、先ほど申し上げていたんですが、医療費の伸びにつきましては、不測の動きをするということもございますので、この辺が、見通しがはっきりしませんと申しますか、先のことでございますので、ちょっとはっきりわからない部分がございますので、この辺が何ともいえない部分ということで、ちょっとお答えするしかございませんけれども、見直しについてはうちのほうでもやっております。

それから、加入者の動向ということでございますが、先ほどちょっと、高額療養費については申し上げたんですが、一般の療養給付費の場合で申し上げますと、昨年1年間の平均被保険者数については7,111人、ことしに入りまして、3月から10月までの平均が7,313人ということでございますので、これが202人ほど増えておることになります。

それから、今後の動向ということでの御質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げていたように、医療費の動きと申しますか、こちらのほうははっきりしませんと、ちょっと何ともいえない部分がございますけれども、ただ現在、基金のほうもある程度ございますので、それに足りる、要は基金で賄えるような状況であれば、それに対応していくということで、当初、目標値は医療給付費等の25%ということで申し上げて、それに変わりございませんけれども、ただ基金があるにもかかわらず、その税率改正ということにはならないのではないかと思いますので、その辺を医療費の動向を見きわめながら今後も考えていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

今の御説明で、医療費が10%も伸びているということで、そういった非常時のための基金でありますので、基金を取り崩して使用するのは何ら問題はないと理解するわけでありまして。ただ、今、昨年に比べて約202人ほど増えているということで、世の中の流れというものが、

社会保険のほうから国保に入られる方々が増えているという事実もあると思うんです。

そういったことで、やはりもととなるものが少しずつ変化している場合において、今後のこととして、一番心配されるのが税の未納です。未納状況というものが、これから二番底が想定されるということで、国・県ともに、我が町においても5億円ぐらい、来年度税収減になるのではないかと今回の臨時会での御答弁もあったわけでございまして、それに伴いまして、保険を納める方々の生活等を考えて、税収の、今しめてない段階ではありますが、現状をどうなのかというのを確認したいと思います。まずそれを1点確認します。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 収納率でございますが、11月末現在の状況で申し上げますと、ほぼ前年並みといえますか、昨年と同じぐらいの状況で今推移しております。おおむね49%前後ということで把握しております。

〔「もう一度」の声あり〕

○町民課長（大石修司君） 49%ちょっと、余ということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今、前年並みだということで安心したわけでございますが、今後、来年度以降に向けて厳しいものが予想されるのではないかと思います。

そこで、最後でございますが、基金というものが、限りあるものではございませんので、積みるときには積んで使うときは使うということであるんですが、ボーダーライン、分岐点というものがあると思うんですが、どの辺の程度を想定しているということと、それに向けて、今後、補正を、もう今後はないと思うんですが、3月に再度あるかもということはあるんですが、そこでの判断というものが、どのような形で今後なされるか。税の見直しを、今当分は考えていないということではありますが、その基金の動向を見ながら、医療費の動向を見ながら、やはり英断を下すときも必要ではないかと思うんですが、それはもうその財政的な裏づけのもと、その時点で、どの時点でも決断をするという認識でよろしいのでしょうか。というのは、ずるずるとやってしまっただけで、おかしくなってから取り返しのつかないことになって困りますので、ある程度、そのおかしくなられる前の時点で手当はされるというのは妥当だと考えるわけですが、その判断が、世の中の健康、医療費の伸び等を考えて、英断を下すときも出てくると思うんですが、そのときには速やかな判断をするといった認識であればよろしいですか。それを最後に確認いたします。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 先ほども申し上げておりますが、医療費につきましては不足のうちということでございますので、3月の末というお話もあったんですが、今回1億3,000万の繰り入れということをさせてもらっておりますけれども、今後医療費の伸びぐあいによりましては、予算は1億3,000万でございますが、執行段階で調整を図るということもございます。

税のほうが最終的に決まっておりますので、その辺をにらんだ上で3月の補正については考えさせていただきます。

ただし、医療費につきましては、ちょっと例年冬場といえますか、こちらのほうが伸びが大きいということもございまして、その辺もちょっと今心配をしているところではござい

ます。

いずれにしても、3月の時点ではもう少しはっきりした形でお示しできるのではないかと思います。

それから、医療費そのものが、先ほど言いましたように、この状況が景気によっては続くかどうかというのは、ちょっと不透明なものがございますので、今は社会保険から国民健康保険に移行といいますか、そういう傾向が非常に大きいんですが、景気の回復によって、また社会保険に加入ということになりますと、やはりこちらも十分変わってくるかなという部分ございますので、これはその状況といいますか、その時期になりませんかとはっきりしたことを申し上げることはできませんけれども、ただし基金が底をつくようなことにならないような形では考えております。

以上です。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 今回の補正で、入のほうで、私も全協であえて確認したんですけども、今の質疑を聞いていると、どうも問題点がぼけているというかずれていると思うので、再度確認します。

今、基金繰入は1億3,000万、これは医療費が上がるだろうということで、入れますよというのは、この間も言ったように9月補正で1億3,000万ぐらい医療費が増えるだろうと予測して補正しているわけで、それはもうわかります。

もう一つの国庫支出金の減1億600万のところの問題と混同しているようで、そこを私が、これは制度が変わったときに、20年度から21年度にかけて見落としていたんでしょといったら課長そうですということを言ったと思うんですけども、そこをまだ議員の側も混同していると思うし、ちゃんと町民に説明するときに、どこにミスがあって、そこがもう改善されましたよというところは私ははっきり言ってほしくて全協で言ったんですけども、何かそこがあいまいにちょっと終わっているんですけども、そこをもう1回説明してください。そしたら理解できると思うんですけども、ほかの人も。

問題が、この補正で、枝村議員が言ったように、国庫負担金が減ったから基金取り崩して埋めるんだよという理解している人もいるわけだから、そこはそうではないんだよということをはっきり説明してください。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 国庫支出金につきましては、療養給付費の国庫負担金、これを算定する際に、前高齢者交付金という制度が新たにできまして、これを財源から、財源という、特定財源ですか、ということで控除すべきところを控除しなかったというのが一つの原因でございます。

それから、この前もちょっとお話ししたんですが、9月補正と、それから今度の12月補正を御覧いただきますと、非常にわかりやすいんですが、今度の減額について、本来でしたら9月補正のときに一緒にやれば今言った御説明も非常につきやすいというのがあったんですが、今回の場合ですと、国庫支出金の療養給付費の負担金と、それから基金のほうということで、さらに2項目ということになっていますので、それがそれに係ったのではないかと

うような見方を特にされるとと思いますが、今回でいくとそういうことになります、一連の流れで御覧いただきますと、医療費が非常に伸びているということも一つの原因でございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第2、第79号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第3、第80号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

を議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

これは議案の5ページでございますが、この中に、今回はこの機構の役割が徴収事務にプラス軽自動車の関係の事務、あるいは研修の事務ということで追加されるわけですが、その変更でございますが、徴収事務については、昨年度の決算を見ますと、本税に対して1,400万ほど、全体と督促合わせて1,880万ほどの成果があったわけですが、この軽自動車の事務の関係は徴収事務が含まれてないと思うんですが、この軽自動車の移動事務というか台帳の整備とか、そういうの、町にどのようなメリットがあるのか、一貫して機構にお願いしてどのようなメリットがあるかということと、もう1点は、今まではこの負担金について、基本負担額あるいは書類件数割で去年の決算、このお金を納めているわけですが、これ以外の事務によって、どのぐらいの町が負担をするのか、機構へまた納めるわけですね。負担金はどのぐらいの額になるのか、この2点をお願いします。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

まず1点目の軽自動車の関係が新たに機構の事務に加わるという関係のメリットということでございますが、こちらにつきましては、申告書の関係で管理の集中化、電子化することになりますので、これによりまして、県とそれぞれの市町でやっていた審査とか確認作業などの重複している事務が省かれるような形になりますので効率化されるということで、まず人的負担が軽くなるということがございます。

それから、共通データとして、申告書の保管等も、今度広域連合の機構のほうで、まとめて保管するというようになってきますので、物的な効率化も図れるというような状況となっております。

それから、今言ったのは四輪の形、格好になりますが、四輪の軽自動車の関係になりますが、これにあわせて、原動機付自転車の関係の車体番号、各町でやっている車体番号の突合も同時に行うということになっておりますので、二重登録等の確認作業も1カ所でやるということで、事務の改善が図られるということでございます。

それから、負担金の関係でございますが、まず参考資料の、ナンバー1の2ページを見ていただきたいと思いますが、現行としては徴収事務ということで、現在、基本負担額、処理件数割額ということで、と徴収実績割額ということで規約のほうには定めてございますけれども、20年、21年につきましては、基本負担額と処理件数割額という形で負担をしている状況でございますが、22年度からにつきましては、これに徴収税実績割ということで、そちらが加わってくるような形になってございます。

具体的な金額を申しますと、基本負担額につきましては、20、21、20年も10万円ということで変わりはありません。

それから、処理件数割額につきましては、これが、20、21は20万、1件20万ということで負担をしているわけですが、22年から徴収実績割が加わるということで、単価が下がってきてまいります。20万が13万円ということで、1件13万円に下がってくるような状況となっております。

それから実績割でございますが、こちらにつきましては、徴収実績の10%ということで負担するような形になりますので、20年の、20年度分です。3月までの徴収実績の額が1,854万2,555円ということになっておりますので、その10%ということで、185万4,000円という形で負担するような形となってまいります。

それから、新たに加わる部分の負担金の関係でございますが、まず徴収以外の研修にかかるものの負担金の額でございますが、まず今回、変更後の別表の、第17条関係の別表の徴収以外の業務に関する税務研修事務ということで、負担金につきましては基本負担額と人口割額ということで負担するような形になっております。こちらにつきましては、今のところ機構のほうで試算をしたところで積算を、各市町のほうで負担している金額というものが、まず基本負担額につきましては、当初につきましては4万3,000円、それから人口割額につきましては2万円ということで、合計6万3,000円ということで示されてございます。

それから、軽自動車税の関係の負担金につきまして、これは基本負担額と処理件数割額ということで変更後負担するという事になってございますが、基本負担額につきましては、これは県のみが負担するという事になっておりまして、市町につきましては処理件数割額を負担するという事になっております。申告書の書類分の単価が今120円、点数データということで、別の処理を部分の点数データ分ということで単価が50円という形で示されてございます。申告書の処理分につきましては、これにつきましては、前年の、前年ということは、21年度の1月から12月までに処理をした分の実績分掛ける120円という形で負担するような形になります。同じく点数データ分につきましても、その実績分掛ける50円という形で負担するような形になりますので、今、実際にする負担額につきましては、今月までに処理した分の数字でその単価を掛けたというような形の負担金を納めるというような形になっております。

以上でございます。

○2番（枝村和秋君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） すみません。今の同僚議員の質問で、今、話聞いたんですけれども、もうちょっと端的に言うと、軽自動車税の部分をこの広域連合に委託するということになるわけけれども、今までやっていたやり方と広域連合に委託するようになった、今、金額言ったんですけれども、端的に言うと、具体的には幾らぐらい増えるということになるというふうに理解すればいいですか。

今まで市長村会でしたっけ。そっちに委託していた分を、今度のこの改革で、改正で、広域連合へ委託するようになる、変わるだから、そこで増えるのか減るのかというところを、ちょっともう少し、大まかでもいいですから、幾らぐらいかということ。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） 負担金でございますが、軽自動車税の部分だけ、軽自動車税の部分だけで結構ですか。

軽自動車税の負担金につきましては、今までは町村会を経由して申告書のほうをいただいていたわけですが、それが機構のほうを経由して、そちらのほうでデータ化してという形でもらえるような形になっていきます。

一連のところ、町村会を経由してそちらのほうへ負担金を納めているわけですが、そちらにつきましては20万円ほど納めているわけですが、今回、申告書の書類分につきましては、ちょっと単価が上がってきておる状況になっておりますので、試算をしまして申告書類分につきましては3,800件掛ける120円ということで、あと点数データ分につきましては500件掛ける50円という形です。合計48万1,000円という数字が出るわけですが、それと比べますと、町村会のほうへは20万円ほど納めてきておりますので、28万円ほど増額というような形にはなってくる状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今回の広域連合での徴収業務に変わること、町自体として、人的な軽減になるという今お話もありましたし、負担金においては増額になるというお話であります。人工的にも何人工か軽減されるのか、そのメリットというものが、よく見えないんですが、それについての説明をお願いしたいのと、税のシステムが、町村の組合のほうから広域連合に変わるといって、ソフト的な、町の税のソフト的なもので、今後ソフトの改定ということ、施行されてから、その予算立てをするようになるのかと。今の時点では、費用的なものが増えて人的なものが減るということでメリットは見えているわけですが、22年の4月1日以降は、これに変わる予定になっているんですが、そうなった場合、町がそれに対応してなされるものを、予定、想定されているものがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

この、一緒に人工的に軽自動車税、データを移行するということにつきまして楽になる面はあるわけですが、実際にデータ化をするに当たりまして、具体的にはもうデータが来るのは来年の10月以降という形になってございます。

そのデータにつきましては、22年度の課税につきましては、当初4月が納付という形になってきますので、従来どおりの課税の仕方という形になってくるものですから、22年度につきましてはその辺の同じような形でやるものですから、実際には楽になる部分というのは少ないかとは思っています。

それから、電子データという形になってきますので、そのデータをそのまま、今既存のシステムのほうへ、課税システムのほうに入力して処理をして課税までという形にするに当たりましては、どうしてもシステムの開発費用等も加わってくると、加えないと楽になってこないという分もあるものですから、そちらのほうをまた、システム変更等も考えましていくということも考えております。

さっきお話したように、紙で今まで回ってきた分がデータ化されてきて、そのまま処理できるという部分につきましては、大分職員のほうも楽になるような状況になってきます。それから、加えて先ほど言ったように原付の部分の、二重課税等の改善も図られてくるということになりますので、その辺の作業等も大分楽になってくるとは思います。

それと、あとはソフト的なもので、今後、特にそれによって、中の職員の部分、徴収、収の管理部門のほうで今、実際に軽自動車の課税のほうをお願いしているわけですので、そち

らにつきましてはもう少し、人工分が浮いた分につきまして、徴収の部分へ力を注げるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

今の説明を聞いていますと、メリットが見えてこないというか、直近においては、従来どおりの事務が継続されるということではありますが、この広域連合の形での議論というものについて、さまざまな、これに移行するに当たりましてなされていると思うんですが、その過程で、これ本来ならば広域でやることによって基礎自治体の業務が軽減されるといったことでこういうものはなされてくると思うんですが、こういうことはないと思いますが、広域連合の職員を賄うために仕事を増やしているというような議論も国等で、事業見直し等で議論なされているわけで、それと同じようなものが県においても行われては非常にまずいと思うものですから、その辺についてしっかり議論がされているかというものが確認しているかどうか、それについて確認をしたいと思います。

ソフト面での移行というものもあると思うんですが、そういったものも、やはり費用対効果も必要だと思いますので、明確な形で試算を、こういうことをやるに当たっては、担当課として試算されていると思うんですが、もう少し具体的に、やはりメリットというものをやはり出さないとまずいと思うんですが、人工的にもこうであり費用的にもこうであるといったことで、トータル的に見てメリットがあるということの御答弁をいただけるのであればよろしいんですが、今の御説明ですと、どうも町民に対して我々が説明するに当たって、この移行が本当に町にとっていいものなのかなというのが見えませんが、その確認をもう一度お願いしたいと思います。

2点ありますのでお願いします。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） メリット、ソフト面のことを言われているようですが、実際に経費等の削減の部分につきましては、これは軽自動車だけでなく、研修の部分につきまして徴収の関係の、以外の研修をやるという形の部分の中で経費の節減等に関してちょっと御説明させていただきたいと思いますが、まず今まで各市町、それから各財務事務所管内ごとに研修をやっていた部分を通して県の機構のほうでやるということになってまいりましたので、その中の講師につきましては、今各市町の専門的な知識を持って、経験が豊富な職員を講師にという形で登録して行うということで、その辺で経費の節減をするというような部分もございます。それによって、もう少し職員のスキルアップという形の部分が加えるような形になってくるとは思います。

それから、専門研修等も行っているわけですが、各市町におきまして、各外部団体、外部機関を利用して、東京へ行ったりとか名古屋とか、そちらのほうへ向かって行って研修をしている部分につきましても、逆に講師をこちらのほうへ招いて行くことによりまして、受講料とか旅費などの経費の削減ということ、受講機会の拡大が図れるというような部分も実際にはございます。

それから、今、軽自動車税の関係につきましても、今まで各市町で二重登録、先ほど言ったように原動機付自転車等につきましても、県内の各市町の車体番号の突合を行うことによ

りまして、二重登録を防ぐということの確認作業が、各市町でやることが省かれて、人工的には楽になるというような状況となってまいりますので、その分ほかの業務に向けるというようなことができると思います。

それから、この広域連合のほうへ事務を加えるということにつきまして、当初の県の構想の中の一元化構想の中で行われているということで、これから順次行っていくという中で、まだこれから法人等、県と共通する部分のデータのほう、データを共有できるものにつきましては共同調査を進めていくとか、なるだけこれから人と費用がかからないような形で、そういうことを優先しつつ統一をしていくということで今から向かっていくと思います。

それから、今回のこの機構の、規約を変更するに当たりましては、各市町、いろいろ協議をした中で、今回こういうことで規約の変更で踏襲できるものについて徐々に規約に加えて一元化に向けていこうということで行っておりますので、各市町の協議の後、やった後、こういう形で変更ということになってきております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、最後です。

今、課長の答弁で、各市町の意向を踏まえた上での今回のこの改正であるということ、十分わかりました。

では、我が吉田町の考えというものはどのような形で反映されているのかと、そういう場があるのかと。もし場がない場合はどのように補完されているかというものを、最後に確認して質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） 当初としては、この分につきましては、今回、この規約の変更、加える機構のほう、加えるものに、この事業につきましては、それぞれワーキンググループ等立ち上げた中で、議論をして進めて各市町へ動向、意向等を集約しまして、今回このような形になってきておるものですから、うちのほうとしても、それなりのメリット、デメリット等も考えた末、こちらについては賛同するというような形をとってまいりました。

先ほど話したように、軽自動車税につきましては、データ化することによって、職員の人的の負担が軽くなるという部分等もございまして、それから研修につきましても、今まで遠くへ出かけていっている研修を近くへ来て内容が濃い研修をやっていただけるということで、そちらにつきまして賛同をさせていただきまして、規約の変更ということになってございます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 以上で質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第81号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第4、第81号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第82号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第5、第82号議案 町道の路線認定についてを議題とします。
質疑を行います。

13番、八木 栄君。

- 13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。
愛宕前2号線について質問をします。

ここは、道路が、今現在が、役場のところから出て行って、中学校から出て行って信号機のところ真っ直ぐ行ったたばこ屋の横のところ入ったところですけども、一応突き当たりになっていて、そこに緑地があって、その辺も伺いたいんですけども、それも緑地は、ここを造成やるに当たって必要とされた面積で緑地としてこういうふうに設けられていたのかということと、そこを今度道路にしてしまった場合、その緑地が、この土地利用とかそういう関係でもし緑地をつくったとしたなら、その緑地はその面積の部分をどこかほかにつくなくてもいいのかなというふうに思っておるんですけども、その辺について説明をお願いします。

- 議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

- 都市建設課長（大石悦正君） 愛宕前2号線の関係でございますが、この関係につきましては、位置指定の道路でできたという話になっております。

それから、緑地の関係でございますが、緑地については3%の緑地が必要でございます。それについては、今後道路をつくっていくときに緑地を設けていくわけですが、その辺で考えています。

また、残地等ありましたら、そこへもつくっていききたいなど。その付近で考えられる緑地をそこへ設けていききたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

3%というのは、この近所の、この周りの宅地に対しての3%。その辺が、それで面積的に、今ある面積と同じくらいは今度それではまた、その同じところにつくるのか、それとも今度できる道路の周辺にそれを持っていくのか、その辺がちょっと、はっきりお願いします。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 当然、この付近へということで今考えております。

その付近といいますと、中臨港の3号線のところに、一部緑地が膨らんでいるところがございますが、その辺も考えたりという形で、今、緑地のほうをどこへ持っていくかという形で、当然9メートルの道をつくるということになりますと、歩道も確保していかなければいけないと。そういう中で、緑地ができればありがたいと考えております。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第6、発議案第8号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、八木 栄君の説明を求めます。

13番、八木 栄君。

[13番 八木 栄君登壇]

○13番（八木 栄君） 発議案第8号について御説明申し上げます。

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について発議をいたします。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年12月18日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、八木 栄。賛成者、吉田町議会議員、杉村嘉久君、同じく藤田和寿君、同じく永田智章君、同じく八木宣和君、同じく河原崎昇司君。

それでは、本案の朗読をいたしまして、説明にかえさせていただきます。

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書。

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持、回復することは、全身の健康の増進や療養、介護のQOL（生活の質）を向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証をされている。

しかしながら、公的医療費の抑制により、患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっている。さらに、インターネットによる調査では、不景気を理由に、今後歯科の受診頻度を減らす、全く行かないとの回答が34%となっている。同調査では、不景気の家計への影響が非常に大きいとの回答者による受診抑制は、内科の34.2%に対し歯科は48.6%と群を抜いている。2009年2月、コムネット調査によります。

また、歯科の診療報酬も昨年引き上げられたとはいえ、過去3回のマイナス改定を補うものではなく、新たな包括拡大によって点数が引き下げられた項目もあり、医院経営改善に結びつくものではない。

さらに、歯科医師初め歯科衛生士、歯科技工士の労働環境は大変厳しく、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所では、廃校、定員割れが起きているほか、私立歯科大、歯学部では、今年度6割が定員割れとなっている。このまま事態を放置すれば、歯科医療の崩壊を招きかねず、多くの国民の健康保持に支障を来し、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、国においては、歯科医療費の総枠を拡大し、患者負担を引き下げ、保険でよい歯科医療が提供できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記。

- 1、患者窓口負担を軽減すること。
- 2、良質な歯科医療が提供できるように、診療報酬を改善すること。
- 3、クラウン・ブリッジなど補綴の保険外しを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日。

静岡県榛原郡吉田町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

八木議員、御苦勞さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（増田宏胤君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付しました「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の委員会継続調査について

○議長（増田宏胤君） 日程第8、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、また議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成21年第4回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） さて、本当定例会において当局が提出いたしました議案について熱心に議論をいただきまして、本当にありがとうございます。最終的に本当にたえて感謝しております。

榛原病院の問題は、今後、西原市長の言ではありませんけれども、詰めの段階でいい方向へいくと、そんなふうに思っておりますけれども、最後の詰めに慎重に見きわめたいと思っております。

さて、藤田議員のほうから、当局の危機管理について質疑が出ました。私、町の危機管理の現状と今後の政策方針についてということで、あの文章は私が一人で書いたものです。ある議員からは、大学の講義のようで非常にわかりにくかったという御意見がございましたけれども、非常に私はわかりやすいことではないかと思っております。

二元代表民主制というものは、藤田議員のいつかの一般質問の際にお答えしたことがございますけれども、昔は議会の中から首長というものが選出されて行政を執行しました。その結果として汚職の蔓延と、みんなで総ぐるみで汚職をするというふうなことで、アメリカからそれではまずいと。やはり民有権者の利益のためには、いわば行政の執行というものは独立の人間にやってもらわなければならないという形で二元代表民主制が成立したわけがございますけれども、もう一方の意味は、首長が議会を監視しろと、こういう形で、双方向の監視というものが、その政治理論の根底には横たわっております。それは政治理論の普通の本を読めばわかりますので、ぜひ読んでいただきたいと思っております。

さて、その場合に、議会の危機管理というものは一体どんなふうになっているのでしょうか。あえて皆様に質問をしたいと思っております。

私が、町の危機管理の現状についてお話ししました。基本的には、危機管理は2つございます。リスクマネジメントとクライスマネジメント。

リスクマネジメントは、危機が発生するのを未然に防止するためのものです。クライスマネジメントは、不測の事態が発生した場合に、それにどのように対処するかというのがクライスマネジメントの本旨でございます。

議会の信頼というものがよく言われるわけがございますけれども、とどめを刺したのは、私は三星の事件ではないかと思っております。

議会はまず、監査委員に対して、監査を皆さんの議決でもってお願いしました。監査委員は御承知のとおり、我が国監査史上、空前絶後の、前代未聞の、利害を調整するかぎへというものを振りかざして、問題はないという内容の監査結果を出しました。

それに対して、当然のことながらクライスマネジメント、不測の事態が起きてくるわけ

でございますから、いかにその不測の事態によって生じたダメージをコントロールするか。すなわち、議会に対する社会からの信頼感やそのほかのダメージを最小限に、それがダメージコントロールです。

代表監査委員は、恐らく、抗議の電話、いろいろなさまざまなことで疲労こんぱいしておやめになられたと思うんですけれども、物すごいリアクションがあったと私は思っております。

当然のことながら、それについて、議会の皆様が監査をお願いしたわけでございますから、議会の皆様が利害を調整する権限について当然のことながら当の監査委員に説明を求めるのは当然のことです。しかしながら、その発言すらも議会が否決してしまったと。さらにダメージを重ねたと。信頼の喪失にさらに信頼の喪失。二乗の信頼の喪失を重ねたと。

一方の委員会の委員長であった藤田議員は、最終報告について議決を求めるばかりか、反対に発議案7号という、監査委員の出した、全く問題がないという監査結果と、問題があるという監査結果を2つ合わせた。そしてそれを通してしまった、発議案の代表者として。悪い言葉で言えばみそとくそを一緒にしてしまったということでしょう。そして、結果として、さらにダメージをもらったと。

議会に信頼感があるかどうか、私は知りません。しかしながら、今回の議会の報告会で町民の方々から、三星の件について議会にその責任を問う声が圧倒的だったと私は聞いております。もしも議会の皆様が、議会の信頼というものをもう一度お取り戻しにしたいと。また、お取り戻しにしなければならぬと考えるならば、改めて最終報告について、当然のことながら改めて吟味し直し、議案上程、やらなければならないと。そして改めて、監査委員に利害を調整した件について説明を求めるということをしない限り、そこをふたをして、そのまま通っても、基本的にはまた同じようなことが起きると私は思っております。

議会の皆様の議決権の行使の最大の判断材料は、議案というものが町民の利益にかなうかどうか、それにあると私は思っています。町民の利益にかなうという判断があれば、恐らく議決されるでしょうし、町民の利益にかなわないということになれば、当然のことながら、さまざまな議論の果てに恐らく否決という形になるでしょう。

皆様は、町民の皆様から、有権者の皆様から、お一人お一人が議決権という形で、この町の運命を決する権限を負託されております。その負託にこたえるには、最終的には、町民の皆様が信頼にこたえるかどうか。議会というものが、今言ったような形での、要は、くさいものにはふたをするか、しないか、そういう問題も大きな問題となってくるのではないのでしょうか。

私が議会に、三星の問題についてお願いしたのは、はっきり言うところのことです。これまでの町政において、首長が恣意性を働かしたものが結構ございます。恣意性、すなわち勝手気ままな判断に基づいてやったことがございます。まさに三星というものは登場人物が5名、非常にわかりやすいものです。なぜそのようなことが起きたのか、我々は我々として検証結果を出しました。しかしながら我々には権限がございません。議会の皆様にもって改めて、それを調べていただいて、どのような形で恣意性が働いたのか、それを検証していきたくったんです。

基本的に、行政の運営にとって一番大事なことは、私は、どのようなトップが、どのような人間がトップで選ばれようが、恣意性の働かない行政運営、これをつくることは最終

的な行政運営の要であると思っております。

議会の皆様も、忝意性を働かせることが非常に問題あったと考えるならば、ぜひともその点について改めて考えていただきたいと思っております。

先日の全員協議会では、当局もそうでございますけれども町民の皆様から寄せられたさまざまな案件等について、検討して公表するとお聞きしております。私も議会の皆様にお願いしたことがございまして検討しますという答えがございましたので、しかるべき日に、しかるべき答えが参るものと思っております。

その答えをもらったときに、改めて議会の皆様に懇談会をお願いしたいと思っております。

以上、私の議会定例会の終わりのごあいさつでございますけれども、寒さが募ってまいります。ぜひともお体を大事にしてよき年をお迎えになりますよう祈念いたしまして私のあいさつといたします。

ありがとうございました。

〔「議長、発言を求めます」の声あり〕

〔「5番、発言を求めます」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 発言内容については、後日私がお聞きします。

◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 本日、ここに平成21年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今期定例会は、12月4日の開会以来、本日まで15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

本年は、1年の世相をあらわすことしの漢字に「新」が選ばれ、11日、京都の清水寺で発表されたところであります。

昨年アメリカ発リーマンショックに端を発した世界同時不況の続く中、8月の衆議院選挙で民主党が圧勝し16年ぶりの政権交代となり新政権が発足したことに加え、新型インフルエンザが世界的に大流行し世界各国に感染が拡大したことや、5月に裁判員制度の新たな試みが始まったことによるものと思っております。

年末に向け、デフレ、円高、株安が重くのしかかっている経済状況の中、最悪の時期は脱したという見方もありますけれども、本格的な回復にはほど遠いものを感じられます。新しい年には、少しでも明るい経済の動向を期待したいと思っております。

議会におきましては、第2回の議会定例会で、議会改革特別委員会が設置され、11月には議会報告会を開催したところでありますが、議会改革の歩みを今後も着実に進め、町民の皆様との距離をさらに近づけるように努力してまいりたいと思っております。

今後も町民の皆さんに信頼され存在感のある議会を目指し、議会改革を推進していきたいと思っております。

いよいよ寒さに向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） これをもって、平成21年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午前10時13分